

「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」(第5回)

平成27年7月27日(月)
16時～
日本証券業協会 第1会議室

次 第

1. 国債の決済期間の短縮(T+1)化に係る検討状況について
2. 国債の決済期間の短縮(T+1)化に伴うRTGSガイドラインの一部改正について
3. その他

以 上



国債取引の決済期間の短縮(T+1)化 に向けたグランドデザインについて

2014年11月26日

国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ

1 グランドデザインについて

- WGは、市場参加者*における国債決済のT+1化の対応方針等の全体像を「グランドデザイン」として取りまとめた。
- グランドデザインでは、T+1化の実現方針として業務体制の見直しや市場基盤の整備を提示しているほか、日本国債の更なるグローバル化を展望し、国際標準を意識した取引スキームについて検討を進めることを標榜している。
- 市場参加者において、グランドデザインを通じ、T+1化の全体像の理解と具体的な対応検討を進めて頂くことを期待する。
- 今後、市場インフラ及び市場参加者の対応負担等を踏まえ、T+1化の実現目標時期の検討を行う。

※ 個人等のリテール向け取引(金融機関における窓口販売や個人向け国債の中途換金等)は対象外。

2 国債の決済期間短縮の意義・目的 (p.3~9)

- T+1化は、「決済リスクの削減」に加え、必要な市場基盤(インフラ)の整備を通じ、「国債市場・短期金融市場の流動性・安全性・効率性の向上」、「国際的な市場間競争力の維持・強化」に資するもの。

1. 決済リスクの削減

リーマンショックで顕在化した
国債決済リスクの削減

2. 国債市場・短期金融市場の
流動性・安全性・効率性の向上

国際標準の取引手法等の
導入を通じ、日本国債の
グローバルなニーズに対応

3. 国際的な市場間競争力の維持・強化

アウトライツT+1(GCLレポT+0)
を実現する市場基盤の整備

- T+1化を実現するには、T+0のGCLレポ(資金運用/調達目的のレポ)を迅速かつ効率的に行う市場基盤の整備が我が国には不可欠。

	米国	英国	フランス	ドイツ	日本
国債決済期間 ()はGCLレポ	T+1 (T+0)	T+1 (T+0)	T+2 (T+1)	T+2 (T+1)	T+2 (T+1)
担保割当機能	大手銀2行	決済機関(ユーロクリア、クリアストリーム)			なし

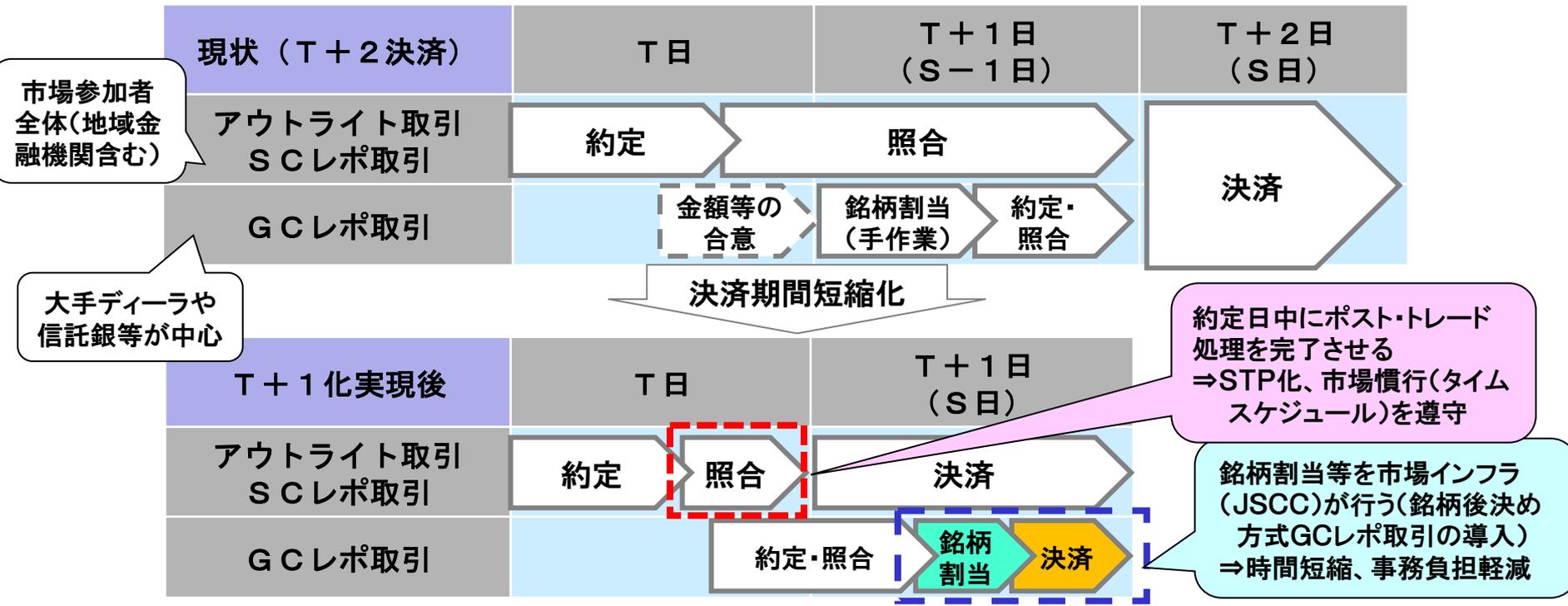
3 T+1化の基本的な対応イメージ (p.10,39)

① アウトライト取引及び SCレポ取引のT+1化

幅広い市場参加者の個別対応を中心とした、業務のSTP(約定から決済の電子的な一貫処理)化やCCP(清算機関)の利用促進

② GCレポ取引のT+0化

GCレポ取引を迅速かつ効率的に行うための市場インフラ整備



- ・ アウトライト取引
- ・ SC(Special Collateral)レポ取引
- ・ GC(General Collateral)レポ取引

買戻しや売戻しの条件を伴わない通常の売買取引
 債券の調達・運用を主目的とするレポ取引
 資金の調達・運用を主目的とするレポ取引

3 T+1化とグローバル化の課題 (p.12~16)

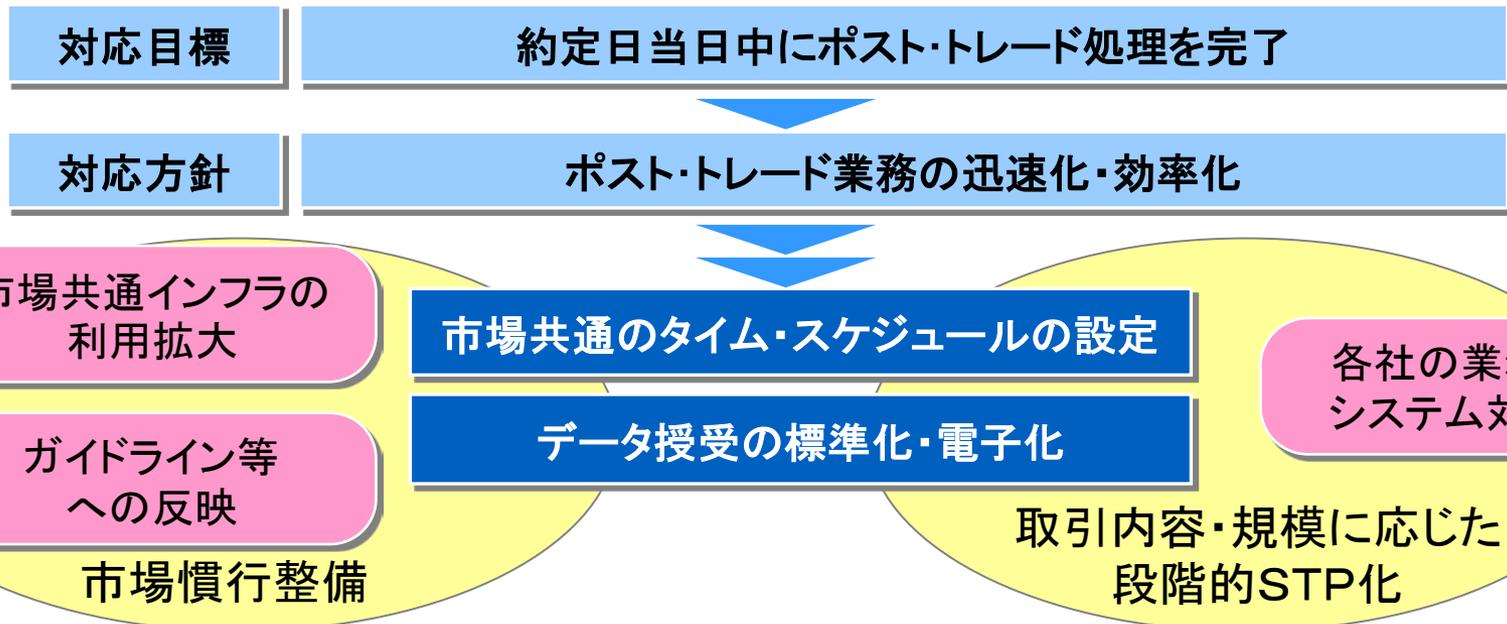
- グローバルベースの日本国債の利用ニーズが高まることが考えられる中、日本国債市場の国際競争力強化に資するよう、グローバル・スタンダードに沿った取引体制の整備を図ることが求められている。
- WGでは、このような観点から、現在、主流となっている日本版レポ取引（現金担保付債券貸借取引）に代わり、海外及びクロスボーダーのレポ契約において標準的な条件付売買形式（「新現先取引」）の普及に向けて、以下の対応方針を整理した。

T+1化を契機とする新現先取引の普及についての対応方針(概要)

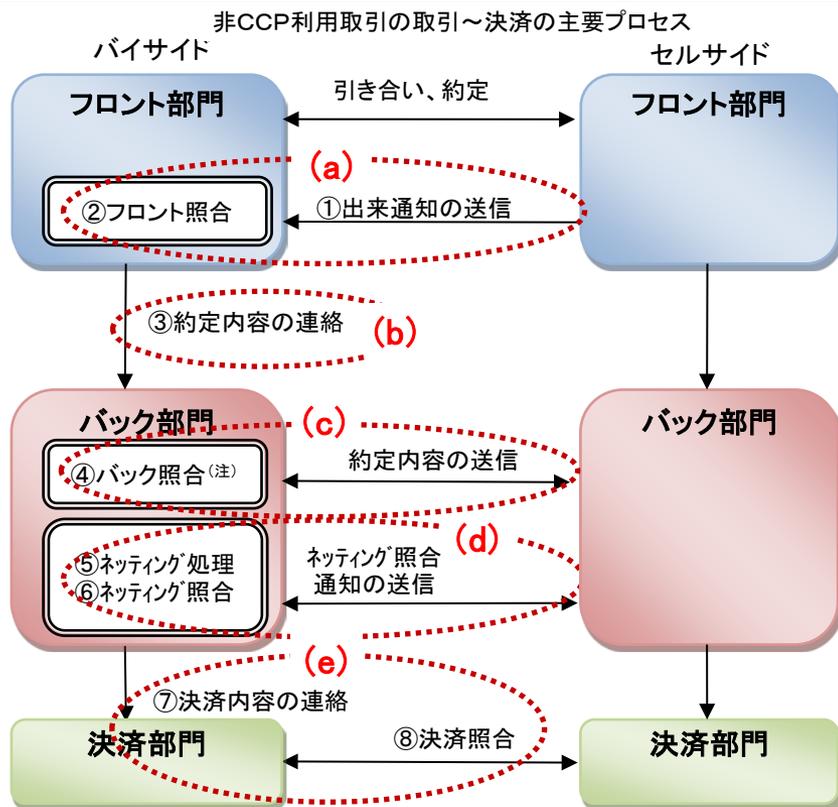
- 新たな市場として整備する銘柄後決め方式GCレポ取引(CCP利用)は、新現先形式を採用することとし、必要な契約等の準備とともに委託者等の理解・承諾の取得を図る。
 - SCレポ取引等その他のレポ取引についても新現先取引に移行するべくコンセンサスを形成するとともに、円滑に移行できるよう、移行方法やタイミングについて検討を行う。
- また、非居住者のアウトライト取引(現状、T+2とT+3が混在)は、まずはT+2決済を標準的に行えるよう決済事務の改善に向けた取組みを開始する。

4-1 アウトライト取引及びSCLレポ取引のT+1化 (p.17~37)

- アウトライト取引及びSCLレポ取引のT+1化のためには、「約定日当日中にポスト・トレード処理を完了させる」必要がある。そのためには、「市場共通のタイム・スケジュールの策定」と、各市場参加者において「データ授受の標準化・電子化」を取引内容・規模に応じて進めていただくとともに、市場慣行等の整備が必要になる。
- グランドデザインにおいては、市場参加者におけるT+1化対応の方向性等を具体的に整理するとともに、T+1化に係る市場慣行の整備方針等を明確化した。今後、市場慣行の整備方針に基づき、WG等で検討を行う。



参考：アウトライト取引及びSCLレポ取引の対応方針



(注) 保振照合システムで照合するケースもある

対応方向性

フロント照合の
段階的STP化

約定内容
連絡の
STP化

ネットting
処理の
自動化

市場参加者における対応策

a

出来通知の省力化及びフロント約定管理の電子化による事務の効率化・迅速化

b

バック部門への約定内容等の連携の効率化・迅速化

c

バック照合の迅速化

d

ネットting処理の省略もしくは効率化

e

決済照合の効率化

市場慣行整備の方針

- (1) RTGSガイドラインにおいて電子的手段を推奨するとともに目標時限(T+0取引を除く。)を新設・変更
 - ・ 受渡日前営業日の17:30までにバック照合を完了
 - ・ 相対ネットtingの対象取引は、同16:30までに約定内容をバック部門が受領した取引を対象とし、同16:30～16:45までにバック照合を完了
 - ・ 相対ネットting照合通知は、同17:00までに送付。また、相対ネットting照合は、同17:30までに完了
- (2) フロント照合指針の対象取引・参加者を拡大及び出来通知データの電子的な授受及び標準化を推奨
- (3) 相対ネットting指針において、バック照合における保振照合システムの利用を推奨
- (4) フェイルチャージ実務取扱指針は特段変更なし

- GCLレポ取引を迅速かつ効率的に行うために、新しい取引スキームとして、資金の調達・運用金額でGCLレポ取引を約定し、決済直前に第三者である中央インフラが国債渡し方の在庫銘柄から国債の割当てを行い決済する、「銘柄後決め方式GCLレポ取引」を導入する。
- 銘柄後決め方式GCLレポ取引のメリットは次のとおり。

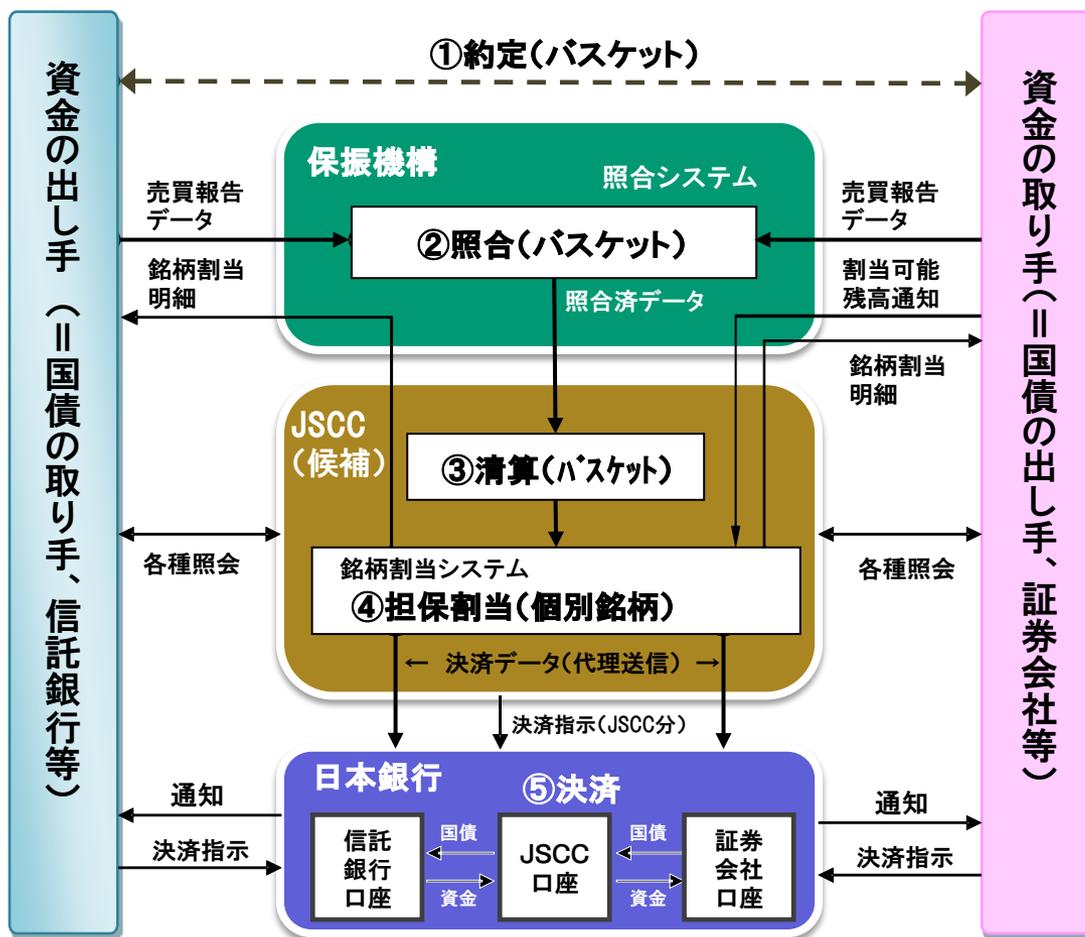
(銘柄後決め方式GCLレポ取引の主なメリット)

- 額面ではなく受渡金額ベースで約定するため、運用／調達金額の確定が迅速化。
- unwind/rewind方式による銘柄入替機能により、ターム物取引の利便性が向上。
- 中央インフラが照合、銘柄割当等の機能を提供することによる効率化、事務コスト低減。
- アウトライト取引及びSCLレポ取引の約定時間帯に影響を与えず、S日午前中にGCLレポ取引の約定を標準的に実行可能(S日午後も取引可能)な環境を提供。

- 当該中央インフラはCCPである日本証券クリアリング機構(JSCC)を想定。

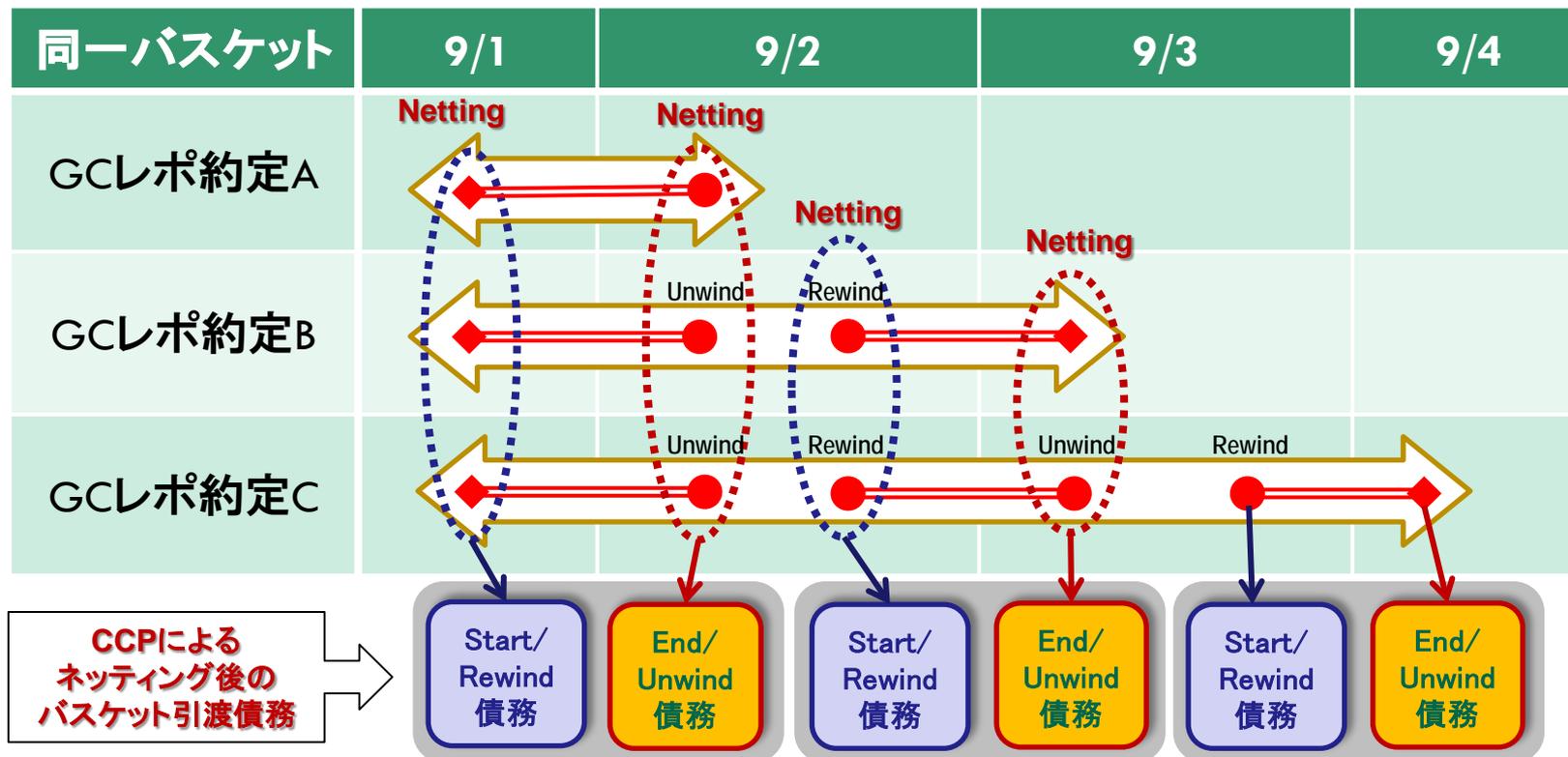
4-2 銘柄後決め方式GCLレポ取引の概要 (p.46~)

銘柄後決め方式GCLレポ取引の約定～決済のシステム及び事務フロー

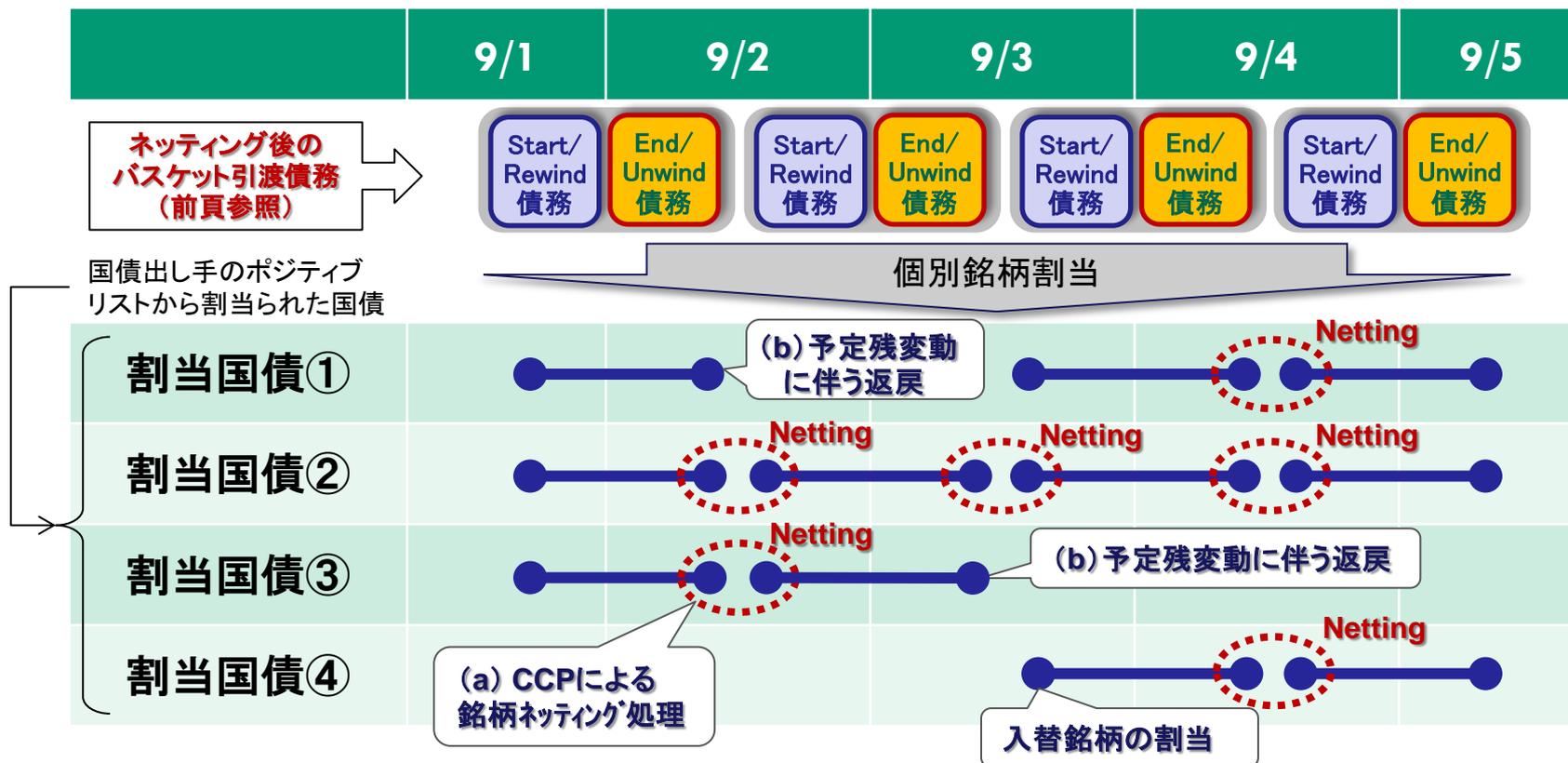


- 清算機関である日本証券クリアリング機構(JSCC)が銘柄後決め方式GCLレポ取引の清算・担保割当・決済データ作成を行う方向で検討中。
- 取引は国債種類(バスケット)につき金額〇〇億円の形(金額ベース)で行われる。
- 資金の取り手はGCLレポ取引に利用する在庫玉のデータを割当可能残高通知としてJSCCに通知。JSCCは参加者毎のGCLレポ取引のネットティング結果(金額)に対し、当該参加者の在庫玉を割当て、割当結果に基づく決済データを作成の上、日本銀行に送信し、決済が行われる。
- ターム物取引も含め毎日金額ネットティング、担保割当が行われる上、売買等により動かない在庫が優先して割当られるため決済量の削減が期待される。
- ターム物取引の担保銘柄変更手続き(Substitution)は不要(日々担保割当を行うため)。

参考： unwind/rewind方式及びバスケット・ネットティング (p.50~53)



- 9/1にA,B,CのGCLレポ取引を約定。「unwind/rewind方式」により、約定日9/1に銘柄後決めGCLレポ清算・銘柄割当システムはターム期間中のunwind/rewind分を含めて債務引受を行う。
- エンド/unwind債務、スタート/rewind債務は、それぞれ別個に、日々、債務引受の都度、ネットティングされる（上例で9/2にGCLレポ取引が約定されると債務引受時点で追加でネットティングが行われる）。
- 当日を決済日とするスタート/rewind債務のネットティング結果に対して日々銘柄割当が行われ、これに対応する翌営業日を決済日とするエンド/unwind債務のネットティング結果に対しても同じ銘柄・数量が割当てられる（次頁参照。unwind/rewind方式と併せ、詳細例はグランドデザインp.58~59を参照）。



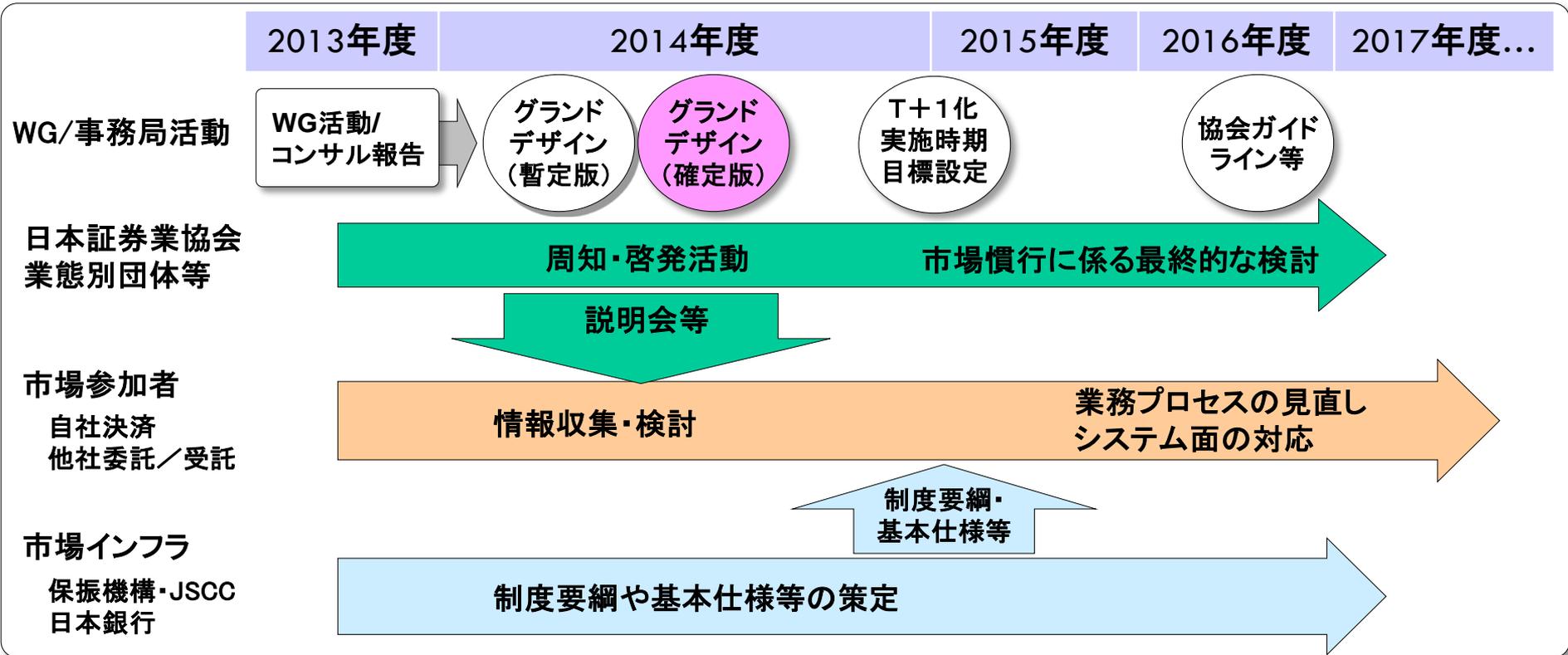
- 国債出し手は日々返戻を受ける国債のうち、売買等の他の決済に利用予定の分を除いた銘柄・数量を割当可能残高通知(ポジティブリスト)を銘柄後決めGCレポ清算・銘柄割当システムの提供者に提出する。
- 銘柄割当システムの提供者は当該通知に基づきスタート/rewind債務への割当を行う。スタート/rewind債務への割当時に返戻銘柄が割当てられた場合には、個別銘柄ネッティング処理により決済が不要となる(a)。他の決済に利用予定の分はスタート/rewind債務には割当てられず、返戻される(b)。
- なお、前述のバスケット・ネッティングの仕組みとセットであり、ロール取引(エンドを迎えた取引を繰り返し約定すること)における個別銘柄ネッティングも可能となる。

4-2 GCLレポ取引のT+0化(今後の検討課題)

- 今後、非CCP利用によるGCLレポ取引を円滑に行う方法について、幅広い市場関係者において更に検討を進める。
- 銘柄後決め方式GCLレポ取引に係る市場慣行等の整備、法定帳簿類(注文伝票、顧客勘定元帳、取引残高報告書等)の取扱い、会計処理方法等について、関係する検討体を含め、検討を進める。

5 今後のスケジュール

- グランドデザインの公表を受け、JSCCは基本的な機能を制度要綱として公表。グランドデザインや制度要綱を踏まえ、市場参加者は具体的な対応や予算確保に向けた見積り等を検討する。
- 市場インフラ、市場参加者の対応負担等を踏まえ、T+1化実施目標時期について、2015年春を目途に市場関係者による合意を形成することを目指す。





国債の決済期間T+1化の実施目標時期等について

平成 27 年6月 24 日

日 本 証 券 業 協 会
証券受渡・決済制度改革懇談会

国債の決済期間T+1化の実施目標時期等について

本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(以下「本 WG」という。)では、「国債取引の決済期間の短縮(T+1)化に向けたグランドデザイン」(以下「グランドデザイン」という。)における方針¹を踏まえ、市場参加者へのヒアリングや調査(別添1)を通じてT+1化に係る市場関係者の開発スケジュールの把握に努めて参りました。

この度、本 WG では、上記調査等を踏まえ、T+1化の実施目標時期を定めると共に、実施に向けた主要マイルストーン(別添2)を取りまとめました。具体的には、市場関係者は所要のシステム開発を2017年夏頃までに終え、同年秋口からの総合運転試験等を十分に行った上で、2018年度上期²のT+1化を目標とすることを合意いたしました。

また、別添2に記載のとおり、このスケジュールに沿って準備が行われるための課題・留意点についても、調査結果等を踏まえ整理しています³。

市場参加者におかれては当実施目標時期及び主要マイルストーンを念頭に、引き続き国債決済期間短縮(T+1)化、及び新現先取引への円滑な移行をはかるべく、業務・システム面の対応を進めていただくようお願いいたします。

今後、本協会及び本WGにおいては、引き続き関係当局・関係機関、市場関係者と協力し、円滑なT+1への移行及び新現先への一元化に向けて、必要な周知・啓発活動、市場慣行の整備等を推進していく予定です。

以 上

¹ グランドデザインでは、T+1化の具体的な実施時期の目標に関し、「市場インフラにおける基本要件を踏まえたシステム開発及びテストスケジュール並びに市場参加者側におけるアウトライト取引及びS Cレポ取引の対応も含めた対応負担・システム開発及びテストスケジュールの整合性を考慮し、市場参加者と市場インフラを交えた総合テストのスケジュールを設定しつつ、実施目標時期を定める」とされています(グランドデザイン、p.70)。

² 具体的には、2018年度上期の3連休が確保可能であるタイミングを想定しております。なお、2018年度上期の連休(予定)は、4月28日～30日(3連休)、5月3日～6日(4連休)、7月14日～16日(3連休)、9月15日～17日(3連休)、9月22日～24日(3連休)がありますが、本WGでは、現時点においては、4月又は5月の連休後を実施日と仮定して準備を進めることとしております。

³ なお、グランドデザイン(p.16)において「非居住者取引について、まずはT+2決済を標準的に行えるよう、決済事務の円滑化・迅速化策の検討を行うことが有益と考えられる」とされたことを踏まえ、非居住者取引に関し市場全体として取り組むべき対応について、非居住者取引を行う主要市場関係者において検討を行い、非居住者決済事務の円滑化・迅速化に係る対応方針を別添3として取りまとめています。

(参考資料)

- 国債取引の決済期間の短縮(T+1)化に向けたグランドデザイン
http://market.jsda.or.jp/shiraberu/saiken/kessai/jgb_kentou/files/20141126_grand-design.pdf
- JSCC・国債取引の決済期間の短縮化に伴う国債店頭取引清算業務に係る制度要綱
http://www.jscc.co.jp/data/jp/2015/05/Outlines-of-JGB-OTC-Transactions-Clearing-Business-associated-with-Shortening-of-JGB-Settlement-Cycle_J.pdf

T+1化実施目標時期等に関する調査結果

○ 回答状況

	回答数
証券・短資	32
銀行	61
信託	13
系統中央・信金・信組	10
生損保・投信・投資顧問・その他	29
合計	145

1. T+1化実施目標時期について

(1) T+1化に際し、御社のシステム対応の要否をご回答ください。

<回答>

ポストレード事務の STP化	後決めレポのための システム開発
72	65

(2) 2017年夏頃の総合運転試験に向けた課題

① アウトライイト・SCレポ取引T+1化が総合運転試験に間に合わないと考えられる場合、その理由は何でしょうか。

<回答>

システムベンダーや決済事務受託先のシステム開発の遅延	12
その他	9

② GCレポ取引T+0化が総合運転試験に間に合わないと考えられる場合、その理由は何でしょうか。

<回答>

接続仕様書開示の遅延	9
システムベンダーや決済事務受託先のシステム開発の遅延	10
経理・法定帳簿等の残課題の検討の遅延	8
投信CCP参加に向けた検討の遅延	4
その他	9

③ システム開発及び事務体制の整備を終える観点から、御社が留意されている点や、総合運転試験を円滑に実施するにあたって留意すべき点等があれば、ご回答ください。

<回答>

総合運転試験の詳細の早期開示	9
市場慣行の整備	5
その他	10

2. 新現先取引への移行

(1) 新現先取引の実績(2014年度)

<回答>

ある	ない
23	122

(2) 先決めレポ取引の新現先方式への移行について、御社の対応の要否をご回答ください。

<回答>

システムの手当て	契約変更・事務体制の整備	その他
73	103	34

(3) 御社が先決めレポ取引を新現先方式へ移行する時期について、現時点でのご予定をご回答下さい。

<回答>

T+1化の前	T+1化と同時	取引相手次第	その他
10	51	18	9

(4) 新現先方式への円滑な移行のため、市場関係者が工夫すべき点がありましたら、ご教示下さい。

<回答>

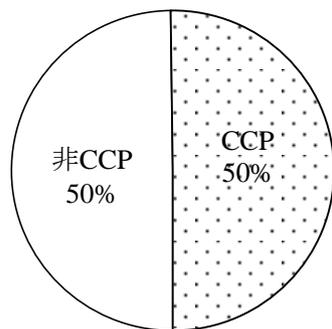
基本契約書の整備(内容の工夫含む)	10
コンセンサスの形成	9
移行タイミングの調整(早期実施含む)	10
事務手引きの整備	6
その他	16

3. 後決めレポ取引への移行

(1) T+0GCレポ市場構造の予測

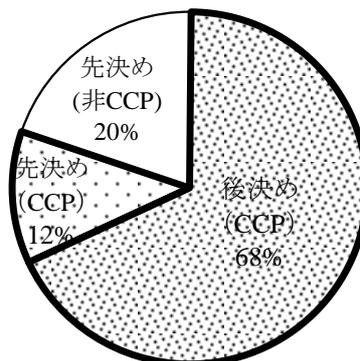
① 国債レポ取引の残高

(15/3月末残、円資金運用ベース)



総額 50.0兆円

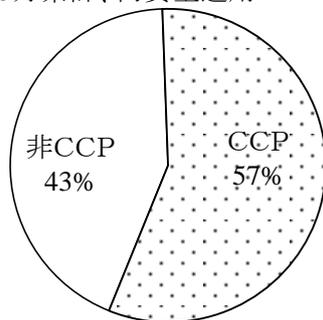
(短縮化から半年後、円資金運用ベース)



総額 49.8兆円

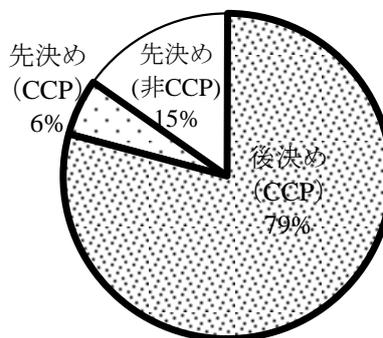
② 国債レポ取引の新規成約高

(15/3月累計、円資金運用ベース)



総額 569.0兆円

(短縮化から半年後、円資金運用ベース)



総額 568.4兆円

(2) ①非CCP利用取引が残ると想定される場合、どういうケースが考えられるでしょうか。

<回答>

- ・CCP参加・銘柄割当て手数料等のコストが見合わない場合
- ・銘柄を特定したい場合
- ・バスケットがニーズに合わない場合
- ・システム投資コストが見合わない場合
- ・その他

②上記①の制約となる課題を解決するために、何が考えられるでしょうか。

<回答>

- ・CCP清算手数料等のコストの引下げ
- ・投信のCCP参加に向けた制度設計
- ・非CCP利用者のための間接参加の枠組み作り
- ・その他

(3) 現在CCPを利用していない取引で、T+1化を機にCCP利用の後決めレポを開始することが想定される場合、どのようなケースが考えられるでしょうか。

<回答>

- ・先決めレポが後決めレポよりレートが悪い場合等
- ・レポ信託のうちCCP移行が済んでいない分
- ・投信のCCP参加
- ・各社のシステム対応が可能な場合
- ・その他

(4) 後決めレポ取引の円滑な導入のため、市場関係者が工夫すべき点がありましたら、ご教示下さい。

<回答>

早期の情報共有とコンセンサスの形成	12
RTとT+1化実施時期の工夫	9
CCP参加促進	8
その他	17

以 上

国債決済期間短縮(T+1)化の主要マイルストーンについて

1. システム開発等の状況・見通し

銘柄後決め方式GCLレポ(T+0)

- 市場インフラ(JSCC・保振機構等)におけるシステム開発(社内テスト等含む)は2017年夏迄に完了予定とされている
- 参加者のシステム対応は、現在、要件検討が進められており、2015年秋頃にシステム接続仕様書(JSCC・暫定版)及び法定帳簿等の要件(日証協)等が公表されることにより、システム設計・開発が本格化し、2017年夏迄には概ねシステム開発及び社内テストは完了する見通し

アウトライト等のT+1化

- 市場参加者においてグランドデザインを踏まえたT+1化対応方針(STP化等)の検討が進められている状況
- STP化や業務/システム処理の見直しが必要と判断した先においては、2017年夏迄には概ねシステム対応が完了する見通し

新現先への一元化

- システム等の対応が必要になる先においては、2017年夏迄には概ね対応が完了する見通し
- WGの検討において、T+1化実施日より前に個々の当事者間で新現先に移行することを慫慂することとしており、システム対応等の進捗に伴い、段階的に移行が進む見通し

2. 総合運転試験等の考え方

当事者間のテスト

新現先一元化

← 必要に応じ利用 →

フェーズ1 (2017年秋口～)

- JSCC(保振機構経由)の送受信確認試験

2～3ヶ月

フェーズ2

- 日銀ネット連動の決済関連の試験

1～2ヶ月

フェーズ3

- 複数日に跨る総合運転試験(業務確認試験)

最低3ヶ月程度

T+1実施

2018年度上期中を目標

※フェーズ2以降、市場インフラ利用における参加者間の自由テストも予定

3. 主要マイルストーンにおける留意点

1. スケジュール上の留意点

- (1) 参加者接続試験(フェーズ1・2)の実施までに、銘柄後決め方式GCLレポ取引(以下「後決めGCLレポ」という。)の参加予定者は、同レポ取引にかかるシステム開発・社内テストを終了させる必要がある。
- (2) アウトライト取引及びSCLレポ取引のT+1化対応を行う市場参加者は、所要のシステム改修・事務体制の見直し等を進め、必要に応じ取引先や保振機構等(ISO20022対応含む)とのテストを行う。また、市場全体の業務確認試験(フェーズ3)への参加を検討する。
- (3) レポ市場参加者においては、新現先方式に基づくレポ取引を実施するための所要のシステム開発・事務体制等の整備を並行して行う。また、必要に応じ業務確認試験(フェーズ3)におけるテストや当事者間でのテストを行うとともに、T+1化実施目標時期より前に段階的な新現先への移行を推進する。

2. 後決めGCLレポ取引のシステム開発上の留意点

- (1) JSCCは後決めGCLレポに係る電文フォーマットとしてISO20022を採用するため、同レポ取引の参加予定者は同レポ取引に係る電文フォーマットをISO20022として対応する必要がある。
- (2) JSCCのISO20022対応は後決めGCLレポのためのシステム開発と一体で行われるため、当該システムは保振機構におけるISO20022の一元化期限である2018年末までに稼働させる必要がある。

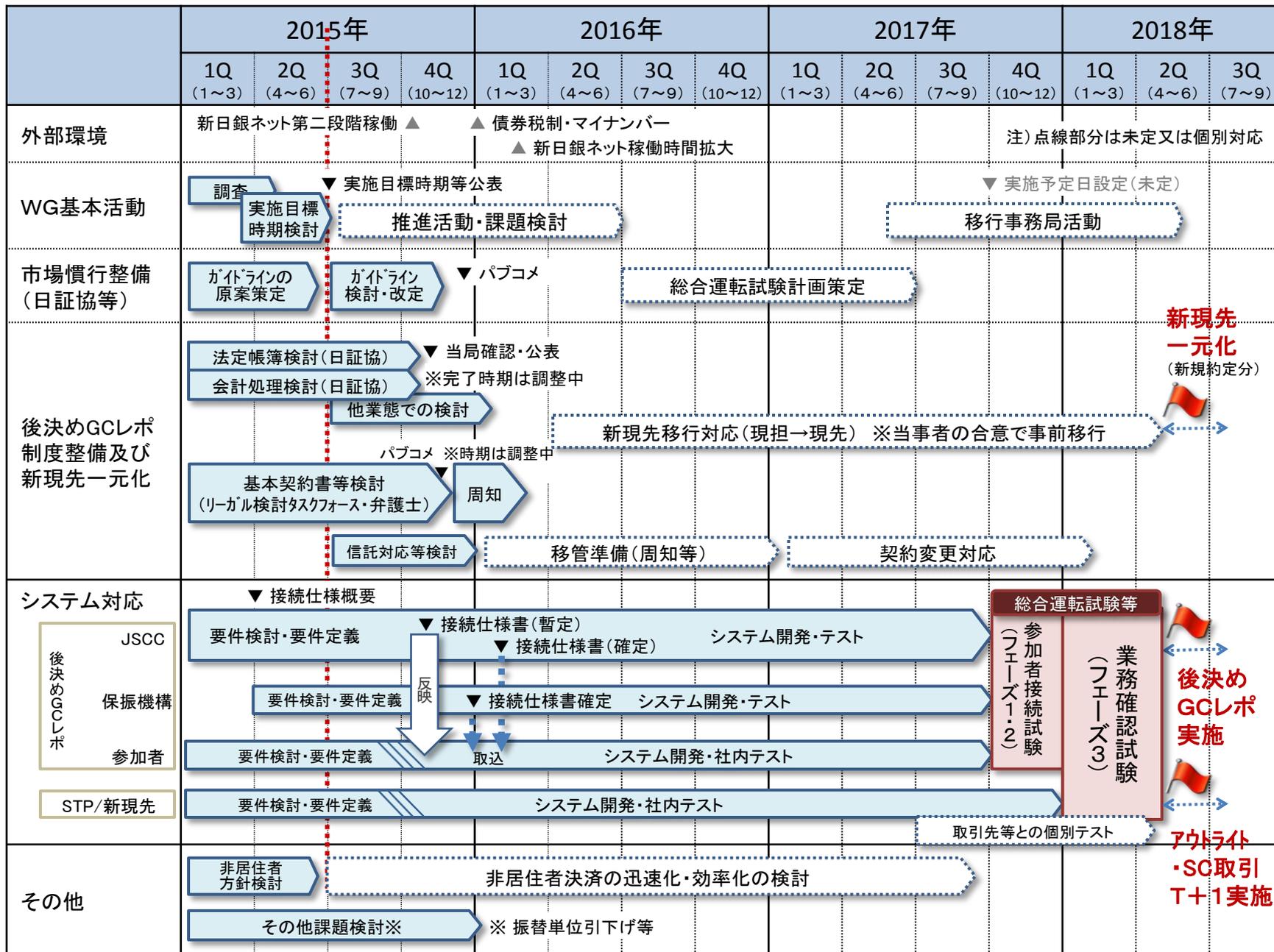
3. 総合運転試験に関する今後の留意事項

- 今後、日証協を中心に市場関係者と対象取引の範囲(アウトライト/先決めを含めるか)、テスト参加者の範囲、テストの実施時期・期間(回数)等について協議し、速やかに開示することを目指す。

4. 制度整備における留意事項

- 現在検討中の基本契約書、法定帳簿、会計処理、規制対応等における後決めGCLレポの取扱いについて、出来る限り早期に対応内容の明確化を図る。
*これらの制度整備の検討状況については、「銘柄後決め方式GCLレポ取引に係る制度整備の検討状況について」(参考)に記載。

国債決済期間短縮(T+1)化主要マイルストーン



銘柄後決め方式GCLレポ取引に係る制度整備の検討状況について

1. 基本契約書等の整備に関する検討状況

リーガル検討タスクフォースにおいて、銘柄後決め方式GCLレポ取引(以下「後決めGCLレポ」という。)導入に伴う「債券の現先取引に関する基本契約書」等の整備について検討中。主な検討内容は以下のとおり。

- 具体的な整備方法について、現行の基本契約書を極力維持する方法と、現行の契約書体系を抜本的に見直す方法の2案に絞り込み。今後、それぞれについて、契約変更や導入後の維持管理に係る負担等について、タスクフォースメンバーを中心に意見照会を行った上で、2015年中に整備方針を固める予定。
- 必要に応じ日証協関連規則の改正を行う。

2. 法定帳簿に関する検討状況

- 日証協「法定帳簿等に関するワーキング・グループ」において、後決めGCLレポに関する、法定帳簿等の記載要領案を検討中(バスケット及び約定金額を記載する一方、単価は記載不要とする等)。
- ワーキングとしての記載要領案を取りまとめた後、2015年中の公表・周知を目指す。

3. 会計処理に関する検討状況

- 証券業経理研究会(日証協)において、後決めGCLレポの会計処理に関して、論点の洗い出し及び検討を行っている。
- 会計上の相殺の可否等の論点については、金融商品会計上の扱いにかかわると考えられることから、他の業界団体等と連携しつつ、関係機関に相談を行う予定。

非居住者取引の決済事務の円滑化・迅速化のための対応について

1. 非居住者取引に係る決済期間の現状と今後の展望

(1) 非居住者取引の決済期間の現状

- 非居住者取引については、決済期間短縮化の対象外であり、国内取引がT+2化された現在もT+3以上の決済期間の取引が多い。

(非居住者取引の決済期間別割合)

T+0	T+1	T+2	T+3	T+4～	計
0%	2%	26%	44%	27%	100%

(注)非居住者取引の多い17社から2014年9月～11月の間の取引についてアンケート調査を実施

- もともと、国内取引のT+2化を契機として、非居住者取引のT+2化もある程度進んでおり、今後、国内取引のT+1化に向けた検討が進展するにつれて、非居住者取引のT+2化ニーズが高まると見込まれる。

(2) 非居住者取引の円滑化・迅速化のための課題

- 非居住者取引の円滑化・迅速化のために、直ちに取り組むことが可能な課題として、**決済照合不一致への対応**が考えられる。上記調査の結果、非居住者取引における主な決済照合不一致要因は、口座相違、50億円分割の採否相違、ペアオフの採否相違であり、その解消策としては、約定時における決済方法の合意を徹底することが有効とされた。
- また、決済照合時間確保のために、**カットオフタイムの遵守**のための課題の整理、関係者への情宣が必要とされた。

2. 今後の取組みと検討事項

(1) T+1化実施前から行う取組み

(海外投資家・カストディアンに対する情宣)

- ① 日本のRTGSガイドラインでは約定時の50億円分割ルールを推奨している。
- ② 50億円分割をしない場合は、相手先に約定金額だけでなく決済金額についても確認することが望ましい。

(国内市場参加者における検討課題)

- ③ 国内サブカストディアン(証券会社を含む)の保振照合等の利用促進。
- ④ 現在のカットオフタイム(14時)の遵守に向けた課題の整理と関係者への働きかけ方。

(2) T+1化後を展望した検討

- 国内取引のT+1化が、非居住者取引と国内取引との決済実務に与える影響の整理。

グランドデザインにおいて示された市場慣行の整備方針等を受けたRTGS
ガイドライン等の一部改正等について（案）

平成 27 年 7 月 27 日

I 背景

平成 26 年 11 月に公表された「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」において市場慣行の整備方針等が示されているところであるが、その後も国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ等における検討が継続されていたところである。現在までに、市場慣行の整備方針に係る検討は概ね終了していることから、同WGでの検討結果を踏まえ、国債の即時グロス決済に関するガイドライン（以下「RTGSガイドライン」という。）等の一部改正等を検討する。

II 主な改正点等

1. RTGSガイドラインの改正関係

(1) アウトライト取引及びSCレポ取引のT+1化に係る市場慣行の整備

●約定照合・ネットィングに係る目標時限の変更・新設

<ガイドライン案> (新旧対照表：2頁I. 6. (4)、5頁IV. 1. (4)、7頁別紙を参照)

- ・ 約定照合に必要な情報の授受時限の新設：午後 4 時 30 分
- ・ ネットィング有りの場合における約定照合時間等の変更
 - 約定照合：【変更前】午後 3 時 30 分～午後 3 時 45 分頃
 - ⇒ 【変更後】午後 4 時 30 分～午後 4 時 45 分頃
 - ネットィング照合通知交換時刻：【変更前】午後 4 時
 - ⇒ 【変更後】午後 5 時
 - ネットィング照合実施時刻：【変更前】午後 5 時
 - ⇒ 【変更後】午後 5 時 30 分
- ・ ネットィング無しの場合における約定照合時刻：【変更前】午後 6 時 30 分
- ⇒ 【変更後】午後 5 時 30 分

(2) G Cレポ (T+0) 取引に係る市場慣行の整備

● 銘柄後決めG Cレポ取引 (C C P利用) 導入に伴う市場慣行の整備

<ガイドライン案> (新旧対照表: 2頁Ⅱ. 4. (1)⑨を参照)

・ 銘柄後決めG Cレポ取引 (C C P利用) について、2回目の債務引受の申込み時
限までに約定した取引については、2回目の決済時限までの決済を進捗させるべ
く努める。

・ 日本証券クリアリング機構 (以下「J S C C」という) が決済に関しルールを定め
た取引については、R T G Sガイドラインにかかわらず、当該ルールに従うことと
されている (現行R T G SガイドラインⅡ. 6. (9)) ことから、銘柄後決め方式
G Cレポ取引 (C C P利用) についての新たな規定は設けない。

・ J S C Cの「国債取引の決済期間の短縮化に伴う国債店頭取引清算業務に係る制
度要綱」等では、割当て可能残高通知 (ポジティブリスト) の作成方法につき、以
下の留意事項を記載している。

① リストの作成に際して割当て不足が生じないように留意すべきこと

② 銘柄割当て後の決済を速やかに実行すべきこと

2. 「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」の制定
関係

・ 「機関投資家や信託銀行と証券会社等の間のフロント照合及び出来通知データの授受
等の実務に関する取扱指針」 (以下「フロント照合指針」という。) 及び「相対ネッ
ティング照合等の実務に関する取扱指針」 (以下「バック照合指針」という。) を廃
止し、両者を統合した「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に
関する取扱指針」 (以下「ポストトレード指針」という。) を制定する。

・ それぞれの指針の対象範囲は下表 (次頁) のとおりである。

(表1) フロント照合指針とポストトレード指針の対象範囲

	フロント照合指針		ポストトレード指針	
	フォーマット	授受手段	フォーマット	授受手段
レポ取引（下記以外）			△	△
レポ取引（レポ信託 （三者間取引））	△	△	△	△
レポ取引（二者間取引 で機関投資家が当事者 の場合）	△	△	△	△
アウトライト取引	×	×	△	△
非居住者	×	×	×	×
リテール			×	×
決済代行	×	×	×	×

(表2) 相対ネットティング指針とポストトレード指針の対象範囲

	相対ネットティング指針		ポストトレード指針		
	ネットティング照合		約定照合	ネットティング照合	
	フォーマット	授受手段	授受手段	フォーマット	授受手段
レポ取引	△	△	△	△	△
アウトライト取引	△	△	△	△	△
非居住者	×	×	×	×	×
リテール	×	×	×	×	×
決済代行	×	×	×	×	×

(注) △…適用対象（例外有）であるもの

×…適用対象外であるもの

空欄…特段明記されていないもの

太枠…ポストトレード指針で新たに対象となるもの

Ⅲ 施行時期

- ・ガイドライン等の改正は、国債の決済期間の短縮（T+1）化の実施日（平成30年度上半期を目途）から施行する。

以 上

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について（案）

平成 27 年 7 月 27 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>I. 総論</p> <p>1. 目的</p> <p>（ 第六段落まで、現行どおり ）</p> <p><u>平成 26 年 11 月には、上記「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」は「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」を公表した。これを踏まえ、平成〇年〇月、本ガイドラインについて改正を行い、〇年〇月〇日から実施することとした。</u></p> <p>（ 以下、現行どおり ）</p> <p>2. 実施時期</p> <p>本ガイドラインの実施日は、<u>国債のアウトライト取引における標準的な決済期間が T+1 となる平成〇年〇月〇日とする。</u></p> <p>II. 決済の円滑化に関するガイドライン</p> <p>（ 現行どおり ）</p> <p>1. ～3. （ 現行どおり ）</p> <p>4. 決済日における市場参加者の行動指針</p> <p>(1)①～⑧ （ 現行どおり ）</p>	<p>I. 総論</p> <p>1. 目的</p> <p>（ 第六段落まで、省略 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 以下、省略 ）</p> <p>2. 実施時期</p> <p>本ガイドラインの実施日は、<u>新日銀ネットの第 2 段階稼働日（平成 27 年秋から平成 28 年初の間を目途）とする（日本銀行において新日銀ネットの第 2 段階稼働日が決定次第、実施日を定める。）。</u></p> <p>II. 決済の円滑化に関するガイドライン</p> <p>（ 省 略 ）</p> <p>1. ～3. （ 省 略 ）</p> <p>4. 決済日における市場参加者の行動指針</p> <p>(1)①～⑧ （ 省 略 ）</p>

改正案	現 行
<p><u>⑨ 国債レポ取引のうち、当事者間で具体的な銘柄を特定しない形で約定した後、[㊦]日本証券クリアリング機構において債務引受けおよび銘柄の割当が行われるもの（銘柄後決めレポ取引）に関しては、⑧の規定に拘わらず、決済日当日の銘柄後決めレポ取引に係る 2 回目の債務引受けの申込時限までに約定した取引について、当日 2 回目の決済時限までに決済を終了させることが望ましい。</u></p> <p><u>なお、2 回目の債務引受けの申込期限後に約定した取引、および 2 回目の決済時限までに決済を終了しなかった取引についても、決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。</u></p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p> <p>5. 預り口等の決済の円滑化 (現行どおり)</p> <p>6. 決済円滑化に係る留意事項</p> <p><u>(1) 市場参加者は、約定日の翌営業日以降を決済日とする取引を行った場合には、極力決済日前営業日の午後 5 時 30 分までに約定照合を完了^(注4)させることが望ましい。なお、この取扱いは、決済日前営業日の午後 5 時 30 分以降に約定照合を行うことを妨げるものではない。ただし、その場合、決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>5. 預り口等の決済の円滑化 (省 略)</p> <p>6. 決済円滑化に係る留意事項 (新 設)</p>

改正案	現 行
<p><u>(注4)</u> 株証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。</p> <p><u>(2)</u> 市場参加者は、「<u>国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針</u>」に沿って、事務を行うことが期待される。 また、<u>決済情報については</u>、自社のコンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとのCPU接続も有効な方策と考えられる。）。</p> <p><u>(3)</u> 日本銀行では、国債決済のRTGS化に伴う資金需要の増加に対応するため、日中流動性を供与するためのDVP同時担保受払機能を設けている。各市場参加者は同機能を活用するなどして資金不足による決済の遅れが発生しないよう対応することとする。 ただし、同機能を利用する際は、担保の掛け目分の資金（不足分）を事前に確保しておくことに留意する。</p> <p><u>(4)</u> 市場参加者は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信に当たり、国債残高が不足をするような送信を行わないこととする。</p> <p><u>(5)</u> 国債と資金が別に動く決済（FOP決済）及び書面決済については、DVP決済と比べて決済リスクが高いうえ、国債と資金の残高管理及び決済のタイミング等を総合的に判断して行うこととなるため、そ</p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(1)</u> <u>決済量が大量となる市場参加者においては</u>、決済情報を自社のコンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとのCPU接続も有効な方策と考えられる。）。</p> <p><u>(2)</u> (同 左)</p> <p><u>(3)</u> (同 左)</p> <p><u>(4)</u> (同 左)</p>

改 正 案	現 行
<p>のコントロールには相応の負荷が予想される。したがって、DVP 決済が可能な市場参加者については、できる限り DVP 決済を行うこととする。</p>	
<p>(6) 国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の先日付入力は、決済日当日に残高不足を発生させないように留意する。</p>	<p>(5) (同 左)</p>
<p>(7) 利子配分先変更処理（事前入力分）において、利子計算用残高不足とならないよう留意する。</p>	<p>(6) (同 左)</p>
<p>(8) 利子配分先変更依頼（即時分）は、速やかに入力を行うものとする。</p>	<p>(7) (同 左)</p>
<p>(9) 利子配分先変更終了・取消（終了・取消区分：終了）を行う場合には、必要な利子配分先変更処理が受け・払いともに完了したことを確認した上で行うものとする。</p>	<p>(8) (同 左)</p>
<p>(10) 日本銀行又は株式会社日本証券クリアリング機構が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。</p>	<p>(9) (同 左)</p>
<p>Ⅲ. フェイルに関するガイドライン</p>	<p>Ⅲ. フェイルに関するガイドライン</p>
<p>1. ～7. (現行どおり)</p>	<p>1. ～7. (省 略)</p>
<p>Ⅳ. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン</p> <p>1. 標準的なネットティング・スキーム</p>	<p>Ⅳ. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン</p> <p>1. 標準的なネットティング・スキーム</p>

改 正 案	現 行
(現行どおり)	(省 略)
(1)～(3) (現行どおり)	(1)～(3) (省 略)
(4) 対象となる取引の約定照合時限 受渡日を基準とし、受渡日前営業日の午後 4 時 30 分までに約定照合に必要な情報の授受を完了し、午後 4 時 30 分から午後 4 時 45 分までに約定照合が完了した取引を対象とする。	(4) 対象となる取引の約定照合時限 受渡日を基準とし、 <u>受渡日前営業日の約定照合時限の目安（午後 3 時 30 分から午後 3 時 45 分）</u> までに約定照合が完了した ^(注5) 取引を対象とする。
(削 る)	<u>(注5) (株)証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。</u>
(5)～(10) (現行どおり)	(5)～(10) (省 略)
2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング	2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング
(1)～(4) (現行どおり)	(1)～(4) (省 略)
3. 事務手続き	3. 事務手続き
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) ネットティングの照合通知 受渡日前営業日の午後 5 時まで両当事者で合意したネットティング	(2) ネットティングの照合通知 受渡日前営業日の午後 5 時まで両当事者で合意したネットティング

改 正 案	現 行
<p>対象取引を照合通知に記載し、相互に同通知を送付する。照合通知については、別途、「<u>国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針</u>」で定める様式を利用するものとする。</p> <p>(3)～(7) (現行どおり)</p> <p>4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係 (現行どおり)</p> <p>5. 「バイラテラルのペイメント・ネットィング」以外のネットィングについて (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、<u>国債の決済期間の短縮 (T + 1) 化の実施目標時期 (平成 30 年度上半期の間を目途) から実施することとする (本協会において国債の決済期間の短縮 (T + 1) 化の実施日を決定次第、改正日を定める。)</u>。</p>	<p>対象取引を照合通知に記載し、相互に同通知を送付する。照合通知については、「<u>相対ネットィング照合等の実務に関する取扱指針</u>」で定める様式を利用するものとする。</p> <p>(3)～(7) (省 略)</p> <p>4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係 (省 略)</p> <p>5. 「バイラテラルのペイメント・ネットィング」以外のネットィングについて (省 略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、<u>新日銀ネットの稼働日 (平成27年秋から平成28年初の間を目途) から実施することとする (日本銀行において新日銀ネットの稼働日が決定次第、改正日を定める。)</u>。</p>

改 正 案

備 考

(図表) 事務処理時限の目安

事務プロセス	標準的なT+1以上の 決済期間の取引	左記以外 (T+0決済の取引を含む)	左記以外 (T+0決済の取引を含む)	左記以外 (T+0決済の取引を含む)
決済日前営業日				
ネットィング有り				
約定照合に必要な情報の授受	午後4時30分 ^(※1)	IV. 1. (4)	/	/
約定照合	午後4時30分 ～午後4時45分頃	IV. 1. (4)	/	/
ネットィング照合通知交換	午後5時	IV. 3. (2)	/	/
ネットィング照合実施	午後5時30分	IV. 3. (3)	/	/
ネットィング無し				
約定照合	午後5時30分	II. 6. (1)	/	/
決済日当日				
コアタイム	午前9時 ～午後4時30分	II. 3. (2)②	午前9時 ～午後4時30分	II. 3. (2)②
決済終了目標	正午	II. 4. (1)⑧	正午	II. 4. (1)⑧
カットオフ・タイム	午後2時	II. 3. (1)③	午後2時	II. 3. (1)③
リバーサル・タイム	午後2時 ～午後4時30分 ^(※2)	II. 3. (2)②	午後2時 ～午後4時30分 ^(※2)	II. 3. (2)②

(※1) 当該時限を過ぎたものは相対ネットィングなしとすることが考えられる。

(※2) 元利払対象銘柄（供託口に係る振替を除く。）のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後3時までに行う。

「別紙」
として
新設す
る。

<T+1 化対応版>

参考2

国債の即時グロス決済に関するガイドライン (案)

平成025年012月010日版

日 本 証 券 業 協 会

目 次

I. 総 論.....	1
1. 目 的.....	1
2. 実施時期.....	2
II. 決済の円滑化に関するガイドライン.....	3
1. 決済金額の小口化.....	3
(1) 日銀ネットにおける国債決済 1 件当たりの上限額面.....	3
(2) 上限額面超の取引の処理方法.....	3
(3) 決済金額小口化の対象外の取引.....	3
2. 決済のメッセージフロー等.....	3
(1) メッセージフロー.....	3
(2) 国債資金同時受渡依頼の取消し.....	3
3. カットオフ・タイム等の設定.....	4
(1) カットオフ・タイムの設定.....	4
(2) リバーサル・タイムの設定.....	4
4. 決済日における市場参加者の行動指針.....	4
(1) 決済日当日の午前中の行動指針.....	4
(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針.....	5
(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針.....	5
(4) コアタイム以外における決済について.....	5
5. 預り口等の決済の円滑化.....	5
(1) DVP 決済への移行.....	6
(2) 事務スキームの確認.....	6
(3) 国債系システムにおける記事欄の活用.....	6
(4) 国債系システムにおける取引 ID の活用.....	7
(5) 「取引の種類」の設定.....	7
(6) ISO20022 化対応フォーマットの利用項目の制限.....	8
6. 決済円滑化に係る留意事項.....	8
III. フェイルに関するガイドライン.....	10
1. フェイルの定義.....	10
2. フェイル解消の誠実努力義務.....	10
3. フェイルに関するガイドラインの前提.....	10
4. フェイル・コストに関する考え方.....	10
5. フェイルチャージの取扱い.....	11
6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い.....	11
7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理.....	11
IV. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン.....	12
1. 標準的なネットィング・スキーム.....	13

(1) ネットティングの形態.....	13
(2) 対象となる決済数量.....	13
(3) 対象となる決済方法.....	13
(4) 対象となる取引の約定照合時限.....	13
(5) 対象となる取引種別.....	13
(6) 対象となる国債の保有形態.....	13
(7) 対象となる口座.....	13
(8) ペア付けの方法.....	13
(9) 受渡金額が同額である場合のネットティング効力の発生時限.....	14
(10) 資金決済口座の指定.....	14
2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング.....	14
3. 事務手続き.....	15
(1) ペア付け及び順位付けの指図.....	15
(2) ネットティングの照合通知.....	16
(3) ネットティングの照合時限.....	16
(4) 照合通知の送付方法.....	16
(5) 照合通知の確認方法.....	16
(6) 異議の通知.....	16
(7) 照合部署.....	16
4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係.....	16
5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて.....	17

I. 総論

1. 目的

近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成 13 年 1 月 4 日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。

国債決済の RTGS 化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済 RTGS 化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債の RTGS に関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。

さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおける RTGS 関連の諸規程を前提として国債の RTGS への円滑な移行を実現し、国債決済 RTGS 化後の決済環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成 12 年 8 月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。

平成 21 年 5 月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会の下部機関として、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置し、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱う DVP 決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成 22 年 4 月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成 22 年 6 月、本ガイドラインについて改正を行い、同年 11 月 1 日から実施した。

平成 21 年 9 月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成 22 年 12 月に中間報告書を公表した。平成 23 年 3 月には、国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間を T+3 から T+2 に短縮することに伴う、相対ネットイング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットイングの取扱いを取りまとめた。これを踏まえ、平成 23 年 6 月、本ガイドラインの「IV. 二当事者間におけるネットイングに関するガイドライン」について改正を行い、平成 24 年 4 月 23 日から実施した。

平成 25 年 12 月には、新日銀ネットの第二段階稼働に対応するため、本ガイドラインの全般について改正を行い、新日銀ネットの稼働日（平成〇年〇月〇日）から実施することとした。

平成 26 年 11 月には、上記「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グル

ープ」は「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」を公表した。これを踏まえ、平成〇年〇月、本ガイドラインについて改正を行い、〇年〇月〇日から実施することとした。

本協会では、国債の RTGS に際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。

なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。

2. 実施時期

本ガイドラインの実施日は、国債のアウトライト取引における標準的な決済期間がT+1となる平成〇年〇月〇日とする新日銀ネットの第2段階稼働日(平成27年秋から平成28年初の間を目途)とする(日本銀行において新日銀ネットの第2段階稼働日が決定次第、実施日を定める。)。

Ⅱ. 決済の円滑化に関するガイドライン

1. 決済金額の小口化

(1) 日銀ネットにおける国債決済1件当たりの上限額面

1件当たりの決済に必要な国債及び資金の所要額を削減することにより、日中の未決済残高の積上がりを抑制し、いわゆる「すくみ」の解消を図るため、各市場参加者は日銀ネット国債系において国債を決済する際の1件当たりの上限額面を50億円とする。

なお、この取扱いは、上限額面を超える取引を行うことを何ら制約するものではない。

(2) 上限額面超の取引の処理方法

- ① 市場参加者は額面50億円超の取引を行った場合には、額面50億円を上限に同取引を分割したうえで日銀ネット国債系に入力するものとする。
- ② 約定処理と決済処理における小口化後の精算金額が相違することによる混乱を避けるため、額面50億円超の取引の小口化に当たっては、約定伝票処理の段階から額面50億円を上限に小口化する。

(3) 決済金額小口化の対象外の取引

次に掲げる取引は、その性格から決済金額小口化の対象外とする。

- ① 日本銀行との取引（T-Bill及び長国等のオペ、新発債の払込等）
- ② 財政融資資金及び国債整理基金との取引
- ③ 担保の差入れ・返戻に関する取引（自己口Ⅱ及びⅣとの取引）

2. 決済のメッセージフロー等

(1) メッセージフロー

原則として、市場参加者間の決済においては、国債の払出先参加者（以下「国債の渡し方」という。）が、決済日当日に国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信する。

次に、受入先参加者（以下「国債の受け方」という。）が、決済指示（資金）を送信する。

この原則によらない場合には、必ず当事者間で事前の合意を得るものとする。

(2) 国債資金同時受渡依頼の取消し

国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の取消しは、その送信者が行うこととし、誤って他社送信分の取消しを行った場合は、直ちに相手方に連絡を行い適切な対応をとるものとする。

3. カットオフ・タイム等の設定

(1) カットオフ・タイムの設定

- ① カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル^(注1)等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼動が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻をいう。
- ② 市場参加者は、原則として、カットオフ・タイムまでに国債資金同時受渡依頼(決済指示区分コード：国債)の送信を終了させることとする。
- ③ カットオフ・タイムは、午後2時とする(元利払対象銘柄を含み、供託口に係る振替を除く。)

(2) リバーサル・タイムの設定

- ① リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間をいう。
- ② リバーサル・タイムは、カットオフ・タイム後から日銀ネット国債系のコアタイム(午前9時～午後4時30分)終了時刻までの間とする。
ただし、コアタイム終了時刻の30分前からコアタイム終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする^(注2)。
なお、元利払対象銘柄(供託口に係る振替を除く。)のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後3時までに行うものとする。

4. 決済日における市場参加者の行動指針

(1) 決済日当日の午前中の行動指針

- ① 国債の渡し方は、コアタイム開始以降できるだけ速やかに国債資金同時受渡依頼(決済指示区分コード：国債)の送信を行い、国債資金同時受渡依頼受付案内を受信した国債の受け方は、速やかに決済情報を確認のうえ、決済指示(資金)を送信する。
- ② 国債の発行払込みを行う市場参加者は、新発債発行日における発行払込み後の決済の円滑化を図るため、コアタイム開始以降できるだけ速やかに発行払込みを行うものとする。
- ③ 国債の渡し方は、残高がある場合、第三者からの国債の受入れを条件とした国債資金同時受渡依頼(決済指示区分コード：国債)の送信を行わない。
- ④ 日本銀行へ送信する電文は、一定の件数に到達したところで送信するのではなく、極力速やかに送信する。
- ⑤ 日銀ネット国債系において決済の時間指定を行わない。
- ⑥ 国債資金同時受渡依頼(決済指示区分コード：国債)の内容に過誤があった場合、

(注1) 「フェイル」は、Ⅲ. 1を参照

(注2) 日銀ネット国債系のコアタイムにおける運行スケジュールに基づくリバーサル・タイムは午後2時から午後4時30分の間である。このうち、午後4時から午後4時30分までの間は、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとする。

国債資金同時受渡依頼受付案内を受信した者は、速やかに送信者に連絡をとり、当該受渡依頼の内容を確認のうえ、当事者間で速やかに対応することとする。

- ⑦ 決済順位については、フェイルの影響を最小化すると同時に、その後の決済の進捗度を高めるために大口決済を優先すべきものと考えられるが、大口決済を優先することで決済がすくむこともあり得るため、各当事者間で状況をよく把握して処理する。
- ⑧ 市場参加者は、当日中の決済を円滑に完了するため、極力正午までに当日分の決済を終了させることが望ましい。

⑨ 国債レポ取引のうち、当事者間で具体的な銘柄を特定しない形で約定した後、(株)日本証券クリアリング機構において債務引受けおよび銘柄の割当が行われるもの(銘柄後決めレポ取引)に関しては、⑧の規定に拘わらず、決済日当日の銘柄後決めレポ取引に係る2回目の債務引受けの申込時限までに約定した取引について、当日2回目の決済時限までに決済を終了させることが望ましい。

なお、2回目の債務引受けの申込期限後に約定した取引、および2回目の決済時限までに決済を終了しなかった取引についても、決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。

(2) 決済日当日の正午からカットオフ・タイムまでの行動指針

- ① 午前中に決済が終了しなかった取引分については、その内容を確認し、決済をすくませている相手方に連絡を行い、速やかに国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）あるいは決済指示（資金）を送信するよう依頼する。
- ② カットオフ・タイム近辺に決済がずれ込む場合、国債の渡し方は決済を円滑に行うため、できるだけ早い時刻にその旨を受け方に連絡するとともに、極力連絡なく国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信することのないよう留意する。
- ③ 市場参加者は、決済を円滑に終了するため適切なリバーサル・タイムの確保が必要であることを十分に認識し、カットオフ・タイムを遵守するものとする。

(3) 決済日当日のカットオフ・タイム後の行動指針

市場参加者は、リバーサル・タイムを利用して当日の決済を無事に終了するよう、当事者間で誠実に処理することとする。

(4) コアタイム以外における決済について

上記(1)～(3)の行動指針については、コアタイム以外における決済を妨げるものではない。

5. 預り口等の決済の円滑化

市場の決済リスクを軽減し、決済の円滑性を確保するため、預り口等の決済に関する対応について次の諸点に留意する。

(1) DVP 決済への移行

決済リスク削減の観点から、振込間接参加者（国債振替決済制度上の間接参加者、外国間接参加者及び顧客をいう。）及び日本銀行に当座預金口座を持たない日銀ネット国債系の振込直接参加者（国債振替決済制度上の参加者をいう。）についても、預り口 DVP (Delivery Versus Payment) 及び資金代行決済を効果的に活用して、DVP 決済に移行することが望ましい。

(2) 事務スキームの確認

預り口等の資金決済については、基本的に決済の依頼者とそれを受ける振込直接参加者との間で事務スキームを確認する必要がある。

当事者間で預り口等の資金決済について取決めを行う場合には、RTGS 化の流れを阻害することのないよう、また、一方の当事者が極端に不利にならないよう配慮することとする。

(3) 国債系システムにおける記事欄の活用

① 預り口決済については、照会事務等への対応から決済の依頼者を特定するため、国債系システムに設けられている記事欄を活用することとする^(注3)。

② 活用例は、次のとおりとする。

(イ) 金融機関、証券会社及び非居住者との取引では、下記 5. (3)③に定めるところに従う。

(ロ) 上記以外の間接参加者及び顧客に関しては、特定のコード・番号は使用せず、決済の当事者となる直接参加者同士の合意に基づいた方法により入力する。

③ 入力フィールドのマッピング

日銀ネットの記事欄のフォーマットに対して、以下のとおりコード・値を設定する。

(イ) CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「11.0 Delivering SettlementParties」の「11.3 Party2」及び「12.0 Receiving SettlementParties」の「12.3 Party2」

- 日銀ネット入力画面の「記事 (国債払出先関係者 1)」、「記事 (国債受入先関係者 1)」

i) 「BIC」欄 (12.16.1)

・非居住者の場合は、BIC コードを入力する。

ii) 「BIC 以外」欄 (12.16.3) 及び「コード設定主体」欄 (12.16.4)

・「BIC 以外」欄に、金融機関の場合は 4 桁の統一金融機関番号、証券会社の場合は 4 桁の証券会社等標準コードを入力する。

・「コード設定主体」欄に、統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を入力する。

・BIC コードを利用しない等の非居住者の場合は、「BIC 以外」欄に非居住者

^(注3) 国債系システムの記事欄は、DVP 決済に限らず FOP (Free of Payment) 決済に活用することも可能である。

を識別するためのコード等を入力し、「コード設定主体」欄に「NR」と入力する。

- ・ファンド・コードのマッピングについては、「BIC 以外」欄に「ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」欄に「FN」と入力する。

(ロ) CPU 接続・ULDL 機能 (ISO20022 フォーマット) の「16.2 Qualified ForeignIntermediary」

－ 日銀ネット入力画面の「記事 (適格外国仲介業者)」

i) 「BIC」欄 (12.15.1)

- ・ BIC コードを入力する。

ii) 「BIC 以外」欄 (12.15.3) 及び「コード設定主体」欄 (12.15.4)

- ・ 値は入力しない。

※ 上記(ロ)の取扱いは、特定公社債対応が新日銀ネット対応後となり、新日銀ネット第二段階稼働時点においては、現行どおり QFI 情報をセットする必要があることとなった場合の設定方法を定めたものである。

④ その他の特記事項について

- ・記事欄に使用する文字については、原則として半角英数カナを使用することとし、改行コードは使用しない。
- ・証券会社又は金融機関を相手方とする取引において BIC コードを使用する場合は、事前に相手方との間で合意を得るものとする。

⑤ 自己勘定に係る決済を行う際は、自己口の記事欄に自己の金融機関コード等を入力しないこととする。

(4) 国債系システムにおける取引 ID の活用

① 国債払出先・受入先等決済関係者による対象取引の特定を容易にするとともに、ISO20022 メッセージを用いることに伴い、入出力項目として新設された取引 ID を活用することとする。

② 活用例は、次のとおりとする。

取引 ID の入力内容については、国債資金同時受渡依頼 (決済指示区分コード：国債) 及び口座振替を送信する者の任意とする。

ただし、国債資金同時受渡依頼 (決済指示区分コード：国債) を日本銀行に送信した以降の決済の一意性を決めるキーとしては、「国債資金同時受渡依頼受付案内 / 受付通知」及び「国債資金同時受渡決済指示対象通知」の受付番号を用いる。

(5) 「取引の種類」の設定

- ・ CPU 接続又は ULDL 機能による入力時には、「取引の種類」欄 (9.0 SettlementParameters - 11.32.16 SecuritiesTransactionType - 11.32.18 Proprietary) において、11.32.19 Identification に「TRFR」を設定し、11.32.20 Issuer に「BOJ」を設定する。これにより、日銀ネット端末による送信時と同様に

出力される。

(6) IS020022 化対応フォーマットの利用項目の制限

- ・電文フォーマット上、任意入力項目かつ、日銀ネット端末画面にない項目については、原則として、利用しない。

6. 決済円滑化に係る留意事項

(1) 市場参加者は、約定日の翌営業日以降を決済日とする取引を行った場合には、極力決済日前営業日の午後5時30分までに約定照合を完了^(注4)させることが望ましい。なお、この取扱いは、決済日前営業日の午後5時30分以降に約定照合を行うことを妨げるものではない。ただし、その場合、決済日当日において円滑に決済が進むよう当事者間で誠実に対応するものとする。

(2) 決済量が大量となる市場参加者においては、「約定照合及びバイラテラルのペイメント・ネット・ネット等国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」に沿って、を参照しつつ、ポスト・トレード事務の電子化・標準化を行うことが期待される推進することが望ましい。

また、決済情報については、を自社のコンピュータで処理し、日銀ネットを通じ国債及び資金の残高を確認のうえ、速やかに入力処理できる体制を確立することが望ましい（日銀ネットとのCPU接続も有効な方策と考えられる。）。

(3) 日本銀行では、国債決済のRTGS化に伴う資金需要の増加に対応するため、日中流動性を供与するためのDVP同時担保受払機能を設けている。各市場参加者は同機能を活用するなどして資金不足による決済の遅れが発生しないよう対応することとする。

ただし、同機能を利用する際は、担保の掛け目分の資金（不足分）を事前に確保しておくことに留意する。

(4) 市場参加者は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信に当たり、国債残高が不足をするような送信を行わないこととする。

(5) 国債と資金が別に動く決済（FOP決済）及び書面決済については、DVP決済と比べて決済リスクが高いうえ、国債と資金の残高管理及び決済のタイミング等を総合的に判断して行うこととなるため、そのコントロールには相応の負荷が予想される。したがって、DVP決済が可能な市場参加者については、できる限りDVP決済を行うこととする。

(6) 国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の先日付入力は、決済日当日に残高不足を発生させないよう留意する。

(7) 利子配分先変更処理（事前入力分）において、利子計算用残高不足とならないよう留意する。

(注4) ㈱証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。

- (8) 利子配分先変更依頼（即時分）は、速やかに入力を行うものとする。
- (9) 利子配分先変更終了・取消（終了・取消区分：終了）を行う場合には、必要な利子配分先変更処理が受け・払いともに完了したことを確認した上で行うものとする。
- (10) 日本銀行又は株式会社日本証券クリアリング機構が記事欄又は取引 ID その他決済に係る事項に関しルールを定めた取引については、本ガイドラインにかかわらず、当該ルールに従う。

Ⅲ. フェイルに関するガイドライン

1. フェイルの定義

国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことをいう。

2. フェイル解消の誠実努力義務

フェイルは、決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、市場流動性の確保という本来の目的に反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。やむを得ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないものとする。

なお、フェイル発生時にフェイルした渡し方は、フェイルされた受け方よりフェイル発生の経緯説明を求められた場合は、経緯説明に努めなければならないものとする。

3. フェイルに関するガイドラインの前提

- (1) 市場参加者は、下記のフェイル・コストに関する考え方に鑑み、フェイルとして取り扱うためには、DVP 決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含む。）が前提となることに留意する。
なお、DVP 決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含む。
- (2) フェイルに関するガイドラインの対象となる取引は、売買取引及びレポ取引（条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいう。以下同じ。）である。
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、売買取引の空売りにあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、レポ取引にあつては「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うものとする。
- (4) フェイルの発生をもって取引の解除権を行使しないこととする。
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は、認めないこととする。
- (6) 本ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了については、当事者間において対応することとする。

4. フェイル・コストに関する考え方

- (1) フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担したり、受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子については予定されていた決済日までの経過利子しか受け取ることができない。
- (2) 一方、フェイルされた受け方は、予定された決済日から実際に債券を受領するまでの経過利子を受け取れるとともに、決済未了により滞留する手元資金を運用すること

ができる。

- (3) また、低金利下においては、上記(1)、(2)でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの多発といった事態が発生する懸念もあることから、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいう。以下同じ。）を請求できる。
- (4) したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受は行わないこととする。

5. フェイルチャージの取扱い

- (1) フェイルチャージの導入前の準備や計算・請求、受払い等の実務については、別に定める「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」（以下「実務取扱指針」という。）により行うものとする。
- (2) 市場参加者は、全ての DVP 決済の取引について、フェイルチャージを請求することができる。
- (3) 市場参加者は、フェイルチャージを導入するに当たり、実務取扱指針に定める事前通知などの方法により、取引当事者間で事前の合意が成立している必要があることに留意する。
- (4) フェイルチャージの算出は、以下の方法により行うものとする（計算式における定義等は実務取扱指針参照）。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

6. カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い

- (1) カットオフ・タイムにおいて国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととする。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとする。また、当事者間で事前の合意がある場合であっても、コアタイム終了時刻（※）までに決済の終了しなかった取引はフェイルとなることに留意する。

（※）コアタイム終了時刻から日銀ネット国債系稼動終了時刻までの時間帯における取引を合意している場合は、「日銀ネット国債系稼動終了時刻」とする。

- (2) 市場参加者は、上記(1)の適用対象となった場合、フェイルの多発を避けるために当事者間で誠実に対応するものとする。

7. フェイル状態の解消前に利払い及び償還を迎えた場合の受払い処理

- (1) フェイル状態の解消前に利払いが行われた場合、受け方は本来受け取るべき利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は利金相当額を受け方に支払うこととする。
- (2) フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合、受け方は本来受け取るべき償還金及び利金相当額を渡し方に請求することとし、渡し方は対象債券に係る原約定の精算金額

を受け方から受領することを条件として、償還金及び利金相当額を受け方に支払うこととする。

なお、フェイル状態の解消前に償還を迎えた場合における当事者間の取引は、この受払いをもって終了したものとする。

IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン

1. 標準的なネットティング・スキーム

市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要があることに留意する^(注5-4)。

(1) ネットティングの形態

二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金ごとに差引計算し、それらの差引額について決済を行う形態とし、この差引額決済が完了しない限りは、当該ネットティングの対象となっている原約定の債権債務の関係がそのまま存続することとする（以下「バイラテラルのペイメント・ネットティング」という。）。

(2) 対象となる決済数量

同一銘柄・同一額面の国債に係る取引のネットティング（以下「ペアオフ」という。）を対象とする。

(3) 対象となる決済方法

DVP 決済の取引を対象とする。

(4) 対象となる取引の約定照合時限

受渡日を基準とし、受渡日前営業日の午後 4 時 30 分までに約定照合に必要な情報の授受を完了し、約定照合時限の目安（午後 4 時 30 分から午後 4 時 45 分）までに約定照合が完了した^(注5)取引を対象とする。

(5) 対象となる取引種別

売買（条件付売買を含む。）取引同士及び現金担保付貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする^(注6)。

(6) 対象となる国債の保有形態

振替国債を対象とする。

(7) 対象となる口座

取引口座単位に行うものとし、異なる取引口座間におけるネットティングは行わない。

(8) ペア付けの方法

受渡金額をキーとして、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。

なお、同一受渡金額の取引が存在する場合の取扱いは、取引当事者間で確認することで対応する。

^(注5) 本取扱いの取りまとめに当たっては、その日本法上の有効性を弁護士に確認している。

~~^(注5) ㈱証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。~~

^(注6) 条件付売買取引はスタート取引及びエンド取引、現金担保付貸借取引は貸出及び返済を対象とする。

(9) 受渡金額が同額である場合のネットィング効力の発生時限

ネットィング対象取引双方の受渡金額が同額であり、ネットィングの結果、実際に資金の受払いが生じなかった場合には、決済日当日における日銀ネットの決済開始時刻である午前 8 時 30 分（延長日は午前 7 時 30 分）をもってネットィングの効力が発生することとする。

(10) 資金決済口座の指定

原則として、日本銀行当座預金口座を指定する。

2. 標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング

- (1) 市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、当事者間の合意がある場合には、上記 1. に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」を前提としたうえで、上記 1. の(2)及び(8)の項目を変更した、同一銘柄・異額面の国債に係る取引のネットィング（以下「異額面のペイメント・ネットィング」という。）を「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として行うことができる。

ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記 1. の(3)～(7)、(9)及び(10)の項目は、標準的なネットィング・スキームに基づいて行うこととする。

- (2) (1)に基づいて、異額面のペイメント・ネットィングを行う場合には、「1対1の異額面のペイメント・ネットィング」又は「集約方式の異額面のペイメント・ネットィング」のいずれの方法を選択するか当事者間で合意したうえで、上記 1. の(8)の項目によらず、以下の取扱いを行う。

① 1対1の異額面のペイメント・ネットィング

1対1の異額面のペイメント・ネットィングを行う場合のペア付けは、標準的なネットィング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ロ) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。
- (ハ) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順にペア付けを行う。
- (ニ) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。

② 集約方式の異額面のペイメント・ネットィング

集約方式の異額面のペイメント・ネットィングとは、標準的なネットィング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、同一銘柄における決済

総額を算出し、その差引額を決済する方式の異額面のペイメント・ネットィングをいう。

集約方式の異額面のペイメント・ネットィングは、次の手順により行う。

- (イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する^(注7)。
 - (ロ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。
 - (a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。
 - (b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。
 - (c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。
 - (d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。
 - (ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。
 - (ニ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットィングを行う。
 - (ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネットィングの対象外とされた取引は、グロス決済とする。
- (3) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットィング導入を一層容易にするため、上記1. に示す「標準的なネットィング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットィング」における「ペアオフ」を前提としたうえで、上記1. の(3)～(5)の項目を当事者間の合意によって変更したネットィングを「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」として行うことも可能とする^(注8)。
- ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記1. の(6)～(10)の項目は、標準的なネットィング・スキームに基づいて行うこととする。
- (4) 「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」における法的有効性については、標準的なネットィング・スキームと同様である。

3. 事務手続き

(1) ペア付け及び順位付けの指図

当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、ペアオフや異額面のペイメント・ネットィングのペア付け及び順位付けをすることとする。

^(注7) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。

^(注8) 例えば、FOP決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。

(2) ネットティングの照合通知

受渡日前営業日の午後 45 時までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知に記載し、相互に同通知を送付する。照合通知については、別途、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化約定照合及びバイラテラルのペイメント・ネットティング等の実務に関する取扱指針」、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」で定める様式を利用するものとする。

(3) ネットティングの照合時限

受渡日前営業日の午後 5 時 30 分までに照合を完了する。

(4) 照合通知の送付方法

当事者間の合意に基づく方法を利用する^(注9)。

(5) 照合通知の確認方法

取引先間相互に行うこととする。

(6) 異議の通知

内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後 5 時 30 分までに最終的に正しい照合通知を送付することにより、照合を完了させることとする。

(7) 照合部署

原則として、バックオフィス・セクションで行うこととする。

ただし、各市場参加者において、個別の事情に応じて別途の照合部署を指定し、取引相手先に通知を行うことも可能とする。

4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係

市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式 1 参照）及び事前通知書（参考様式 2 参照）を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。

事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) 事前確認書及び事前通知書は相互に通知し合うことを基本とし、事前に確認した内容と通知された事前確認書及び事前通知書に相違がある場合は、当事者間で再度確認する。
- (2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」と明記していることから、これらの書面のいずれを用いても「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティン

(注9) 具体的な送付方法の例については、「相対ネットティング照合等の実務に関する」、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化約定照合及びバイラテラルのペイメント・ネットティング等の実務に関する取扱指針」を参照。

「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」の合意を容易に確認することができる。

なお、照合通知を電子的に送付する場合には、「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン』に基づいたネットィング」である旨を当該照合通知上に記載することが実務上困難であることも考えられるため、事前に事前確認書及び事前通知書を取り交わすことにより、照合通知の送付方法や同旨の確認を行うことが適当と考えられる。また、照合通知に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にあつては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。

- (3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットィングの内容と照合通知に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知の関係については、まず当事者間で直前に確認した結果である照合通知の内容が優先するが、当事者間で照合通知に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。

5. 「バイラテラルのペイメント・ネットィング」以外のネットィングについて

市場参加者間において、「標準的なネットィング・スキーム」によるネットィング及び「標準的なネットィング・スキームに準じたネットィング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットィング」以外のネットィング^(注10)を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットィングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。

- (1) ネットィングに関しては、差引額相当の国債又は資金の決済について、国債のフェイル又は資金の決済未了が生じる場合も想定する必要がある、国債のフェイル又は資金決済の未了時にどの取引分が対象となるか選別し、どのように対応を行うかといった実務的な点も考慮しなければならない。
- (2) 市場参加者間でネットィング・スキームを取り決めるに当たっては、事務効率だけではなく、RTGS 化の本来の趣旨の1つである決済リスクの削減も十分考慮しなければならない。
- (3) 「バイラテラルのペイメント・ネットィング」以外のネットィングを行うに当たっては、取り決めたネットィング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。

(注10) 例えば、オブリゲーション・ネットィング（当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式）がある。

以 上

(注)	平 1 2.	8. 2 9	制定
	平 1 2. 1 2.	2 6	改正
	平 1 3.	1. 4	施行
	平 1 4.	5. 1 6	改正
	平 1 4.	6. 1 0	施行
	平 1 5. 1 1.	1 4	改正
	平 1 6.	1. 1 9	施行
	平 2 2.	6. 1 1	改正
	平 2 2. 1 1.	1	施行
	平 2 3.	6. 9	改正
	平 2 4.	4. 2 3	施行
	平 2 5. 1 2.	1 0	改正
	<u>平 2 7. 〇. 〇</u>		<u>施行</u>
	<u>平 〇. 〇. 〇</u>		<u>改正</u>
	<u>平 〇. 〇. 〇</u>		<u>施行</u>

(図表) 事務処理時限の目安

事務プロセス	標準的なT+1以上の 決済期間の取引		左記以外 (T+0決済の取引を含む)	
決済日前営業日				
ネットィング有り				
約定照合に必要な情報 の授受	午後4時30分 ^(※1)	IV. 1. (4)		
約定照合	午後4時30分 ～午後4時45分頃	IV. 1. (4)		
ネットィング照合通 知交換	午後5時	IV. 3. (2)		
ネットィング照合実 施	午後5時30分	IV. 3. (3)		
ネットィング無し				
約定照合	午後5時30分	II±. 6. (1)		
決済日当日				
コアタイム	午前9時 ～午後4時30分	II±. 3. (2)②	午前9時 ～午後4時30分	II±. 3. (2) ②
決済終了目標	正午	II±. 4. (1)⑧	正午	II±. 4. (1) ⑧
カットオフ・タイム	午後2時	II±. 3. (1)③	午後2時	II±. 3. (1) ③
リバーサル・タイム	午後2時 ～午後4時30分 ^(※2)	II±. 3. (2)②	午後2時 ～午後4時30分 ^(※2)	II±. 3. (2) ②

(※1) 当該時限を過ぎたものは相対ネットィングなしとすることが考えられる。

(※2) 元利払対象銘柄（供託口に係る振替を除く。）のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後3時までに行う。

国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針（案）

1. 総論	2
(1) 目的	2
(2) 実施時期	2
(3) 対象となる取引	2
(4) 対象となる事務	2
2. 出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的授受	4
(1) 出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的授受の要否	4
(2) 出来通知データフォーマットの標準化	4
(3) 出来通知データの電子的な授受の方法	7
3. 約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化	7
(1) 約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化の要否	7
(2) 約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化の方法	7
4. ネットィングの照合通知の標準化とネットィング照合の電子化	8
(1) ネットィング照合の電子化等の要否	8
(2) 照合通知データフォーマットの標準化	8
(3) 照合通知データの電子的な授受の方法	10
別紙 1 出来通知データフォーマット項目定義書	
別紙 2 出来通知データ作成に係る留意点	
別紙 3 Web サービスに求める機能	
別紙 4 照合通知データフォーマット項目定義書	
別紙 5 国債のネットィングに係る照合通知書（参考様式）	
別紙 6 照合通知データ作成に係る留意点	

1. 総論

(1) 目的

本取扱指針は、日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)中のⅡ. 1に定める取引に係る約定から決済照合までの事務のうち、出来通知の授受、約定照合データの授受及び約定照合の電子化、並びに、バイラテラルのペイメント・ネットティング(以下、「相対ネットティング」という。)照合通知の標準化及び相対ネットティング照合の電子化に関する実務の取扱いを定めることを目的とする。

(2) 実施時期

本実務指針の実施日は、国債のアウトライト取引における標準的な決済期間がT+1となる平成〇年〇月〇日とする。

(3) 対象となる取引

本取扱指針の対象となる取引は、売買(条件付売買を含む)取引同士及び現金担保付貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする^(注1)^(注2)。

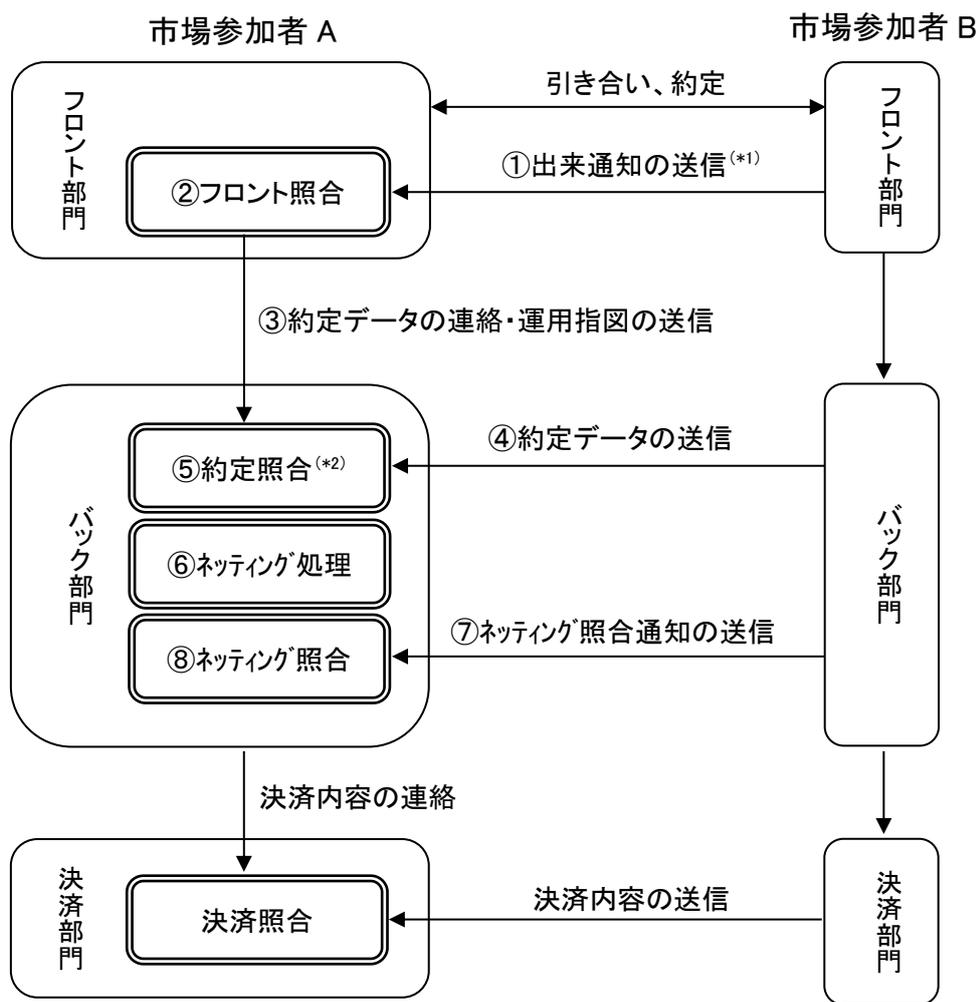
(4) 対象となる事務

(3)の取引の約定から決済照合までの事務を概観すると、業態により違いはあるものの、おおよそ下図の通り。

(注1) 条件付売買取引はスタート取引及びエンド取引、現金担保付貸借取引は貸出及び返済を対象とする。

(注2) 証券会社(金融商品取引法に規定する金融商品取引業者)や銀行等におけるリテール向けの国債取引(国債の窓口販売を含む)及び非居住者取引は、対象外である。また、決済代行(銀行等が、取引を執行した顧客からの指図に基づき資金・債券の受渡を代理で行う決済形態)については、事務フローが市場参加者により区々となっているため、本取扱指針を参考にしつつ、受託者と委託者との間で個別に事務フローの見直し等を図ることが考えられる。

(図表) 約定から決済照合までの事務のイメージ



(*1) 出来通知は、国債の渡し手が受け手に送信する。

(*2) 約定照合は、(株)証券保管振替機構が提供する決済照合システムを通じて行う場合も多い。

【事務局注記】

2. (2) 以降が、従来の「機関投資家や信託銀行と証券会社等の間のフロント照合及び出来通知データの授受等の実務に関する取扱指針」2. 以降に対応しており、変更箇所を下線を付記しております。

2. 出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的授受

(1) 出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的授受の要否

対象取引を行う市場参加者は、ガイドライン及び本取扱指針に沿って、出来通知のフォーマットの標準化及びデータの電子的な授受（図表の①）を行うことが期待される。

ただし、出来通知データフォーマットの標準化及び出来通知データの電子的な授受が必要か否かは、非 JSCC 清算取引^(注3)の取引量等を踏まえて検討し、ガイドラインで定められた事務処理時限の目安に則り、決済を円滑に行うことができると当事者間で判断される場合には、以下の(2)及び(3)と異なる取扱いをすることも可能である（出来通知データの送受信の頻度を検討する際には(2)⑤を参照）。

(2) 出来通知データフォーマットの標準化

出来通知データフォーマットの作成及び送信等の取扱いは、以下の①から⑤を標準とする。

① データ項目

○ 出来通知データフォーマットのデータ項目は、別紙1^(注4)を標準とする。

(データ項目の分類)

- ・ 出来通知データフォーマットのデータ項目は、2分類あり、定義は以下のとおり。
 - 必須項目：証券会社等による入力が必要なデータ項目
 - 任意項目：証券会社等による入力が必要なデータ項目
- ✓ 入力の有無は、証券会社等が決定できる。ただし、データ項目欄は必要。

(ファンドコードの取扱い)

- ・ ファンドコードは、原則として統一ファンドコードを利用する。ただし、統一ファンドコードがないファンドの場合には、取引開始前に証券会社等に伝達したファンドコード（口座開設時の下10桁の番号）を利用する。

^(注3) 本指針の対象取引のうち、（株）日本証券クリアリング機構により債務引受されない取引をいう。

^(注4) 出来通知データ作成に係る留意点については、別紙2参照。

② ファイル形式

○ 出来通知データのファイル形式は、Excel 形式又は CSV 形式を標準とする。

(拡張子等)

- ・ Excel 形式は、Excel97 から Excel2003 に互換性のある形式（拡張子が.xls であるもの）を標準とする。
- ・ CSV 形式は、可変長のカンマ区切りを標準とする。なお、CSV 形式は、Web サービスの利用により出来通知データの授受を行う場合等を想定しており、電子メールによりパスワードを付して出来通知データを送信する場合には、ファイルを圧縮し、圧縮したファイルにパスワードを付さない限り CSV 形式は取り得ない。

○ 当事者間で合意した場合には、出来通知データのファイルを圧縮することができる。

(圧縮形式)

- ・ 出来通知データのファイルを圧縮する場合には、圧縮形式（.zip 形式、.lzh 形式等）やパスワードの有無等、当事者間で予め合意しておくこととする。

③ ファイル名称

○ 出来通知データのファイル名称は、「会社名（ファイル送信側）＋会社名（ファイル受信側）＋取引区分（現担レポ、現先、又は売買）＋約定日（yyyymmdd）＋<アンダーバー>＋枝番（任意）」とする。

- ・ 会社名は、金融機関コード（決済照合システムで使用する BIC コード（支店コード除く）、又は冒頭に金融・証券区分コード（「0」又は「1」）を付した統一金融機関番号又は証券会社等標準コード（計5桁）を用いる。
- ・ 取引区分は、現担レポの場合は「repo」、現先の場合は「gensaki」、売買の場合は「baibai」とする。
- ・ 複数のファイルを送信する場合には、枝番を付すこととする。

(例) DWSCJPJTSTBCJPJTrepo20101122_001.csv

④ セキュリティ

○ 出来通知データのファイルを電子的に授受する際には、パスワードの設定を標準とし、パスワードの設定ルールは、当事者間で合意した任意の方法とする（以

下の例を参照)。なお、当事者間で合意した場合には、暗号化を行うことができる。

(パスワードの設定ルールの例)

- ・パスワードの設定ルールには、以下の方法が考えられる。
 - ▶ 固定パスワード（パスワードの変更を行わない方法）
 - ▶ 定期的変更（1カ月単位等で定期的に変更する方法）
 - ▶ 日々変更（パスワードの一部又は全部を毎日変更する方法）
 - ▶ 個別設定（送信の都度、受信者に電話等で連絡する方法）

⑤ 出来通知データの送受信の頻度

- 出来通知データの送受信は、原則として、日中逐次行うことを標準とする。

(送受信の頻度と後続事務への影響)

- ・ 出来通知データの送受信の頻度は、後続事務の迅速性に影響を与え得る。仮に、取引当事者間の合意により標準と異なる取扱いとして、出来通知データの送受信の頻度を1日1回とする場合には、フロント部門からバック部門への約定内容の連絡または機関投資家による運用指図データの送信（図表の③）、約定照合（図表の⑤）も1日1回集中して行うこととなる。このため、取引当事者間の非 JSCC 清算取引の取引量等を踏まえて、出来通知データの送受信の頻度について、標準と異なる取扱いを検討する場合には、こうした後続事務への影響を考慮する必要がある。

(留意事項)

- ・ 1取引は1回のみの送信とし、同じ取引を重複して送信することは行わない。
- ・ 証券会社等は、送信済の出来通知データを訂正しようとする場合は、①証券会社等から機関投資家へ電話等により取消の連絡を行ったうえ、②訂正する出来通知データのみをファイルを送信する。
- ・ 出来通知データ（訂正分）の送信は、原則として、1訂正につき1回とする。

【事務局注記】

3. は「国債の即時グロス決済に関するガイドライン（案）」Ⅱ. 6.（1）を受けて盛り込まれたものです。

（3）出来通知データの電子的な授受の方法

出来通知データの電子的な授受の方法については、事務上の混乱が生じないように、取引当事者間で予め十分に確認しておくことが推奨される。電子的なデータ授受手段の例としては、以下のものが考えられる。

- Web サービス^{（注5）}
- 電子メール

3. 約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化

（1）約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化の要否

対象取引を行う市場参加者は、ガイドライン及び本取扱指針に沿って、これらの取引に係る約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化を行うことが期待される。

ただし、約定照合の電子化が必要か否かは、非 JSCC 清算取引の取引量等を踏まえて検討し、ガイドラインで定められた事務処理時限の目安に則り、決済を円滑に行うことができると当事者間で判断される場合には、以下の（2）と異なる取扱いをすることも可能である。

（2）約定照合データの電子的な授受及び約定照合の電子化の方法

電子的な授受及び電子化の手段の例としては、以下のものが考えられる。

- ㈱証券保管振替機構が提供する決済照合システム
- 電子メール

^{（注5）} Web サービスに求める機能等については、別紙3参照。

【事務局注記】

4. (2) 以降が、従来の「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」2. 以降に対応しており、変更箇所を下線を付記しております。

4. ネットティングの照合通知の標準化とネットティング照合の電子化

(1) ネットティング照合の電子化等の要否

対象取引を行う市場参加者は、ガイドライン及び本取扱指針に沿って、標準的なネットティング・スキーム又はそれに準じたネットティングに係る照合通知の様式（以下「照合通知データフォーマット」という。）の標準化及びネットティング照合の電子化を行うことが期待される。

ただし、照合通知データフォーマットの標準化及びネットティング照合の電子化が必要か否かは、非 JSCC 清算取引の取引量等を踏まえて検討し、ガイドラインで定められた事務処理時限の目安に則り、決済を円滑に行うことができると当事者間で判断される場合には、以下の(2)及び(3)とは異なる取扱いをすることも可能である^(注6)。

(2) 照合通知データフォーマットの標準化

ガイドラインIV. 3. (2)に定める照合通知データフォーマットの作成及び送信等の取扱いは、以下の①から⑤を標準とする。

① データ項目

○ 照合通知データフォーマットのデータ項目は、別紙4^(注7)を標準とする。

(記事欄)

- ・データ項目中の「記事欄」は、ガイドラインII. 4. (3)を参照しつつ、決済の依頼者を特定するための情報を記入する。

② ファイル形式

○ 照合通知データのファイル形式は、Excel 形式又は CSV 形式を標準とする。

(拡張子等)

- ・Excel 形式は、Excel97 から Excel2003 に互換性のある形式（拡張子が.xls であるもの）を標準とする。
- ・CSV 形式は、可変長のカンマ区切りを標準とする。なお、CSV 形式は、Web サービ

^(注6) この場合、平成 22 年 11 月版ガイドラインに記載されているように、FAX 等を利用して照合通知書（参考様式、別紙5参照）を送付することが想定される。

^(注7) 照合通知データ作成に係る留意点については、別紙6参照。

スの利用により照合通知データの授受を行う場合等を想定しており、電子メールによりパスワードを付して照合通知データを送信する場合には、ファイルを圧縮し、圧縮したファイルにパスワードを付さない限り CSV 形式は取り得ない。

- 当事者間で合意した場合には、照合通知データのファイルを圧縮することができる。

(圧縮形式)

- ・ 照合通知データのファイルを圧縮する場合には、圧縮形式 (.zip 形式、.lzh 形式等) やパスワードの有無等、当事者間で予め合意しておくこととする。

③ ファイル名称

- 照合通知データのファイル名称は、「会社名 (ファイル送信側) + 会社名 (ファイル受信側) + 決済日 (yyyymmdd) + _ <アンダーバー> + 枝番 (任意)」とする。

- ・ 会社名は、日銀ネット上の「金融機関等コード」4桁を用いる。
- ・ 原則として、ガイドライン IV. で定める標準的なネットィング・スキーム及びそれに準じたネットィングに係る照合通知データは1つのファイルで送付する。複数のファイルを送信する場合には、枝番を付すこととする。

(例) 0975028920120423_001.csv

④ セキュリティ

- 照合通知データのファイルを電子的に授受する際には、パスワードの設定を標準とし、パスワードの設定ルールは、当事者間で合意した任意の方法とする (以下の例を参照)。なお、当事者間で合意した場合には、暗号化を行うことができる。

(パスワードの設定ルールの例)

- ・ パスワードの設定ルールには、以下の方法が考えられる。
 - 固定パスワード (パスワードの変更を行わない方法)
 - 定期的変更 (1 カ月単位等で定期的に変更する方法)
 - 日々変更 (パスワードの一部又は全部を毎日変更する方法)
 - 個別設定 (送信の都度、受信者に電話等で連絡する方法)

⑤ 照合通知データの送受信の頻度

- | |
|--------------------------------|
| <p>○ 照合通知データの送受信は、1日1回とする。</p> |
|--------------------------------|

(3) 照合通知データの電子的な授受の方法

照合通知データの電子的な授受の方法については、事務上の混乱が生じないように、当事者間で予め十分に確認しておくことが推奨される。電子的なデータ授受手段の例としては、以下のものが考えられる。

- Web サービス^(注8)
- 電子メール

以 上

(注) 平〇〇.〇〇.〇〇 制定

平〇〇.〇〇.〇〇 施行

^(注8) Web サービスに求める機能等については、別紙3参照。

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内のSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	8	英数字	—	xxxxxxxx	取引業者コード(BCコード又は5桁統一金融機関コード(頭「0」)、証券会社等標準コード(頭「1」の5桁コード)	◎	1234JPJT	
3	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引になるものは必須	◎	5000000001	
4	受託	—	—	—	—	—	▲		
5	再信託先	—	—	—	—	—	▲		
6	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	◎	20091201	
7	スタート日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のスタート受渡日	◎	20091204	
8	エンド日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のエンド受渡日	◎	20091207	
9	取引種類	4	英字	—	xxxx	「NRST」固定。(現先スタートの意)	◎	NRST	
10	売買コード	4	英字	—	xxxx	買現先/売現先を識別する区分 "BUYI"(買現先) "SELL"(売現先)	◎	BUYI	
11	銘柄	12	英数字	—	JPxxxxxxxxxx	ISINコード	◎	JP17406919B9	
12	銘柄名称	—	英数カナ漢字	—	k---k	銘柄名称	◎	国庫短期証券69回	
13	額面	—	数字	円	9---9	該当取引の決済額面(正数で表示)	◎	5000000000	頭ゼロ埋めなし
14	現先レート	—	数字	%	999.9999999	当該取引の現先レート	◎	0.11	頭ゼロ埋めなし
15	単価(スタート)	—	数字	円	999.9999999	当該取引のスタート単価(利含み単価)	◎	99.963	頭ゼロ埋めなし
16	精算金額(スタート)	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート決済金額	◎	4998150000	頭ゼロ埋めなし
17	経過利子額(スタート)	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
18	単価(エンド)	—	数字	円	999.9999999	当該取引のエンド単価(利含み単価)	◎	99.9639038	頭ゼロ埋めなし
19	精算金額(エンド)	—	数字	円	9---9	当該取引のエンド決済金額	◎	4998195190	頭ゼロ埋めなし
20	経過利子額(エンド)	—	数字	円	9---9	当該取引のエンド経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
21	債券形態	—	—	—	—	—	▲		
22	約定時間	4	数字	—	9999	約定時間を照合する場合に設定。指定なしの場合には「0000」を設定。	◎	1000	
23	スタート時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1300	
24	エンド時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	0000	
25	取引番号	—	英数字	—	x---x	取引を特定する番号(送信者側の任意コード)	◎	A161740010	不一致等での照会用
26	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイカヤクジョウブン	

出来通知データフォーマット(項目定義書)・・・レポ(GC・SC共通)

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	8	英数字	—	xxxxxxxx	取引業者コード(BCコード又は5桁統一金融機関コード(頭「0」)、証券会社等標準コード(頭「1」の5桁コード)	◎	1234JPJT	
3	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引になるものは必須	◎	5000000001	
4	受託	—	—	—	—	—	▲		
5	再信託先	—	—	—	—	—	▲		
6	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	◎	20091201	
7	スタート日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のスタート受渡日	◎	20091203	
8	エンド日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引のエンド受渡日	◎	20091204	
9	取引種類	4	英字	—	xxxx	「RPST」固定。(レポスタートの意)	◎	RPST	
10	売買コード	4	英字	—	xxxx	レポ/リバースレポを識別する区分 "BUYI"(リバースレポ)、"SELL"(レポ)	◎	BUYI	
11	銘柄	12	英数字	—	JPxxxxxxxxxx	ISINコード	◎	JP17406919B9	
12	銘柄名称	—	英数カナ漢字	—	k---k	銘柄名称	◎	国庫短期証券69回	
13	額面	—	数字	円	9---9	該当取引の決済額面(正数で表示)	◎	8500000000	頭ゼロ埋めなし
14	利含み時価	—	数字	円	999.9999999	当該取引の利含み時価	▲	99.9632365	頭ゼロ埋めなし
15	基準価格	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート約定金額	◎	8855829788	頭ゼロ埋めなし
16	経過利息	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし
17	基準担保金率	—	数字	%	999.9999999	当該取引に適用する基準担保金率	◎	100	頭ゼロ埋めなし
18	担保金額	—	数字	円	9---9	当該取引のスタート決済金額	◎	8855829788	頭ゼロ埋めなし
19	担保金利率	—	数字	%	999.9999999	当該取引に適用する担保金利率	◎	0.16	頭ゼロ埋めなし
20	金利	—	数字	円	9---9	当該取引の付与金利額	◎	38820	頭ゼロ埋めなし
21	貸借料率	—	数字	%	999.9999999	当該取引の貸借料率	◎	0.01	頭ゼロ埋めなし
22	貸借料	—	数字	円	9---9	当該取引の貸借料額	◎	2426	頭ゼロ埋めなし
23	担保区分	1	数字	—	9	"0"(無担) "1"(有担保/現金担保) "2"(有担保/証券担保)	◎	1	
24	債券形態	—	—	—	—	—	▲		
25	約定時間	4	数字	—	9999	約定時間を照合する場合に設定。指定なしの場合には「0000」を設定。	◎	1000	
26	スタート時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	1300	
27	エンド時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時:0000」を設定。	◎	0000	
28	取引番号	—	英数字	—	x---x	取引を特定する番号(送信者側の任意コード)	◎	A161740010	不一致等での照会用
29	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	ツイヤクジョウブン	

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内でのSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	8	英数字	—	xxxxxxxx	取引業者コード(BCコード又は5桁統一金融機関コード(頭「0」、証券会社等標準コード(頭「1」の5桁コード))	◎	1234JPJT	
3	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x---x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引になるものは必須	◎	5000000001	
4	受託	—	—	—	—	—	▲		
5	再信託先	—	—	—	—	—	▲		
6	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	◎	20091201	
7	受渡日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の受渡日	◎	20091203	
8	売買コード	4	英字	—	xxxx	取引先の買/売を識別する区分 "BUYI"(買) "SELL"(売)	◎	BUYI	
9	銘柄	12	英数字	—	JPxxxxxxxxxx	ISINコード	◎	JP17406919B9	
10	銘柄名称	—	英数カナ漢字	—	k---k	銘柄名称	◎	利付国債310回債	
11	課税・非課税の別	—	数字	—	x	課税/非課税を識別する区分 "1"(非課税) "2"(課税)	◎	1	一般売買なので課税区分を追加
12	額面	—	数字	円	9---9	該当取引の決済額面(正数で表示)	◎	5000000000	頭ゼロ埋めなし
13	約定レート	—	数字	%	999.9999999	当該取引の約定レート	▲	0.11	頭ゼロ埋めなし WI取引の当初照合時は必須かつレートは複
14	単価	—	数字	円	999.9999999	当該取引の単価(裸単価)	◎	99.963	頭ゼロ埋めなし WI取引の当初照合時は不要
15	受渡金額	—	数字	円	9---9	該当取引の決済金額	◎	4998150000	頭ゼロ埋めなし WI取引の当初照合時は不要
16	経過利子額	—	数字	円	9---9	該当取引の経過利息額	◎	0	頭ゼロ埋めなし WI取引の当初照合時は不要
17	約定時間	—	数字	—	—	約定時間を照合する場合に設定。	▲		
18	取引番号	—	英数字	—	x---x	取引を特定する番号(送信者側の任意コード)	◎	A161740010	不一致等での照会用
19	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x---x	メッセージ記入欄	▲	WI	

出来通知データ作成に係る留意点

Q 1 : 送信した出来通知データについて取消し又は訂正を行う場合には、どのように対応すればよいでしょうか。

A : 取扱指針では、「証券会社等は、送信済の出来通知データを訂正しようとする場合は、①証券会社等から機関投資家へ電話等により取消しの連絡を行ったうえ、②訂正する出来通知データのみファイルを送信する」とされています。

上記の取扱指針に関し、取消しの連絡を行う際に、取消しの証跡を示す出来通知データを授受する必要がある場合の取扱いについては、以下を参考にしつつ、取引の当事者間で個別に取決めることとなります。

【送信済出来通知データの取消しを行う場合】

出来通知の取消しデータのファイル送信を行う。当該取消しデータは取消し対象の出来通知データと同じ（取引番号も同じ）とし、「メッセージ欄」に、個別明細単位（1行毎）で「cancel」と入力する。取消し対象がレポ取引における個別明細の一部となる場合は、当該個別明細単位で送信する。当該取消しデータのファイル名は、取消しデータのファイル送信であることが容易に識別できるようにする（例：「repo_cancel」、「201202XX_cancel」等）。

【送信済出来通知データの訂正を行う場合】

送信済出来通知データの取消しと同様の作業を行うとともに、訂正後の新規の出来通知データファイルの送信を行う（訂正に伴う新規の出来通知データファイルは、取消しファイルとは別ファイルで送信する。）。取引番号は訂正元の取引番号とは別のものとする（取引番号に枝番を付けている場合は、枝番が変われば問題はない。）。

Q 2 : 出来通知データの授受に Web サービスを利用する場合には、どのような取引をその対象にすればよいでしょうか。

A : Web サービスは、あくまで決済照合システム等が利用できない場合における、電子データの代替的かつ暫定的な授受手段と位置付けられています。したがって、現在、決済照合システムやベンダーの電子照合サービスを利用し、出来通知データの授受等を行っている場合には、Web サービスではなく、決済照合システムやベンダーサービスを御利用頂くこととなります。

Q 3 : 「出来通知データのファイル形式は、Excel 形式又は CSV 形式を標準とする。」との記載がありますが、どちらが望ましいか教えてください。

A : Excel 形式では、取引の当事者間において、セルレベルでフォーマットの統一や Rounding (丸め処理) 等のルール決めが煩雑になります。また、各社システムにおける互換性を踏まえると、CSV 形式を標準として使用することが望ましいと考えられます。

Q 4 : ファイル名称における「会社名」は、金融機関コード、統一金融機関番号又は証券会社等標準コードを用いるとのことですが、統一することはできませんか。

A : 保振の「決済照合システム利用者コード」(BIC コードがある場合は BIC コード、BIC コードがない場合は、統一金融機関コード、証券会社等標準コードのいずれか、いずれのコードも持たない場合は、決済照合システムが付番する独自コード) が利用者にとってわかりやすく汎用性も高いため、当該コードを用いることを標準としたいと考えています。なお、「決済照合システム利用者コード」は、保振のホームページにおいて確認が可能です。

Q 5 : ファイル名称における「取引区分」は、無担保又は証券担保のいずれの場合も「repo」との設定でよいでしょうか。

A : その理解で問題ありません。なお、無担保、証券担保の場合については、項目「担保区分」で指定することが可能です。

Q 6 : ファイル名称における「枝番」は任意とのことですが、どのような数値を付しても問題ないとの認識でよいでしょうか。

A : 「枝番」がユニークであることを前提に、そのような理解で問題ないと考えます。なお、古いファイルから新しいファイルにかけて昇順で枝番を付す場合には、取引の当事者において出来通知データの受信を認識しやすいと考えます。

Q 7 : 出来通知データを電子的に授受する場合に、情報セキュリティの確保は重要ですが、Web サービス利用の場合はシステムの的に情報セキュリティが確保されており、

ファイルにパスワードを設定する必要はないという理解でよいでしょうか。

A： その理解で問題ありません。Web サービスを利用する場合には、出来通知データ（圧縮した CSV 形式のファイルを含む。）にパスワードを設定する必要はありません。なお、メールによる授受の場合は、ファイルにパスワードを付与することが標準の取扱いです。

Q 8：出来通知データの授受に電子メールを利用する場合には、パスワードはどのように設定すればよいでしょうか。

A： 取引の当事者間で取り決める内容と考えますが、送信者側においてパスワードを設定することを想定しています。なお、取引の当事者間ごとにこのような取決めを行うことは非常に煩雑な作業になると考えられることから、多くの市場参加者が Web サービスを利用することが望まれます。

Q 9：出来通知データを CSV 形式で作成する場合には、文字列を「” ”」でくくる必要はありますか。

A： 文字列を含め全ての項目を「” ”」でくくることを推奨します。なお、Excel 形式で作成した出来通知データを CSV 形式により保存し直した場合には、文字列が「” ”」でくくられなくなることに御留意ください。

Q10：数値を記入する出来通知データの項目について、その項目の先頭の数値がゼロの場合には、どのように送信するのでしょうか。

A： 「” ”」でくくることを推奨します。

Q11：数値を記入する出来通知データの項目について、表示方法として「999.999999」が指定されているものは、小数点以下も「ゼロ埋めなし」との理解でよいでしょうか。

A： その理解で問題ありません。

Q12: 「桁数」欄が「-」となっている項目は、最大桁数の制限はないとの理解でよいでしょうか。

A: 特段の制限はありませんが、通常実務の範囲内の桁数と考えます。

Q13: 無担保貸借取引の場合には、「レポ (GC・SC 共通)」の項目定義書における項目について、無関係のものは設定する必要はないとの理解でよいでしょうか。

A: そのような理解で問題ないと考えます。なお、保振の決済照合システムにおいて使用しているフォーマットに合わせて「0」(数字のゼロ)を設定することが望ましいと考えます。

Q14: 「SEQ」はユニークであれば飛び番号を使用することは可能ですか。

A: そのような理解で問題ないと考えます。

Q15: 「取引業者」について、取引業者コードとして、BIC コード、統一金融機関番号又は証券会社等標準コードを用いるとのことですが、統一することはできませんか。

A: Q4と同様に、保振の「決済照合システム利用者コード」(BIC コードがある場合は BIC コード、BIC コードがない場合は、統一金融機関コード、証券会社等標準コードのいずれか、いずれのコードも持たない場合は、決済照合システムが付番する独自コード)を用いることを標準としたいと考えています。なお、「決済照合システム利用者コード」は、保振のホームページにおいて確認が可能です。

Q16:「信託銀行ファンドNO」は、自己の信託銀行と証券会社が直接取引する場合にのみ設定するとの理解でよいでしょうか。

A: 「信託銀行ファンドNO」は、自己の信託銀行と証券会社が直接取引する場合に限らず、投資信託委託会社等の機関投資家との間で約定し、その後、信託銀行との間で決済を行う取引においても設定する必要があると考えます。

Q17:「銘柄名称」等は「カナ漢字」の設定が可能です。文字コードを決める必要はないでしょうか。

A: 文字コードは、SJISを標準といたします。

※ SJISコード: 日本語文字コードの一つ。Microsoft社によって策定された。文字の1バイト目を見るだけで漢字か半角英数字か分かる等の特長から、パソコンの標準文字コードとして広く普及した。

Q18:「銘柄名称」は合致項目ではないため、取引の当事者ごとに管理している発行会社名のデータが異なる場合でも問題はないでしょうか。

A: その理解で問題ありません。

Q19:「銘柄名称」等は「カナ漢字」の設定が可能です。一般的に漢字で記載している文字も全てカナ文字で設定しても問題はないでしょうか。

A: その理解で問題ありません。

Q20:「銘柄名称」等において、漢字以外は全て半角で設定しても問題ないでしょうか。

A: 半角と全角が混在した場合でも問題はありませぬ。

Q21:「債券形態」は、必要な項目でしょうか。

A: 「債券形態」は、事実上、振替債及び非課税玉しか存在しない現在では入力不要と思われるが、将来的に新しい管理形態が採用された場合は、円滑な移行が可能となるよう任意項目として設定しています。

Q22:まとまった1つの取引として管理している複数の取引について出来通知データを送信する場合には、取引番号はどのように設定すればよいでしょうか。

A: 取引番号は取引の単位（レポ取引の場合は複数の個別明細がぶら下がる）になります。同時に複数のレポ取引を組み合わせる場合は、個々のレポ取引ごとに一つの取引番号を設定する（個別明細は同じ取引番号にぶら下がる）ことになります。例えば、200億円のGCレポ取引として、2件のレポ取引（A,B 期間同じ）を合わせて約定し、出来通知を1つのファイルで送信する場合、取引番号は以下の設定が想定されます。【例2】は取引番号について個別明細ごとに枝番を付与したケースです。参加者ごとに体系は異なると考えられますが、訂正等が発生した場合に、取引当事者で取引を迅速に特定できるよう、取引ごとにユニークな体系とすることが必要です。

【例1】

1行目 ('SEQ'=0001)	A取引 (取引番号 0001)	X銘柄 50億円	0.15%
2行目 ('SEQ'=0002)	A取引 (取引番号 0001)	Y銘柄 40億円	0.15%
3行目 ('SEQ'=0003)	B取引 (取引番号 0002)	X銘柄 50億円	0.10%
4行目 ('SEQ'=0004)	B取引 (取引番号 0002)	X銘柄 50億円	0.10%
5行目 ('SEQ'=0005)	B取引 (取引番号 0002)	Z銘柄 10億円	0.10%

【例2】

1行目 ('SEQ'=0001)	A取引 (取引番号 0001-001)	X銘柄 50億円	0.15%
2行目 ('SEQ'=0002)	A取引 (取引番号 0001-002)	Y銘柄 40億円	0.15%
3行目 ('SEQ'=0003)	B取引 (取引番号 0002-001)	X銘柄 50億円	0.10%
4行目 ('SEQ'=0004)	B取引 (取引番号 0002-002)	X銘柄 50億円	0.10%
5行目 ('SEQ'=0005)	B取引 (取引番号 0002-003)	Z銘柄 10億円	0.10%

※ 上記は1ファイルに2件の取引を設定することを想定している。なお、1件1ファイル（A取引で1ファイル、B取引で1ファイル）で設定することも想定できる。

Q23 : 「メッセージ欄」を常時空白に設定することは問題ないでしょうか。

A : その理解で問題ありません。

Q24 : WI 取引については、当初約定時と銘柄確定時の2回とも出来通知データを送信する必要があるのでしょうか。また、「メッセージ欄」は当初約定時と銘柄確定時において、どのように設定すればよいでしょうか。

A : 当初約定時に出来通知データを送信し、入札実施が確認された時点で、改めて銘柄、単価等を追加設定した出来通知データを送信することを想定しています。
なお、「メッセージ欄」の設定については、特段のルールはございません。

以 上

Web サービスに求める機能等

- 以下の項目は、出来通知データ及び照合通知データの電子的な授受の方法として、市場参加者がWebサービスの利用を検討する際に、効率的にWebサービスの利用の判断が出来るように、同サービスに求める機能やサービス提供事業者との間で確認すべき事項について整理したものである。

◎は必須機能、○は標準サービスが望ましい機能、●は確認事項

項目	機能・確認事項
(1) Web の ID 運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ●Web の ID 等の管理（各社、各社代表者）はどのように行われるか（運営者自体が行うか、ユーザーで社内の権限管理か）^(注)。 (注) ユーザーの利便面では、運営者が ID 付与、各 ID の権限管理を行うほうが望ましい（異動等の場合の変更負荷が軽い）。 ●ファイル、フォルダーの参照権限はだれが管理設定するか（新規、変更等）^(注)。 (注) 相手先利用者の変更等を機動的に行なう上では、ユーザーにもファイル、フォルダーの参照権限が付与されることが望ましい（管理規定は必要）。
(2) 情報セキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> ◎情報のセキュリティ確保は担保されていること（暗号化技術、外部機関の認証（SAS70 等）等）。 ○たとえば国内における金融機関のシステム安全基準等に適合していること（FISC 等）。
(3) 運営サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ◎当初、利用開始時の画面設定、参照権限設定等のサポートが適切に行われること。 ●カスタマーサービスによるサポート方法（オンサイト、電話、メールその他） ◎照会（ID 付与者）に対するカスタマーサポートが適切に行われること。 ●ID、セキュリティ、オペレーション、エラー対応等が直接、サポートされるか。
(4) 運営サポート体制（続き）	<ul style="list-style-type: none"> ◎日本語による照会対応が、本邦金融機関の営業日（年末：12月30日まで、年始：1月4日から）、営業時間帯（朝9時から18

	<p>時ころ) をカバーしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本語対応の時間帯 ● 時間外の緊急対応の場合に日本語対応可能か。 <p>○海外を含む複数オフィス・拠点の利用可能なこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サポート時間帯とサポート言語（日本語、英語）。 ● ユーザーマニュアルは英語、日本語が利用可能か。
(5) 提供機能	<p>○データ送信先(相手)がダウンロードやファイル開封した場合の通知機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 送信者が画面で確認できるか。 <p>○フォルダーへのファイルアップロード機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オプション利用の場合の追加利用料等。
(6) 障害対応	<p>◎サーバーダウン、回線障害等、障害発生時のサポートや代替策。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リカバリーに要する時間はどの程度必要と想定しているか（同一センター内での障害発生の場合、拠点切り替えの場合等、実務影響確認のため）。 ● 過去の障害発生事例はあるか。 ● 可用性（例えば 99.5%以上）の保証外として想定される事象（0.5%）はどのような事象か。
(7) 利用コスト試算	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用コスト（課金体系）はどのように設定されるか（固定、従量制等）^(注)。 <p>(注) Web サービスの利用者全体で、利用データ容量上限管理できないため、利用者の公平性を確保する上で、ID 当たりの利用データ容量上限（例えば 10MB）設定が望ましい。</p>
(8) その他	<p>◎事業者がサービス内容の変更（料金変更等）や、停止する場合、事前通知期間（停止の場合は 1 年前等）が確保されていること。</p>

以 上

照合通知データフォーマット(項目定義書)

【CSV形式】

項番	項目名称	桁数	タイプ	単位	表示方法	セット内容	設定方法 (◎必須、▲任意 設定)	サンプル	備考
1	SEQ	4	数字	—	9999	送信ファイル内のSEQ番号	◎	0001	
2	取引業者	4	数字	—	9999	日銀ネット上の「金融機関等コード」	◎	0324	決済代行先へ送付する場合、取引業者欄には実際の決済相手(項番7「貴社国債決済口座」の頭4桁)
3	受渡日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の受渡日	◎	20100706	
4	明細・合計区分	1	数字	—	9	ネットイング後の合計は「1」 ネットイング元の明細は「2」	◎	1	
5	保有形態	1	数字	—	9	固定値:1	◎	1	1=振込
6	貴社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	1234001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
7	貴社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	12340001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
8	当社資金決済口座	7	数字	—	9999999	日銀当座預金コード	◎ (備考欄参照)	7890001	項番13「資金決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(国債決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
9	当社国債決済口座	8	数字	—	99999999	日銀国債決済コード	◎ (備考欄参照)	78900001	項番14「国債決済金額」がゼロになる取引の場合には任意設定。(資金決済のみのデータとなるため照合対象外項目。)
10	照会番号	—	英数字	—	x→x	作成側での自動採番(同じ番号であれば同一ネットイングに対してという意)	◎	60545000	不一致等での照会
11	貴社決済種別	1	数字	—	9	1. 資金受取、2. 資金支払、 3. DVP(売)、4. DVP(買)、 5. FOP(売)、6. FOP(買)、 7. 資金受取・FOP(買)、8. 資金支払・FOP(売)、 9. 資金・国債とも決済なし	◎	3	
12	決済時限	4	数字	—	9999	決済時限がある場合には時間を設定。指定なしの場合には「即時・0000」を設定。	◎	1500	
13	資金決済金額	—	数字	円	9→9	該当取引の資金決済金額(正数で表示)	◎	1010000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「5」、「6」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
14	国債決済金額	—	数字	円	9→9	該当取引の国債決済金額(正数で表示)	◎	1000000000	頭ゼロ埋めなし。項番11「貴社決済種別」が「1」、「2」、「9」である場合は、0(ゼロ)とする。
15	信託銀行ファンドNO	—	英数字	—	x→x	ファンド番号19桁で左詰め 信託銀行との取引の場合必須	対信託取引◎ (それ以外▲)	ABCDEFH5I000000001	
16	銘柄名称	—	英数字+漢字	—	k→k	銘柄名称	▲	利国債10年297カイ	
17	銘柄コード	12	英数字	—	x→x	ISINコード(12桁)	◎	JP11029718C3	
18	約定日	8	数字	—	yyyymmdd	当該取引の約定日	▲	20100704	項番4「明細・合計区分」が「1」であるデータの場合には任意設定。(ブック8桁セット有無についても任意。ネットイング後の合計データにおいては照合対象外項目。)
19	(記事(国債払出先関係者1))BIC	11	英数字	—	x→x	BICコード左詰め 非居住者(BICコードを利用しない等の非居住者を除く。)の場合設定	▲	DDDDDEFF	
20	(記事(国債払出先関係者1))BIC以外	35	数字	—	9→9	金融機関の場合は4桁の統一金融機関番号、証券会社は4桁の証券会社等標準コードを左詰で設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「保振統一ファンドコード」を左詰で設定 信託勘定等の場合は「ファンド番号」を左詰で設定	▲	1234	
21	(記事(国債払出先関係者1))コード設定主体	35	英数字	—	x→x	統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「NR」を設定 信託勘定等の場合は「FN」を設定	▲	BA	
22	(記事(国債払出先関係者1))口座情報	35	英数字カナ	—	x→x	当事者間で合意した内容を記入	▲	5000000001	
23	(記事(国債受入先関係者1))BIC	11	英数字	—	x→x	BICコード左詰め 非居住者(BICコードを利用しない等の非居住者を除く。)の場合設定	▲	DDDDDEFF	
24	(記事(国債受入先関係者1))BIC以外	35	数字	—	9→9	金融機関の場合は4桁の統一金融機関番号、証券会社は4桁の証券会社等標準コードを左詰で設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「保振統一ファンドコード」を左詰で設定 信託勘定等の場合は「ファンド番号」を左詰で設定	▲	1234	
25	(記事(国債受入先関係者1))コード設定主体	35	英数字	—	x→x	統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を設定 非居住者の場合においてBICコードを利用しない等の場合は「NR」を設定 信託勘定等の場合は「FN」を設定	▲	FN	
26	(記事(国債受入先関係者1))口座情報	35	英数字カナ	—	x→x	当事者間で合意した内容を記入	▲	5000000001	
27	メッセージ欄	—	英数字カナ	—	x→x	メッセージ記入欄	▲	ツイヤクジョウブン	
28	備考欄	—	英数字カナ	—	x→x	作成者が必要とする事項について記入	▲	5000000001	
29	決済代行委託元(受方)	—	英数字カナ	—	x→x	当事者間で合意した内容を記入	▲	SC1234	
30	決済代行委託元(渡方)	—	英数字カナ	—	x→x	当事者間で合意した内容を記入	▲	BA9876	本項を使用する場合、日銀電文上にセットする記事の内容を記入するなど当事者間で合意した方法で、決済代行委託元を特定。

照合通知データ(設定例)

【前提】

決済当事者A(信託銀行:日銀ネット上の「金融機関等コード」:1234)と決済当事者B(証券会社:日銀ネット上の「金融機関等コード」:7890)との間の3月10日の決済における相対ネットリング照合通知の事例。
なお、3月10日受渡の取引は以下の通り(ファンドABCDEFGHI5000000001は信託口Ⅰ、ABCDEFGHI5000000002は信託口Ⅱのファンド、信託銀行Aは購入時ITCを使用)

A渡し受けの取引				B渡し受けの取引			
約定日	銘柄	額面(千円)	受渡金額(円)	約定日	銘柄	額面(千円)	受渡金額(円)
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,200,000,000	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,000,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	5,100,000,000	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	4,900,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	5,000,000	4,900,000,000	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	4,500,000	4,400,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	4,000,000	4,100,000,000	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	3,500,000	3,400,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	3,000,000	3,100,000,000	3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	1,000,000	900,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	2,500,000	2,600,000,000	3月9日	利付国庫債券(10年)第297回	1,000,000	1,100,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	2,500,000	2,400,000,000	3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	1,500,000	1,400,000,000	3月8日	国庫短期証券第165回	4,000,000	4,000,000,000
3月8日	利付国庫債券(10年)第297回	500,000	600,000,000				
3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000				
3月8日	国庫短期証券第165回	5,000,000	5,000,000,000				

決済当事者A→決済当事者Bへ送付するネットリング通知データの設定例

SEQ	取引業者	受渡日	明細・会計区分	保有形態	貴社資金決済口座	貴社国債決済口座	貴社国債決済口座	貴社国債決済口座	照会番号	貴社決済種別	決済時限	資金決済金額	国債決済金額	信託銀行ファンドNO	銘柄名称	銘柄コード	約定日	記事欄	メッセージ欄	備考欄	決済代行委託元(受方)	決済代行委託元(渡方)	
0001	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545690	2	1500	200000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700							
0002	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545690	4	1500	5200000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001					
0003	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545690	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001					
0004	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545691	2	1500	200000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700							
0005	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545691	4	1500	5100000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001					
0006	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545691	3	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001					
0007	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545692	9	1500	0	0	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650							
0008	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545692	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	OABCEFGHI5000000002					
0009	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545692	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	BABCEFGHI5000000002					
0010	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	2300000000	2000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700							
0011	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001					
0012	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	4100000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001					
0013	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340101	60545703	4	1500	3100000000	3000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001					
0014	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	4400000000	4500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001					
0015	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	3400000000	3500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001					
0016	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	9000000000	10000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCEFGHI5000000001					
0017	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545703	3	1500	11000000000	10000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCEFGHI5000000001	ツイカヤクシヨウブン				
0018	7890	20110310	1	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545705	4	1500	1000000000	1000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650							
0019	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340201	60545705	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650	20110308	OABCEFGHI5000000002					
0020	7890	20110310	2	1	7890001	7890001	1234001	12340001	60545705	3	1500	4000000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	短期証券165回	161001650	20110308	BABCEFGHI5000000002					

決済当事者B→決済当事者Aへ送付するネットリング通知データの設定例

SEQ	取引業者	受渡日	明細・会計区分	保有形態	貴社資金決済口座	貴社国債決済口座	貴社国債決済口座	貴社国債決済口座	照会番号	貴社決済種別	決済時限	資金決済金額	国債決済金額	信託銀行ファンドNO	銘柄名称	銘柄コード	約定日	記事欄	メッセージ欄	備考欄	決済代行委託元(受方)	決済代行委託元(渡方)	
0001	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234000	1	1500	200000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700							
0002	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234000	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001					
0003	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234000	3	1500	5200000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001					
0004	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234002	1	1500	200000000	0	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700							
0005	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234002	4	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001					
0006	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234002	3	1500	5100000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001					
0007	1234	20110310	1	1	1234001	12340201	7890001	78900001	50234004	9	1500	0	0	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650							
0008	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234004	4	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	BABCEFGHI5000000002					
0009	1234	20110310	2	1	1234001	12340201	7890001	78900001	50234004	3	1500	5000000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000002	短期証券165回	161001650	20110308	OABCEFGHI5000000002					
0010	1234	20110310	1	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	2300000000	2000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001					
0011	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	4400000000	4500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001					
0012	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	3400000000	3500000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	BABCEFGHI5000000001					
0013	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	9000000000	10000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCEFGHI5000000001					
0014	1234	20110310	2	1	1234001	12340001	7890001	78900001	50234101	4	1500	11000000000	10000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110309	BABCEFGHI5000000001	ツイカヤクシヨウブン				
0015	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	4900000000	5000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001					
0016	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	4100000000	4000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001					
0017	1234	20110310	2	1	1234001	12340101	7890001	78900001	50234101	3	1500	3100000000	3000000000	ABCDEFGHI5000000001	利国債10年297回	111029700	20110308	OABCEFGHI5000000001					
0018	1234	20110310	1	1	1234001	12340201																	

YYYY年 MM月 DD日

××××××× 御中

会社名	××××
部署名	××××
TEL	××××
FAX	××××
TEL (2)	××××
FAX (2)	××××

国債のネットィングに係る照合通知書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. ニ当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットィングの内容を確認するため、本通知書を御送付致しますので、内容を御確認下さい。

受渡日YYYY年MM月DD日

貴社資金決済口座		当社資金決済口座	
金融機関名		金融機関名	
口座名称		口座名称	
口座番号		口座番号	

保有形態	振替国債
------	------

ネットィング明細			原約定明細					
ネットィング No.	貴社の 支払/受取	受渡金額 (円)	銘柄名	貴社証券受入取引	決済方法	支払受渡金額	約定日	額面 (千円)
				貴社証券引渡取引	決済方法	受入受渡金額	約定日	額面 (千円)
1	支払	AA, AAA, AAA	123利付国庫債券	買	DVP	B, BBB, BBB, BBB	YYYY-MM-DD	b, bbb, bbb
				貸	DVP	C, CCC, CCC, CCC	YYYY-MM-DD	C, CCC, CCC
2				取引区分を記載 例) 買…取引先の買 売…取引先の売 貸…取引先の貸付 借…取引先の借入 貸返…取引先の貸付返済 借返…取引先の借入返済				
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

<記入例>日銀当座を原則とし、市中銀行口座は適宜、記入欄を増やして利用する。

照合通知データ作成に係る留意点

Q 1 : 「照合通知データのファイル形式は、Excel 形式又は CSV 形式を標準とする。」との記載がありますが、どちらが望ましいか教えてください。

A : Excel 形式では、取引の当事者間において、セルレベルでフォーマットの統一や Rounding (丸め処理) 等のルール決めが煩雑になります。また、各社システムにおける互換性を踏まえると、CSV 形式を標準として使用することが望ましいと考えられます。

Q 2 : ファイル名称における「枝番」は任意とのことですが、どのような数値を付しても問題ないとの認識でよいでしょうか。

A : 「枝番」がユニークであることを前提に、そのような理解で問題ないと考えます。
なお、古いファイルから新しいファイルにかけて昇順で枝番を付す場合には、取引の当事者において照合通知データの受信を認識しやすいと考えます。

Q 3 : 照合通知データを電子的に授受する場合に、情報セキュリティの確保は重要ですが、Web サービス利用の場合は系統的に情報セキュリティが確保されており、ファイルにパスワードを設定する必要はないという理解でよいでしょうか。

A : その理解で問題ありません。Web サービスを利用する場合には、照合通知データ (圧縮した CSV 形式のファイルを含む。) にパスワードを設定する必要はありません。なお、メールによる授受の場合は、ファイルにパスワードを付与することが標準の取扱いです。

取扱指針 2. ④「セキュリティ」参照

Q 4 : 照合通知データの授受に電子メールを利用する場合には、パスワードはどのように設定すればよいでしょうか。

A : 取引の当事者間で取り決める内容と考えますが、送信者側においてパスワードを設定することを想定しています。なお、取引の当事者間ごとにこのような取決めを

行うことは非常に煩雑な作業になると考えられることから、多くの市場参加者が Web サービスを利用することが望まれます。

Q 5 : 信託銀行へ照合通知データを送信する場合に、同信託銀行が決済を行っているファンドごとに同データを分割して送信する必要がありますか。

A : 信託銀行が決済を行っている全てのファンドの照合通知データを、まとめて1つのファイルで送信することを想定しています。したがって、ファンドごとに同データを分割して送信する必要はありません。

Q 6 : 照合通知データを CSV 形式で作成する場合には、文字列を「" ”」でくくる必要がありますか。

A : 文字列を含め全ての項目を「" ”」でくくることを推奨します。なお、Excel 形式で作成した照合通知データを CSV 形式により保存し直した場合には、文字列が「" ”」でくくられなくなることに御留意ください。

Q 7 : 数値を記入する照合通知データの項目について、その項目の先頭の数値がゼロの場合には、どのように送信するのでしょうか。

A : 「" ”」でくくることを推奨します。

Q 8 : 「桁数」欄が「-」となっている項目は、最大桁数の制限はないとの理解でよいでしょうか。

A : 特段の制限はありませんが、通常実務の範囲内の桁数と考えます。

Q 9 : 「SEQ」はユニークであれば飛び番号を使用することは可能ですか。

A : そのような理解で問題ないと考えます。

Q10 : 「明細・合計区分」を設定する場合に留意する点は何ですか。

A : 「合計」行を先に設定し、次に同「合計」の内訳として「明細」行を設定してください。なお、「合計」行の次に異なる取引の「明細」行が混在しないよう御留意ください。

Q11 : 「保有形態」は、必要な項目でしょうか。

A : 「保有形態」は、事実上、振替債しか存在しない現在では入力不要と思われますが、将来的に新しい管理形態が採用された場合は、円滑な移行が可能となるよう任意項目として設定しています。

Q12 : 「信託銀行ファンドNO」は、決済照合システムで使用している統一ファンドコードのうち、取引の当事者が付番する個別のファンドコード（最大 19 桁）を設定することでよいでしょうか。

A : そのような理解で問題ないと考えます。

Q13 : 「銘柄名称」等は「カナ漢字」の設定が可能ですが、文字コードを決める必要はないでしょうか。

A : 文字コードは、SJIS を標準といたします。

※ SJIS コード : 日本語文字コードの一つ。Microsoft 社によって策定された。文字の 1 バイト目を見るだけで漢字か半角英数字か分かる等の特長から、パソコンの標準文字コードとして広く普及した。

Q14 : 「銘柄名称」は合致項目ではないため、取引の当事者ごとで管理している発行会社名のデータが異なる場合でも問題はないでしょうか。

A : その理解で問題ありません。

Q15:「銘柄名称」等は「カナ漢字」の設定が可能ですが、一般的に漢字で記載している文字も全てカナ文字で設定しても問題はないでしょうか。

A: その理解で問題ありません。

Q16:「銘柄名称」等において、漢字以外は全て半角で設定しても問題ないでしょうか。

A: 半角と全角が混在した場合でも問題はありません。

Q17:「メッセージ欄」と「備考欄」について、想定されているセット内容の具体例を教えてください。

A: 例えば、「メッセージ欄」は、追加・修正等を行うために照合通知データを再度、取引相手方に送信する場合の注記として利用できます。また、「備考欄」につきましては、「作成者が必要とする事項について記入」することとしており、自己（作成者）口座における取引である旨を記入することに利用できます。

Q18:「メッセージ欄」を常時空白に設定することは問題ないでしょうか。

A: その理解で問題ありません。

Q19: WI 取引については、当初約定時と銘柄確定時の2回とも照合通知データを送信する必要があるのでしょうか。また、「メッセージ欄」は当初約定時と銘柄確定時において、どのように設定すればよいでしょうか。

A: 当初約定時に照合通知データを送信し、入札実施が確認された時点で、改めて銘柄、単価等を追加設定した照合通知データを送信することを想定しています。
なお、「メッセージ欄」の設定については、特段のルールはございません。

Q20：新日銀ネットの第二段階稼働に対応するため、照合通知データフォーマット（項目定義書）の見直しを行いました。具体的には何が変わったのでしょうか。

A：以下の2点の見直しを行いました。

① 銘柄コードの変更

現行の項番 17「銘柄コード」欄では、「日銀銘柄コード（9桁）」を使用しておりましたが、「ISINコード（12桁）」を使用することとしました。

② 記事欄の分割

日銀電文の Party2 と同様に、現行の記事欄のセット内容を分割して当てはめることとしました。

具体的には、現行の項番 19 の記事欄の内容を、項番 19～26 に分割して記載することといたしました。

以 上

国債取引の決済期間の短縮化に伴う国債店頭取引清算業務に係る制度要綱

2014年11月26日

2015年5月27日改定

株式会社日本証券クリアリング機構

I. はじめに

- 日本証券業協会の「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」では、決済期間の短縮（アウトライト・SCレポ：T+1、GCレポ：T+0）化の実現に向けた検討を経て、GCレポ取引に関し、個別銘柄を特定せずバスケット（複数の銘柄の集合体）単位で約定し、スタート決済の直前に国債の渡方の在庫から個別銘柄の割当てを行う方式による取引（以下「銘柄後決めレポ取引」という。）の導入を含めた「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」を取りまとめた。
- 本制度要綱は、国債取引の決済期間の短縮化に伴う国債店頭取引清算業務における制度変更の概要を取りまとめたものである。なお、本制度要綱の内容のうち、株式会社証券保管振替機構及び証券コード協議会に関連する部分については、各機関の同意を得られることが前提となる。

II. 銘柄後決めレポ取引の導入

項目	内容	備考
1. 清算対象取引		
(1) 対象商品	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄後決めレポ取引の対象とする金融商品は、日本国債（物価連動国債及び個人向け国債を除く。）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国債店頭取引清算業務と同様。
(2) 対象取引	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄後決めレポ取引の対象とする取引は、現先取引のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 当社が別に定めるバスケットを指定した取引であること。 b 債務引受けの申込みが約定日の午前7時から午後2時までに行われた場合は、スタート決済日が約定日であること。債務引受けの申込みが約定日の午後2時から約定日翌日（休業日にあたる場合は順次繰り下げる。以下同じ。）の午後2時 	<ul style="list-style-type: none"> 現金担保付債券貸借取引については、銘柄後決め方式を導入しない。 a・b・e・jを除き、現行の国債店頭取引清算業務と同様。

項目	内容	備考
<p>(3) バスケット</p> <p>2. 債務引受け</p> <p>(1) 債務引受けの申込み</p>	<p>まで行われた場合は、スタート決済日が約定日の翌日であること。</p> <p>c エンド決済日が約定日の1年後の応当日までに到来すること。</p> <p>d 約定時点でエンド決済日が確定していること。</p> <p>e スタート受渡金額が1,000万円の整数倍であること。</p> <p>f スタート受渡金額及びエンド受渡金額が10兆円未満であること。</p> <p>g 利含み現先取引であること。</p> <p>h リプライシングを行わない取引であること。</p> <p>i ヘアカットを適用しない取引であること。</p> <p>j 信託勘定を当事者とする取引の場合には、ファンドコードが特定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、銘柄後決めレポ取引において割当対象とする銘柄（以下「割当対象銘柄」という。）の範囲を特定するバスケットを設定する。 ・ バスケットの内容は定期的に見直しを行う。 ・ バスケットの銘柄コードは、I S I Nコード及び公社債銘柄コードとする。 ・ 当社は、バスケットに含まれる割当対象銘柄の異動情報を開示する。 <p>・ 当社の国債店頭取引清算業務における清算参加者（以下「清算参加者」という。）は、銘柄後決めレポ取引について、当社が定める方法により、当社に対して債務引受けの申込みを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、以下の事項を内容として債務引受けの申込み行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バスケットの設定及び見直しは、諮問委員会への諮問事項とする。 ・ 具体的な見直し頻度や手続は、別途検討する。 ・ コードの具体的な取扱いは、証券コード協議会と協議を行う。 ・ 具体的なバスケットの内容は、別紙1参照。 ・ 新たな清算資格は設けない。 ・ 当社が定める方法は、株式会社証券保管振替機構の決済照合システムによる方法とする（現行の国債店頭取引清算業務と同様）。 ・ 債務引受けの申込みは、代理人を通じて行うことができる（現行の国債店頭取引清算業務と同様）。 ・ c・eを除き、現行の国債店頭取

項目	内容	備考																
<p>(2) 債務引受け</p>	<p>a 渡方清算参加者及び受方清算参加者の名称 b 渡方清算参加者及び受方清算参加者のネットイング口座 c 対象取引に係るファンドコード(信託口であるネットイング口座に係る取引の場合) d 約定日 e バスケット f スタート受渡金額及びエンド受渡金額 g スタート決済日及びエンド決済日 h 有価証券等清算取次ぎである場合はその旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務引受けの申込開始時刻、申込時限及び債務引受けの時期は以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="539 730 1529 1078"> <thead> <tr> <th></th> <th>1回目</th> <th>2回目</th> <th>3回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申込開始時刻</td> <td>前日(休業日にあたる場合は順次繰り上げる。以下同じ。)午後2時</td> <td>当日午前7時</td> <td>当日午前11時</td> </tr> <tr> <td>申込時限</td> <td>前日午後9時</td> <td>当日午前11時</td> <td>当日午後2時</td> </tr> <tr> <td>債務引受けの時期</td> <td>当日午前7時</td> <td>当日午前11時</td> <td>当日午後2時</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当社は、清算参加者から債務引受けの申込みが行われた場合、対象取引ごとに次に掲げる債務について債務引受けを行う。この場合において、次のa及びbを「スタート債務」といい、次のc及びdを「エンド債務」という。 <ul style="list-style-type: none"> a 受方清算参加者が渡方清算参加者に対して負担するスタート決済日におけるスタート受渡金額の支払債務 b 渡方清算参加者が受方清算参加者に対して負担するスタート決済日におけるスタート受渡金額に相当するものとして当社が後刻別に定める銘柄及び数量の国債(以下「割当国債」という。)の引渡債務 		1回目	2回目	3回目	申込開始時刻	前日(休業日にあたる場合は順次繰り上げる。以下同じ。)午後2時	当日午前7時	当日午前11時	申込時限	前日午後9時	当日午前11時	当日午後2時	債務引受けの時期	当日午前7時	当日午前11時	当日午後2時	<p>引清算業務と同様(現行申込事項としている国債の個別銘柄及び数量は申込事項にはならない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の時限を含むタイムスケジュールについては、参加者接続テストの状況等を踏まえて必要に応じて見直しを検討する。
	1回目	2回目	3回目															
申込開始時刻	前日(休業日にあたる場合は順次繰り上げる。以下同じ。)午後2時	当日午前7時	当日午前11時															
申込時限	前日午後9時	当日午前11時	当日午後2時															
債務引受けの時期	当日午前7時	当日午前11時	当日午後2時															

項目	内容	備考
<p>(3) Unwind 及び Rewind に係る債務負担</p> <p>3. バスケットネットティング</p>	<p>c 渡方清算参加者が受方清算参加者に対して負担するエンド決済日におけるエンド受渡金額の支払債務</p> <p>d 受方清算参加者が渡方清算参加者に対して負担するエンド決済日における割当国債の引渡債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記(2)の債務引受けと同時に、当該債務引受けの対象取引に関し、次に定める債務が当社と清算参加者との間で成立するものとする。この場合において、次のa～dをUnwind債務といい、次のe～hをRewind債務という。 a スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日(休業日を除く。以下同じ。)において渡方清算参加者が当社に対しスタート受渡金額相当額の金銭を支払う債務 b スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において当社が受方清算参加者に対しスタート受渡金額相当額の金銭を支払う債務 c スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において受方清算参加者が当社に対し割当国債を引き渡す債務 d スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において当社が渡方清算参加者に割当国債を引き渡す債務 e スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において受方清算参加者が当社に対しスタート受渡金額相当額の金銭を支払う債務 f スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において当社が渡方清算参加者に対しスタート受渡金額相当額の金銭を支払う債務 g スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において渡方清算参加者が当社に対し割当国債を引き渡す債務 h スタート決済日の翌日からエンド決済日の前日までの各日において当社が受方清算参加者に対し割当国債を引き渡す債務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄後決めレポ取引に係る債務引受け並びにUnwind及びRewindに係る債務負担が行われる都度、次に掲げる債務ごとに、バスケット及び決済日(当該債務を履行すべき日をいう。)を同一とする債務(既に銘柄が決定された割当国債の引渡債務及びそれに対応する金銭支払債務を除く。)について、それぞれネットティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーバーナイト取引については、Unwind及びRewindに係る債務負担は発生しない。 ・ Unwind及びRewindに係る債務負担における割当国債の引渡債務は、銘柄決定前のバスケットベースの債務となる。

項目	内容	備考
4. 割当対象銘柄及び割当可能数量の取扱い	<p>を行う。ネットィングにより、当社と清算参加者との次に掲げる債務は、それぞれ、ネットィング後の金額又は数量の一の残債務となる。この場合において、次の a のネットィング結果を「スタート/Rewind 債務」といい、次の b のネットィング結果を「エンド/Unwind 債務」という。</p> <p>a スタート債務及び Rewind 債務 b エンド債務及び Unwind 債務</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、当社が定める方法により、ネットィング口座ごと（信託口であるネットィング口座についてはファンドごと）に、利用可能な割当対象銘柄及びその残高を記載した割当可能残高通知を当社に提出する。 当社は、清算参加者から提出された割当可能残高通知等の情報に基づき、ネットィング口座ごとに、割当対象銘柄及び割当可能数量を算定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄後決めレポ取引における口座の取扱いは、別紙 2 参照。 当社が定める方法は、株式会社証券保管振替機構の決済照合システムによる方法とする。 国債の渡方とならない清算参加者は、割当可能残高通知の提出は不要とする。 割当可能残高通知は、代理人を通じて提出することができる。 割当可能残高通知の取扱いは、別紙 3 及び別紙 4 参照。
5. 銘柄割当て (1) 銘柄割当てのための組合せ (2) 銘柄割当て a 1 回目の銘柄割当てにおける取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、バスケットネットィングが行われた場合、バスケットネットィング結果について、当社が定めるところにより、渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せを設定する。 1 回目の銘柄割当ては、次に掲げるバスケットポジション（銘柄が決定される前の割当国債に係る引渡債務及び債権をいう。以下同じ。）を対象に行う。 ① 1 回目のバスケットネットィング結果に基づくスタート/Rewind 債務に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な銘柄割当て方法及び銘柄割当てのイメージは、別紙 5 参照。

項目	内容	備考
<p>b 2回目の銘柄割当てにおける取扱い</p> <p>c 3回目の銘柄割当てにおける取扱い</p>	<p>するバスケットポジションのうち当日を決済日とするもの</p> <p>② 1回目のバスケットネットティング結果に基づくエンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションのうち翌日を決済日とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①の銘柄割当ては、渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せごとに、当社が定めるところにより、当該渡方清算参加者の1回目の銘柄割当てに係る割当対象銘柄及び割当可能数量の範囲において、割当国債を選択する方法により決定する。 ・ ②の銘柄割当ては、①で決定した銘柄と同一銘柄の同一数量を決定する。 ・ 1回目の銘柄割当てにおいて、①のバスケットポジションについて渡方清算参加者の割当国債に係る引渡債務に対して割当可能数量が不足する場合には、当該不足部分（①のバスケットポジションに対応する②のバスケットポジションを含む。）を2回目のバスケットネットティングの対象とする。 ・ 2回目の銘柄割当ては、次に掲げるバスケットポジションを対象に行う。 <p>① 2回目のバスケットネットティング結果に基づくスタート/Rewind 債務に対応するバスケットポジションのうち当日を決済日とするもの</p> <p>② 2回目のバスケットネットティング結果に基づくエンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションのうち翌日を決済日とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①の銘柄割当ては、渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せごとに、当社が定めるところにより、当該渡方清算参加者の2回目の銘柄割当てに係る割当対象銘柄及び割当可能数量の範囲において、割当国債を選択する方法により決定する。 ・ ②の銘柄割当ては、①で決定した銘柄と同一銘柄の同一数量を決定する。 ・ 2回目の銘柄割当てにおいて、①のバスケットポジションについて渡方清算参加者の割当国債に係る引渡債務に対して割当可能数量が不足する場合には、当該不足部分（①のバスケットポジションに対応する②のバスケットポジションを含む。）を3回目のバスケットネットティングの対象とする。 ・ 3回目の銘柄割当ては、次に掲げるバスケットポジションを対象に行う。 <p>① 3回目のバスケットネットティング結果に基づくスタート/Rewind 債務に対応するバスケットポジションのうち当日を決済日とするもの</p> <p>② 3回目のバスケットネットティング結果に基づくエンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションのうち翌日を決済日とするもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目の銘柄割当てに係る割当対象銘柄及び割当可能数量は、当該渡方清算参加者の当日の受領予定銘柄・数量の範囲に限られる。

項目	内容	備考
<p>(3) 銘柄割当結果等の通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①の銘柄割当ては、渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せごとに、当社が定めるところにより、当該渡方清算参加者の3回目の銘柄割当てに係る割当対象銘柄及び割当可能数量の範囲において、割当国債を選択する方法により決定する。 ・ ②の銘柄割当ては、①で決定した銘柄と同一銘柄の同一数量を決定する。 ・ 3回目の銘柄割当てにおいて、渡方清算参加者の割当国債に係る引渡債務に対して割当可能数量が不足する場合には、3回目の銘柄割当て時点の当該渡方清算参加者の割当可能残高通知に含まれる銘柄の中で最も残高が多い銘柄により、割当可能数量の範囲外の銘柄割当てを行う。 ・ 当社は、当社が定める方法により、銘柄割当ての結果等を清算参加者に通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が定める方法は、株式会社証券保管振替機構の決済照合システムによる方法及び当社の Web 端末による方法とする。
<p>6. 決済</p>		
<p>(1) 決済数量及び決済金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄後決めレポ取引に係る国債の決済（フェイルにより翌日以降に繰り延べられた決済を除く。）は、決済時限を同一とするものについて銘柄ごとに差引計算した数量を授受する方法により行う。 ・ 銘柄後決めレポ取引に係る金銭の決済は、国債の時価評価額（日本証券業協会が発表する売買参考統計値による国債の評価額をいう。）の金銭の授受及び受渡調整金額（バスケットネットティング結果に基づき授受すべき金銭の額と国債の時価評価額の差額をいう。）の金銭の授受により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄後決めレポ取引の決済は、現行の国債店頭取引清算業務（アウトライト・銘柄先決めレポ取引）とは別に処理する。
<p>(2) 国債DVP決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄後決めレポ取引に係る国債及び当該国債の時価評価額の授受は、日本銀行金融ネットワークシステムシステムを利用した国債資金同時受渡（以下「国債DVP決済」という。）により行う。 	

項目	内容	備考												
<p>(3) フェイルの取扱い</p> <p>(4) FOS 決済</p> <p>7. 変動証拠金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 決済時限は以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="548 288 1520 592"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 回目の銘柄割当て及びエンド/Unwind 分</th> <th>2 回目の銘柄割当て</th> <th>3 回目の銘柄割当て</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渡方清算参加者と当社との決済</td> <td>午前 10 時 30 分</td> <td>午後 1 時 30 分</td> <td>午後 3 時 30 分</td> </tr> <tr> <td>当社と受方清算参加者との決済</td> <td>午前 11 時</td> <td>午後 2 時</td> <td>午後 4 時</td> </tr> </tbody> </table> 日本銀行に対する国債資金同時受渡依頼は、渡方清算参加者と当社との決済及び当社と受方清算参加者との決済の双方について、当社が行う。 国債 D V P 決済については、各決済に係る国債の数量が 50 億円を超えないよう、小口化を行う。 銘柄後決めレポ取引に係る国債 D V P 決済において、渡方清算参加者と当社との決済が決済時限までに行われていない場合、当該決済及び当該決済に対応する当社と受方清算参加者との決済をフェイルとし、当該決済は翌日以降に繰り延べる。 銘柄後決めレポ取引に係る受渡調整金額の金銭の授受は、日本銀行における当座勘定の振替により行う。 支払方清算参加者は、午後 3 時 30 分までに当社に金銭を支払い、受領方清算参加者は午後 4 時以降当社から金銭を受領する。 当社は、銘柄後決めレポ取引に係る未決済債務の価値の変動に応じた変動証拠金を清算参加者との間で授受することとする。 		1 回目の銘柄割当て及びエンド/Unwind 分	2 回目の銘柄割当て	3 回目の銘柄割当て	渡方清算参加者と当社との決済	午前 10 時 30 分	午後 1 時 30 分	午後 3 時 30 分	当社と受方清算参加者との決済	午前 11 時	午後 2 時	午後 4 時	<ul style="list-style-type: none"> 現行の国債店頭取引清算業務の決済においては、渡方清算参加者と当社との決済に係る国債資金同時受渡依頼は渡方清算参加者が行うこととしている。 現行の国債店頭取引清算業務と同様。 フェイルにより翌日以降に繰り延べられた決済の決済時限は、1 回目の銘柄割当て及びエンド/Unwind 分の決済と同じとする。 具体的な変動証拠金所要額の算出方法は、別紙 6 参照。
	1 回目の銘柄割当て及びエンド/Unwind 分	2 回目の銘柄割当て	3 回目の銘柄割当て											
渡方清算参加者と当社との決済	午前 10 時 30 分	午後 1 時 30 分	午後 3 時 30 分											
当社と受方清算参加者との決済	午前 11 時	午後 2 時	午後 4 時											

項目	内容	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄後決めレポ取引の変動証拠金の決済は、変動証拠金を算出した日の翌日における現行の国債店頭取引清算業務のFOS決済に含める。

Ⅲ. その他の制度変更

項目	内容	備考
1. レギュラー受渡日基準の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債の評価時価及び変動証拠金の計算等に際して使用する「レギュラー受渡日」の基準をT+2からT+1に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年4月に実施した決済期間の短縮（アウトライトT+2）化と同様の対応。
2. 当初証拠金等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄後決めレポ取引の導入に伴い、日中におけるリスク変動のタイミングや特性が変化することから、当初証拠金等について以下のとおり見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> a 一日における当初証拠金所要額の算出及び預託の回数を現行の一回から三回に変更する。 b 当初証拠金所要額の各構成要素について、銘柄後決めレポ取引の特性を踏まえた算出方法の見直しを行う。 c その他所要の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な当初証拠金等の見直し内容は、別紙7参照。
3. 手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料について以下のとおり見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> a 銘柄割当手数料を新設する。 b 手数料の限度額を廃止するとともに、債務引受手数料、残高管理手数料及び銘柄割当手数料について、取引量の増加に応じて手数料率を逡減させる逡減料率を採用する。 c その他所要の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な手数料の見直し内容は、別紙8参照。 ・ 決済期間の短縮化の実施前に収支見通しの再確認を行い、必要に応じて手数料率等の修正を行う。

項目	内容	備考
4. その他	・ その他、決済期間の短縮化及び銘柄後決めレポ取引の導入等に伴う所要の改正を行う。	

IV. 実施時期

- ・ 実施時期は、当社、清算参加者及び関係機関における決済期間の短縮化に向けたシステム対応及びテストのスケジュール等を踏まえて決定する。

以 上

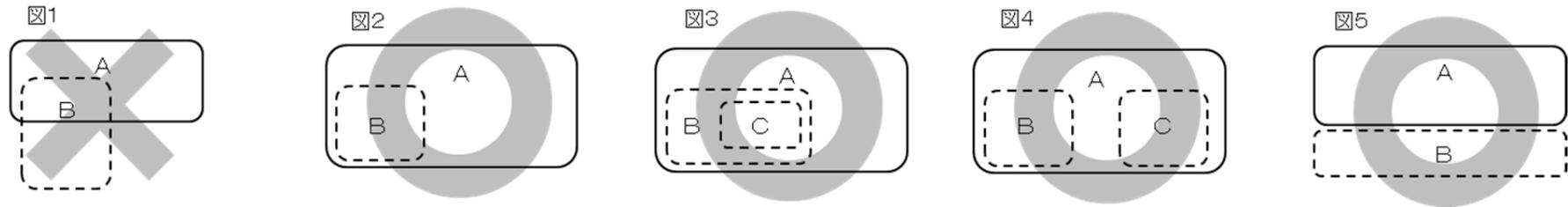
銘柄後決めレポ取引におけるバスケットについて

- ・ 当社は、銘柄後決めレポ取引において割当対象銘柄の範囲を特定するバスケットを設定する。
- ・ 銘柄後決めレポ取引の開始時点で設定するバスケットは、以下の内容とすることを基本とし、制度開始前の一定の時期に市場関係者との協議を経て正式に決定する。なお、制度開始後も市場関係者を交えて定期的にバスケットの内容の見直しを検討する。

＜現時点で想定するバスケットの内容＞

	銘柄名称	銘柄略称	銘柄コード	対象となる国債名称／残存年限条件
①	国債バスケット（利付国債・変動利付国債・国庫短期証券）	国債バスケット(利国/変国/TDB) JGBB(Large)	JPXXX101XXXX 0101XXXX	利付国庫債券（2年）、利付国庫債券（5年）、 利付国庫債券（10年）、利付国庫債券（20年）、 利付国庫債券（30年）、利付国庫債券（40年）、 利付国庫債券（変動・15年）、国庫短期証券
②	国債バスケット（利付国債・国庫短期証券）	国債バスケット(利国/TDB) JGBB(FixedRate)	JPXXX103XXXX 0103XXXX	利付国庫債券（2年）、利付国庫債券（5年）、 利付国庫債券（10年）、利付国庫債券（20年）、 利付国庫債券（30年）、利付国庫債券（40年）、 国庫短期証券
③	国債バスケット（利付国債残存10年以下・国庫短期証券）	国債バスケット(利国U10/TDB) JGBB(U10/TDB)	JPXXX105XXXX 0105XXXX	利付国庫債券（2年）、利付国庫債券（5年）、 利付国庫債券（10年）、 利付国庫債券（20年）／残存10年以下、 利付国庫債券（30年）／残存10年以下、 利付国庫債券（40年）／残存10年以下、 国庫短期証券
④	国債バスケット（分離元本振替国債・分離利息振替国債）	国債バスケット(分離国債) JGBB(STRIPS)	JPXXX201XXXX 0201XXXX	分離元本振替国債、分離利息振替国債

- ※ 銘柄コードの上段は ISIN、下段は公社債銘柄コードの例。銘柄略称の下段は英文略称の例。
- ※ 各バスケットに対して設定された国債名称について、国債名称ごとに残存年限条件（一定の残存年限以下の個別銘柄に限定する条件）を付すことを可能とする。
- ※ 各バスケットについて、設定されていない国債名称である特定の個別銘柄を対象とすること及び設定された国債名称のうち特定の個別銘柄を対象外とすることを可能とする。
- ※ 構成銘柄の一部のみが重なり合うバスケット（下図1）は設けないこととし、構成銘柄が包含関係となるバスケット（図2～図4）又は重なり合いがないバスケット（図5）のみを設定可能とする。



- ※ バスケットの銘柄名称及び銘柄コードは、今後、市場関係者及び証券コード協議会と協議のうえ決定する。

以 上

銘柄後決めレポ取引における口座の取扱い

1. 決済口座

- ・ ネットティング口座ごとの決済口座は、現行の国債店頭取引清算業務における決済口座と同一とする。
 - － 決済口座は、ネットティング口座ごとに1口座となる（国債の渡方となる場合の決済口座と国債の受方となる場合の決済口座を別に指定することは可能）。
 - － 決済口座は、清算参加者自らの参加者口座のほか、他の国債振替決済制度参加者の参加者口座も指定可能（決済代行利用の場合）。

2. 割当可能残高通知の取扱い

- ・ 清算参加者は、ネットティング口座ごと（信託口であるネットティング口座についてはファンドごと）に利用可能な割当対象銘柄及びその残高を記載した割当可能残高通知を作成し、当社に通知する。
 - － 国債の渡方とならない場合には、割当可能残高通知の提出は不要とする。
 - － 割当可能残高通知は、代理人を通じて提出することができる。

以 上

1. 複数のネットィング口座を保有する清算参加者のネットィング口座イメージ

<事例：銀行である清算参加者が2つのネットィング口座を開設するケース>

マスタ情報		割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットィング口座	日本銀行における決済口座	
●●銀行(投資勘定口)	●●銀行 通常決済口(00)	割当可能残高通知(投資勘定用)
●●銀行(商品勘定口)	●●銀行 通常決済口(00)	割当可能残高通知(商品勘定用)

<留意点等>

- ✓ 清算参加者は複数のネットィング口座を開設することが可能
- ✓ 割当可能残高通知はネットィング口座ごとに提出する。

2. 信託銀行のネットイング口座イメージ

<事例：信託銀行である清算参加者が複数のネットイング口座（自己口と信託口（複数））を開設するケース>

マスタ情報			ファンド	割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットイング口座	日本銀行における決済口座			
	国債の渡し	国債の受け		
■■信託(自己口)	■■信託 通常決済口(00)		—	割当可能残高通知(自己口用)
■■信託(信託口1)	■■信託 信託口1(01)	■■信託 信託口1(01)	ファンド①	割当可能残高通知(ファンド①用)
			ファンド②	割当可能残高通知(ファンド②用)
■■信託(信託口2)	■■信託 信託口1(01)	■■信託 通常決済口(00)	ファンド③	割当可能残高通知(ファンド③用)
			ファンド④	割当可能残高通知(ファンド④用)
■■信託(信託口3)	■■信託 通常決済口(00)	■■信託 通常決済口(00)	ファンド⑤	割当可能残高通知(ファンド⑤用)

<留意点等>

- ✓ 清算参加者は複数のネットイング口座を開設することが可能
- ✓ 日本銀行における決済口座は、国債の渡方となる場合の決済口座と国債の受方となる場合の決済口座を別に指定することが可能
- ✓ 日本銀行における決済口座は、信託口1(01)以外の信託口も指定可能
- ✓ 信託口であるネットイング口座については、ファンドごとに割当可能残高通知を提出する。
- ✓ 信託口であるネットイング口座に係るバスケットネットイング、銘柄割当て、銘柄ネットイング及びDVP決済はファンドごとに行う。

3. 約定照合代行・決済代行委託者のネットイング口座イメージ

<事例：証券会社である清算参加者が決済代行を委託しているケース>

マスタ情報				割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットイング口座	売買報告データの 提出者	日本銀行における決済口座	割当可能残高通知の提出者	
〇〇証券 *代行委託者	〇〇証券 *代行委託者	代行受託者の通常決済口(00)	〇〇証券 *代行委託者	割当可能残高通知

マスタ情報				割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットイング口座	売買報告データの 提出者	日本銀行における決済口座	割当可能残高通知の提出者	
△△証券 *代行委託者	△△証券 *代行委託者	代行受託者の通常決済口(00)	代行受託者	割当可能残高通知(△△証券用)

<事例：証券会社である清算参加者が約定照合代行・決済代行を委託しているケース>

マスタ情報				割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットイング口座	売買報告データの 提出者	日本銀行における 決済口座	割当可能残高通知の提出者	
□□証券 *代行委託者	代行受託者	代行受託者の通常決済口(00)	代行受託者	割当可能残高通知(□□証券用)

<留意点等>

- ✓ 日本銀行における決済口座は、清算参加者自らの参加者口座のほか、他の国債振替決済制度参加者の参加者口座も指定可能。
- ✓ 決済代行を委託している清算参加者は、割当可能残高通知の提出を他者に委任することが可能。
- ✓ 代行受託者は、自己分の割当可能残高通知及び各委託者の割当可能残高通知をそれぞれ作成・提出する。

4. 他社清算参加者のネットイング口座イメージ

<事例：証券会社である清算参加者が複数の清算委託者の清算取次ぎを行っているケース>

マスタ情報				割当サイクルごとに作成・提出する 割当可能残高通知
ネットイング口座	売買報告データの 提出者	日本銀行における決済口座	割当可能残高通知の提出者	
●●証券(自己口)	●●証券 *清算参加者	●●証券 通常決済口(00)	●●証券 *清算参加者	割当可能残高通知(自己口用)
●●証券(清算取次口01)	●●証券 *清算参加者	●●証券 通常決済口(00)	●●証券 *清算参加者	割当可能残高通知(清算取次口01用)
●●証券(清算取次口02)	●●証券 *清算参加者	●●証券 通常決済口(00)	●●証券 *清算参加者	割当可能残高通知(清算取次口02用)
●●証券(清算取次口03)	●●証券 *清算参加者	●●証券 通常決済口(00)	●●証券 *清算参加者	割当可能残高通知(清算取次口03用)

<留意点等>

- ✓ 他社清算参加者は複数の清算委託者の清算取次ぎを行うことが可能。
- ✓ 清算取次ぎを行う清算参加者は、清算委託者ごとにネットイング口座を開設する。
- ✓ 清算取次ぎを行う清算参加者は、ネットイング口座ごとに割当可能残高通知を作成・提出する。

銘柄後決めレポ取引に係る割当可能残高通知の取扱い

- ・ 当社は、各銘柄割当てにおいて、当社が定める時点（下表）において清算参加者から最も遅い時刻に受領した割当可能残高通知を利用する。
- ・ 清算参加者は、割当可能残高通知を何度でも提出することが可能。

銘柄割当て	当社が定める時点	留意点
1 回目	前日午後 9 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当可能残高通知を作成する際に、割当日に銘柄後決めレポ取引に関して受領する国債の銘柄^{※1}のうち、割当日の銘柄後決めレポ取引に利用する残高を含めて記載する（割当日の前日に割当可能残高通知を提出するため、予定残としての記載になる。）。
2 回目	当日午前 11 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、前回の銘柄割当ての結果を受領後、前回の銘柄割当てで割当てが行われた（使用された）銘柄を反映（減算）し、また前回の割当可能残高通知の提出後に予定残の変動を伴う約定等が発生した場合は必要に応じて当該変動を反映し、再度割当可能残高通知を提出する必要がある。 ・ 清算参加者は、当日受領予定証券の受けフェイルに伴う銘柄後決めレポ取引のフェイル発生を防止する観点から、日本銀行における実残（実際の決済進捗を考慮した残高）との突合など^{※2}により、割当可能残高通知に未受領残高が含まれないような工夫が求められる^{※3}。
3 回目	当日午後 2 時	同上 ^{※4}

※1 前日の銘柄割当てにより当日当社から受領する予定の銘柄（エンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションに係る割当国債）。

※2 当日受領予定の証券を割当可能残高通知に含めない運用とする場合や銘柄後決めレポ取引用の残高を他の目的の残高と区分管理したうえで割当可能残高通知を作成する運用とする場合など、日本銀行における実残との突合を要しないケースも想定される。

※3 午前 11 時の時点では、銘柄後決めレポ取引以外の取引の決済が相当程度進捗していることが想定される。また、午後 2 時の時点では、銘柄後決めレポ取引以外の取引の決済はほぼ完了していることが想定される。

※4 受けフェイルの確定等により残高不足が生じる見込みとなった場合には、同一バスケットの反対取引（資金運用取引）を行うことにより、割当てを要するネットポジションを縮小することが考えられる。また、状況に応じて、当日の未受領証券のうち受領の確実性が高いものや外部調達の確実性が高い銘柄を 3 回目の割当可能残高通知に含めておくことにより、フェイルの発生可能性を低減させる工夫も考えられる。

以 上

銘柄割当てにおける割当対象銘柄及び割当可能数量

- 当社は、清算参加者から提出された割当可能残高通知等の情報に基づき、国債の渡方となるネットイングロ座ごとに、銘柄割当てに利用する割当対象銘柄及び割当可能残高を算定する。
- 各銘柄割当てにおいて利用する割当対象銘柄及び割当可能数量の算定方法は、以下のとおりとする。

銘柄割当て	銘柄割当てに利用する割当対象銘柄	割当可能数量	留意点
1回目	<ul style="list-style-type: none"> • 割当可能残高通知に含まれ、かつ、割当日に銘柄後決めレポ取引に関して受領する予定[※]の銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> • 銘柄割当てに利用する割当対象銘柄ごとに、以下の①又は②の数量のうちいずれか少ない数量 ① 割当可能残高通知に記載された残高 ② 割当日に銘柄後決めレポ取引に関して受領する予定の国債の数量 	<ul style="list-style-type: none"> • 渡方清算参加者は、割当可能残高通知を作成する際に、割当日に銘柄後決めレポ取引に関して受領する国債の銘柄のうち、割当日の銘柄割当てレポ取引に利用する残高を含めて記載する必要がある。
2回目 及び 3回目	<ul style="list-style-type: none"> • 割当可能残高通知記載の銘柄 	<ul style="list-style-type: none"> • 割当可能残高通知記載の残高 	

※ 前日の銘柄割当てにより当日当社から受領する予定の銘柄（エンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションに係る割当国債）。

以 上

銘柄後決めレポ取引に係る銘柄割当ルール

項目	内容	備考
1. 銘柄割当てのための組合せ処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタート/Rewind 債務に対応するバスケットポジションについて、当社に対する国債の渡方清算参加者及び当社に対する受方清算参加者の受渡金額が一致するように渡方清算参加者と受方清算参加者を組み合わせる処理を行う。 ・ 1回目の銘柄割当てにおいては、前日の銘柄割当てのための組合せの相手方と優先的に組合せを設定する。その際、渡方清算参加者と受方清算参加者のスタート/Rewind 債務に係る受渡金額が異なる場合には、受渡金額が大きい方のポジションを分割し、受渡金額が一致する組み合わせを設定する。当該方法による組合せを「優先組合せ」という。 ・ 1回目の銘柄割当てにおける優先組合せの設定後の残部分並びに2回目及び3回目の銘柄割当てにおける組合せは、銘柄渡方清算参加者及び受方清算参加者に対してそれぞれランダムな順位を設定し、当該順位の昇順で渡方清算参加者及び受方清算参加者に対応させ、受渡金額が一致しない場合は金額を大きい側の金額を分割することにより、受渡金額が一致する組み合わせを設定する。当該方法による組合せを「ランダム組合せ」という。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡方清算参加者と受方清算参加者の組合せ処理の例は別添1参照。
2. 銘柄割当数量の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. の組合せごとに、割当国債の評価額がスタート/Rewind 債務に係る受渡金額以上かつ最も近くなるように割当数量を決定する。 ・ 具体的には、以下3. に定める銘柄間の順位及び割当対象ポジション間の順位に従って割当銘柄を決定していき、割当対象ポジションごとに割当国債の評価額がスタート/Rewind 債務に係る受渡金額以上となる数量を割当数量とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当国債の評価額は、売買参考統計値（当社が割当日までの経過利子を含む「利含み単価」を算出して利用する。）により算出する。
3. 1回目の銘柄割当てにおける銘柄割当順位 (1) 銘柄間の順位		

項目	内容	備考
a 優先組合せに係る銘柄割当て b ランダム組合せに係る銘柄割当て	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前日の銘柄割当てにおけるエンド/Unwind 債務に対応するバスケットポジションに係る割当国債として受領予定の銘柄及び数量を、割当可能残高通知に記載された銘柄及び数量の範囲内で割り当てる。 ・ 当日受領する予定の国債の銘柄及び数量のうち、前 a の割当てで使用した残数量の範囲内で割り当てる。 ・ 割当対象ポジションのうち割り当てるべき数量が 50 億円以上の部分に対しては、割当可能残高通知上の残高の多い銘柄から、額面 50 億円ずつ割り当てる。ただし、全銘柄について残数量が 50 億円未満である場合は、割当可能残高通知上の残高の多い銘柄から、各銘柄の残数量を割り当てる。 ・ 割当対象ポジションのうち割り当てるべき数量が 50 億円未満の部分に対しては、割当可能残高通知上の残高の多い銘柄から、各銘柄の額面 50 億円未満の部分を割り当てる。ただし、全銘柄について残数量に 50 億円未満の部分がない場合は、割当可能残高通知上の残高の多い銘柄から、額面 50 億円以上の部分を利用して割り当てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添 2 参照
(2) ポジション間の順位 a ネットティング口座間の順位 b バスケット間の順位 c ポジション間の順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数のネットティング口座を有する場合のネットティング口座間の順位は、ネットティング口座番号の昇順とする（口座番号の若いものを優先する）。 ・ 共通の対象国債を含む複数のバスケットについては、対象範囲の小さいバスケットの銘柄割当てを行った後に対象範囲の大きいバスケットの銘柄割当てを行う。 ・ 前 b までの優先順位が同一のポジションについては、受渡金額（銘柄割当てのための組合せ処理において国債の渡方のポジションの分割を行った場合は分割後の受渡金額）の降順とする（受渡金額の大きいものを優先する）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別添 3 参照
4. 2 回目及び 3 回目の銘柄割当てにおける銘柄割当順位		

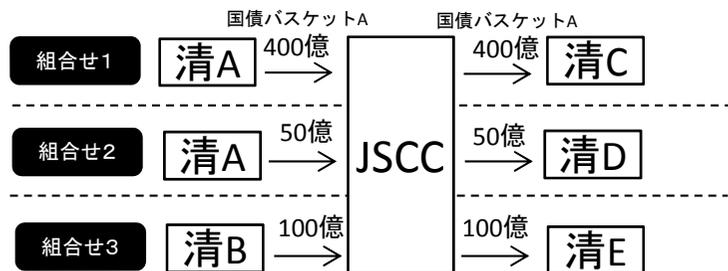
項目	内容	備考
(1) 銘柄間の順位	<ul style="list-style-type: none"> 3. (1) bと同様とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2回目及び3回目の銘柄割当ての対象となるすべてのバスケットポジションについて、共通とする。
(2) 割当対象ポジション間の順位	<ul style="list-style-type: none"> 1回目の銘柄割当てにおける順位と同じとする。 	
5. 銘柄割当ての対象外とする銘柄	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄割当を行う日の翌営業日が利払期日又は償還期日となる銘柄は、割当対象銘柄から除外する。 	<ul style="list-style-type: none"> 割当可能残高通知の受付時点で、エラー通知を返したうえで該当銘柄を除外する。

以上

銘柄割当てのための渡方と受方の組合せ処理イメージ

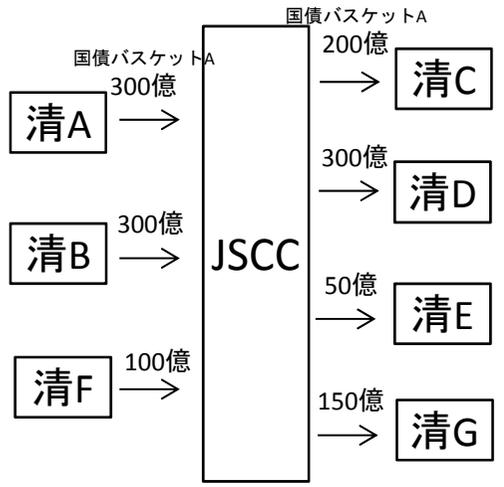
1. 優先組合せ処理イメージ(1回目の銘柄割当て)

【前日の銘柄割当てに係る組合せ】



①当日のバスケットネットティング結果

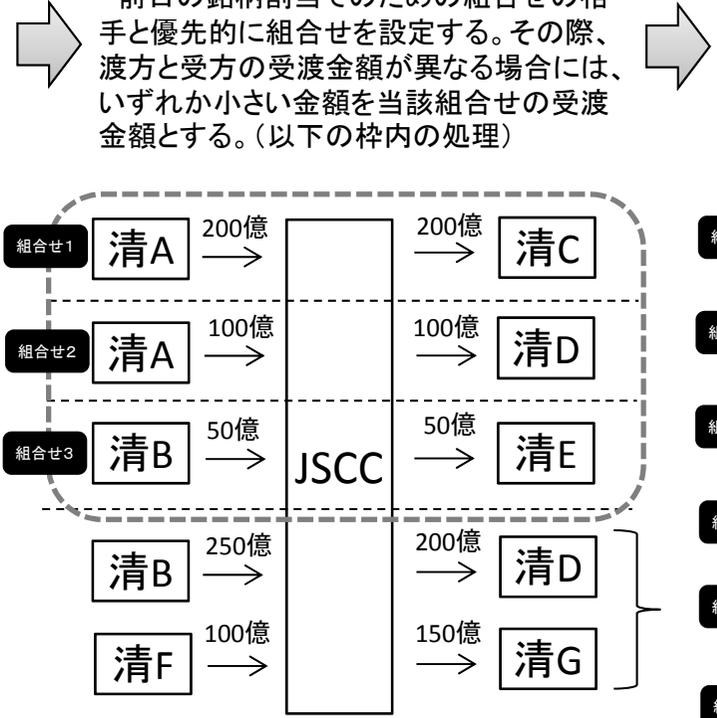
バスケットネットティングの結果、スタート/Rewind債務について清算参加者A、B、Fが国債(国債バスケットA)の渡方、清算参加者C～E、Gが受方となったと仮定。(受渡金額はそれぞれ以下のとおり。)



※清A～清G:清算参加者
※資金の流れの記載は省略

②前日の組合せを優先して組合せ処理

前日の銘柄割当てのための組合せの相手と優先的に組合せを設定する。その際、渡方と受方の受渡金額が異なる場合には、いずれか小さい金額を当該組合せの受渡金額とする。(以下の枠内の処理)



③②の残部分に係るランダム組合せ処理

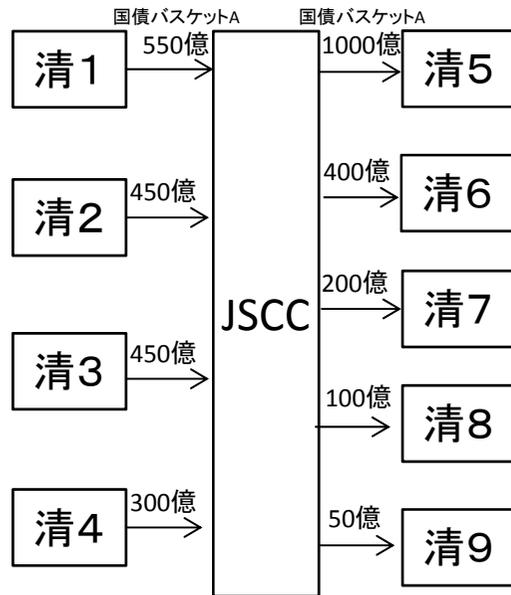
②の処理で組合せが未決定となる部分について「2. ランダム組合せ処理(次ページ参照)」に基づきランダムに組合せを決定する。(以下の枠内の処理)



2. ランダム組合せ処理イメージ

① バスケットネットティング結果

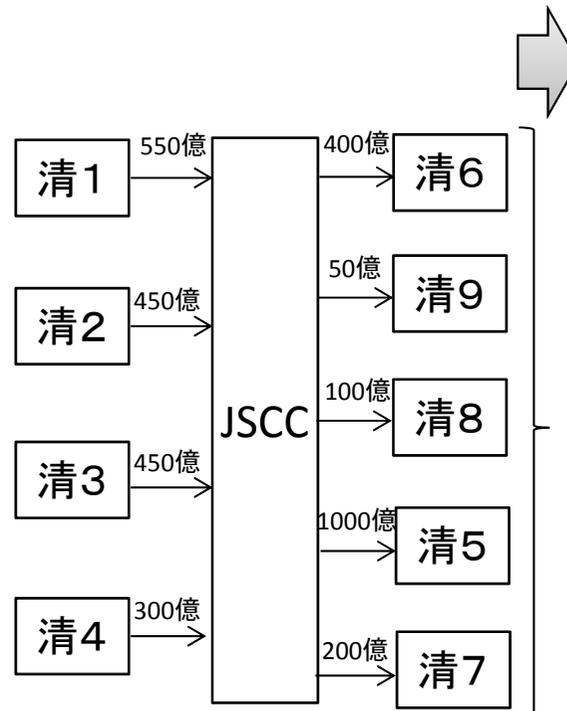
バスケットネットティングの結果、スタート/Rewind債務について清算参加者1～4が国債(国債バスケットA)の渡方、清算参加者5～9が受方となったと仮定。(受渡金額はそれぞれ以下のとおり。)



※清1～清9: 清算参加者
※資金の流れの記載は省略

② 受方清算参加者をランダムに並替え

渡方清算参加者と受方清算参加者をランダムに並び替える。

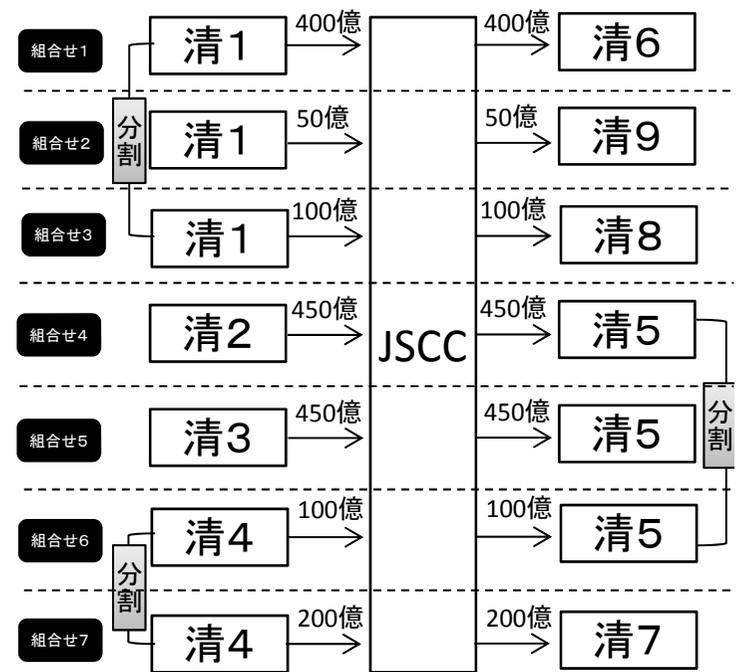


ランダムに並び替え

③ 銘柄割当てのための組合せを決定

受渡金額が一致するように渡方清算参加者と受方清算参加者を組み合わせる処理を行う。その際、必要に応じてポジションを分割する。

以下の例では、組合せ1～7が決定される。



銘柄割当てにおける銘柄間の順位イメージ

< 清算参加者 A の割当可能残高通知の内容 >

(単位：億円)

	銘柄①	銘柄②	銘柄③	銘柄④	銘柄⑤	銘柄⑥	銘柄⑦	銘柄⑧	合計
数量	1,030	340	300	210	150	30	10	10	2,080

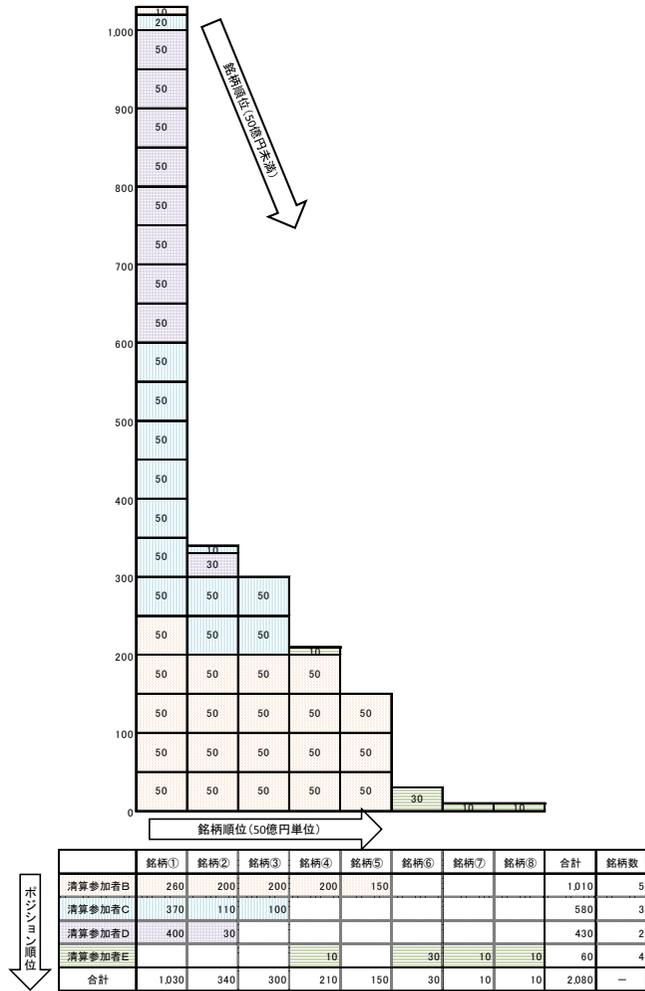
< 取引の内容 >

(単位：億円)

渡方	受方	約定金額
清算参加者 A	清算参加者 B	1,010
清算参加者 A	清算参加者 C	580
清算参加者 A	清算参加者 D	430
清算参加者 A	清算参加者 E	60
合 計		2,080



< 銘柄間の順位 >



※銘柄①～銘柄⑦の単価は 100 円と仮定

銘柄割当てにおける割当対象ポジション間の順位イメージ

●銘柄割当てにおいて清算参加者であるA銀行が以下のとおり国債の渡方となっている。

ネットイング口座	バスケット	受渡金額(億円)		銘柄割当てにおける割当対象ポジション間の順位		割当銘柄	
			銘柄割当てのための組合せ処理における分割後				
A銀行① (口座番号: 111111110012)	国債バスケット①	500	200		高	①	銘柄間の順位により割り当てる。
			150			②	
			100			③	
			50			④	
	国債バスケット②	150	100			⑤	
			50			⑥	
A銀行② (口座番号: 111111110020)	国債バスケット①	200	200		⑦		
	国債バスケット②	150	100		⑧		
			50		⑨		

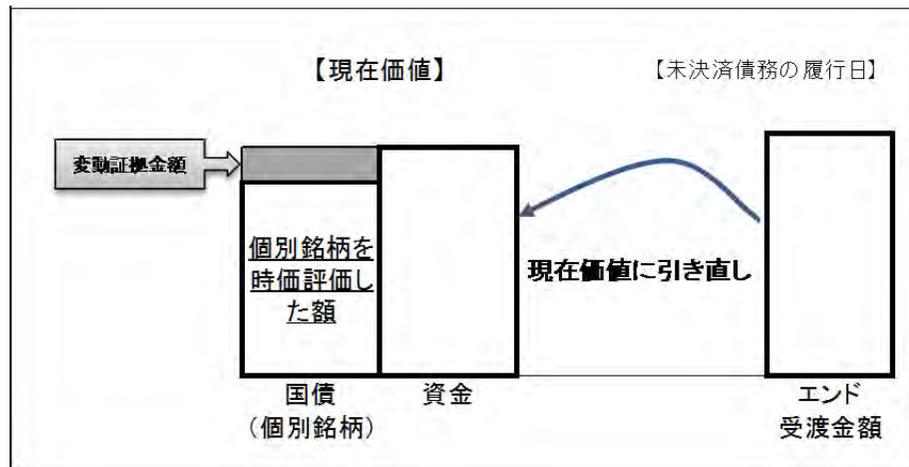
※「国債バスケット①」の銘柄が「国債バスケット②」の銘柄に包含される。

銘柄後決めレポ取引に係る変動証拠金の算出方法

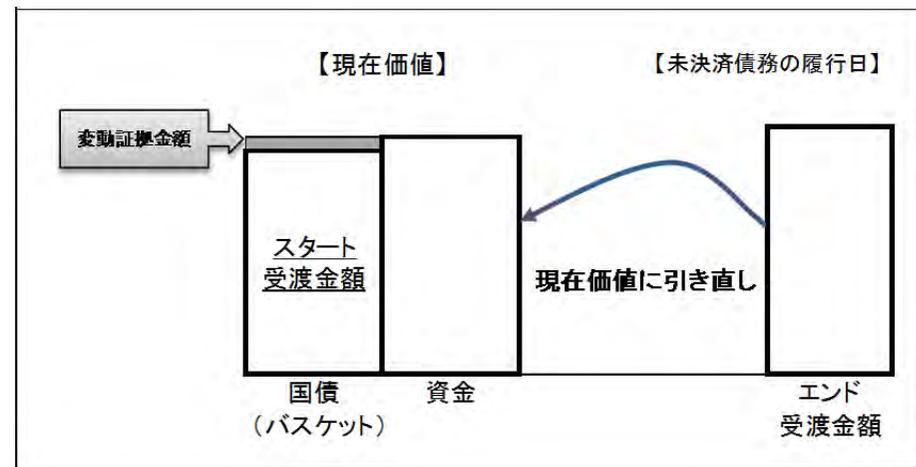
- ・ 計算日の翌々営業日以降の未決済債務について、国債に係る債務の時価評価額と、金銭に係る債務の計算日のレギュラー受渡日における現在価値の差額を日々授受することとする（現行のアウトライト及び銘柄先決め方式のレポ取引と同様）。
- ・ ただし、銘柄後決めレポ取引では、計算日の翌々日以降の未決済債務については銘柄割当てが行われていないため、国債の未決済債務の現在価値については個別銘柄ではなくバスケットの現在価値となる。バスケットには、当日の時価に基づき日々スタート受渡金額相当の銘柄・数量を割り当てるため、現在価値は、国債の未決済債務に対応するスタート受渡金額となる。
- ・ したがって、銘柄後決めレポ取引に係る変動証拠金の額は、ネット後のエンド受渡金額の現在価値とスタート受渡金額の差額（レポ利息の現在価値に相当）となる。

【参考イメージ】

○銘柄先決め方式のレポ取引



○銘柄後決めレポ取引



以上

決済期間の短縮化に伴う当初証拠金等の見直しについて

※ 下線部分が現行からの変更箇所

	(参考) 現行	変更後	備考												
1. ネットिंग口座の種類		<ul style="list-style-type: none"> 清算対象取引の種類に応じた当初証拠金所要額の算出を可能とするため、ネットング口座について、次の a から c に掲げる種類を設け、各種類において債務引受けを行う清算対象取引を当該 a から c に定める取引とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 通常口座 すべての清算対象取引 b レポ専用口座 現金担保付債券貸借取引（エンドのみ引受けを除く。）、現先取引（エンドのみ引受け及び銘柄後決めレポ取引を除く。）及び銘柄後決めレポ取引 c 後決めレポ専用口座 銘柄後決めレポ取引 清算参加者は、当社に開設するネットング口座について、通常口座、レポ専用口座又は後決めレポ専用口座の別を指定するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金グループの設定においては、同種類のネットング口座の割当てのみ可能とする。 												
2. 当初証拠金所要額の算出時点及び預託時限	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金所要額の算出時点及び預託時限は、以下のとおりとする。 算出時点：午後 6 時 30 分 預託時限：翌日午前 11 時 	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金所要額の算出時点及び預託時限は、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1213 869 2261 1073"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 回目</th> <th>2 回目</th> <th>3 回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算出時点</td> <td>午前 7 時</td> <td>午前 11 時</td> <td>午後 2 時</td> </tr> <tr> <td>預託時限</td> <td>午前 10 時</td> <td>午後 2 時</td> <td>午後 5 時</td> </tr> </tbody> </table>		1 回目	2 回目	3 回目	算出時点	午前 7 時	午前 11 時	午後 2 時	預託時限	午前 10 時	午後 2 時	午後 5 時	<ul style="list-style-type: none"> 1 日に 3 回、当初証拠金所要額を更新する。 当初証拠金の返還についても、1 日に 3 回実施（清算参加者からの請求に基づき各預託時限以降速やかに返還を実行）する。
	1 回目	2 回目	3 回目												
算出時点	午前 7 時	午前 11 時	午後 2 時												
預託時限	午前 10 時	午後 2 時	午後 5 時												
3. 当初証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金所要額は、当初証拠金基礎所要額と 10 億円のいずれか大きい額とする。 当初証拠金基礎所要額は、次の a から d に掲げる各所要額の合計額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 時価変動リスク回避当初証拠金額 b レポレート変動リスク回避当初証拠金額 c FOS 不履行リスク回避当初証拠金額 d 市場インパクト・チャージ所要額 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり。 現行どおり。 	<ul style="list-style-type: none"> 各所要額の算出方法については、3. (1) ~ (4) を参照。 												
(1) 時価変動リスク回避当初証拠金額	<ul style="list-style-type: none"> 時価変動リスク回避当初証拠金額は、次の a から d に掲げるもののうち最大の額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 時価変動 POMA <ul style="list-style-type: none"> 算出日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引（清算対象取引のうち、売買、現金担保付債券貸借取引及び現先取引（銘柄後決めレポ取引を除く。）を指す。以下同じ。）に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量（総引渡数量と総受領数量の差引数量をいう。以下同 	<ul style="list-style-type: none"> 1 回目の所要額算出における時価変動リスク回避当初証拠金額は、次の a から c に掲げるもののうち最大の額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 時価変動 POMA <ul style="list-style-type: none"> 算出日前日までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前 7 時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。 b 時価変動調整 POMA <ul style="list-style-type: none"> 算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前 	<ul style="list-style-type: none"> 時価変動リスクファクター及び相殺の取扱いは、現行どおり。 銘柄後決めレポ取引については、銘柄割当て済のポジションのみを対象とする。 												

	(参考) 現行	変更後	備考
	<p>じ。)に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。</p> <p>b 時価変動調整POMA</p> <p>ー 算出日までに債務引受けを行い算出日翌々日以降に決済日を迎える通常取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。</p> <p>c 時価変動平均POMA</p> <p>ー 算出日前日から起算して過去120日間(休業日を除外する。)の日々の時価変動POMAのうち、上位20日分の額の平均額。</p> <p>d 国債の再構築コスト下限額</p> <p>ー 算出日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を算出し、すべての銘柄について合算した額に100分の10を乗じた額。</p>	<p><u>7時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。</u></p> <p>c 国債の再構築コスト下限額</p> <p>ー <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前7時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を算出し、すべての銘柄について合算した額に100分の10を乗じた額。</u></p> <p>・ <u>2回目の所要額算出における時価変動リスク回避当初証拠金額は、次のa及びbに掲げるもののうち最大の額とする。</u></p> <p>a 時価変動調整POMA</p> <p>ー <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前11時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。</u></p> <p>b 国債の再構築コスト下限額</p> <p>ー <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前11時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を算出し、すべての銘柄について合算した額に100分の10を乗じた額。</u></p> <p>・ <u>3回目の所要額算出における時価変動リスク回避当初証拠金額は、次のaからcに掲げるもののうち最大の額とする。</u></p> <p>a 時価変動調整POMA</p> <p>ー <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午後2時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額。</u></p> <p>b 時価変動平均POMA (レポ専用口座及び後決めレポ専用口座については適用しない。)</p> <p>ー <u>算出日前日から起算して過去120日間(休業日を除外する。)の日々の時価変動平均POMA計算用POMAのうち、上位20日分の額の平均額。この場合において、時価変動平均POMA計算用POMAとは、一の日までに債務引受けを行い当該一の日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び当該一の日午後2時までに債務引受けを行い当該一の日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を全銘柄について算出し、相殺比率に基づいてそれぞれの額を相殺したうえで、合算した額とする。</u></p> <p>c 国債の再構築コスト下限額</p>	

	(参考) 現行	変更後	備考
		<ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午後2時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に銘柄ごとの時価変動リスクファクターを乗じた額を算出し、すべての銘柄について合算した額に100分の10を乗じた額。</u> 	
<p>(2)レポレート変動リスク回避当初証拠金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ レポレート変動リスク回避当初証拠金額は、次の a から c に掲げるもののうち最大の額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a レポレート変動POMA <ul style="list-style-type: none"> － 算出日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額（総引渡数量から総受領数量を減じたものをいう。以下同じ。）の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額をすべての銘柄及びすべての決済日について合算した額の絶対値。 b レポレート変動平均POMA <ul style="list-style-type: none"> － 算出日前日から起算して過去120日間（休業日を除く。）の日々のレポレート変動POMAのうち、上位20日分の額の平均額。 c レポレート変動リスク下限額 <ul style="list-style-type: none"> － 算出日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額の絶対値を、すべての銘柄及びすべての決済日について合算した額に100分の10を乗じた額。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1回目の所要額算出におけるレポレート変動リスク回避当初証拠金額は、次の a 及び b に掲げるもののうち最大の額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a レポレート変動POMA <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前7時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額（バスケットの債務については受渡金額とする。以下同じ。）にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額をすべての銘柄及びすべての決済日について合算した額の絶対値。</u> b レポレート変動リスク下限額 <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前7時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額の絶対値を、すべての銘柄及びすべての決済日について合算した額に100分の10を乗じた額。</u> ・ <u>2回目の所要額算出におけるレポレート変動リスク回避当初証拠金額は、次の a 及び b に掲げるもののうち最大の額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a レポレート変動POMA <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前11時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額をすべての銘柄及びすべての決済日について合算した額の絶対値。</u> b レポレート変動リスク下限額 <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前11時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額の絶対値を、すべて</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レポレート変動リスクファクターの取扱いは、現行どおり。 ・ 銘柄後決めレポ取引については、銘柄割当て前のバスケットポジションも対象とする。

	(参考) 現行	変更後	備考
		<p>の銘柄及びすべての決済日について合算した額に100分の10を乗じた額。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>3回目の所要額算出におけるレポレート変動リスク回避当初証拠金額は、次のaからcに掲げるもののうち最大の額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a <u>レポレート変動調整POMA</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午後2時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額をすべての銘柄及びすべての決済日について合算した額の絶対値。</u> b <u>レポレート変動平均POMA（後決めレポ専用口座については適用しない。）</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日から起算して過去120日間（休業日を除外する。）の日々のレポレート変動平均POMA計算用POMAのうち、上位20日分の額の平均額。この場合において、レポレート変動平均POMA計算用POMAとは、一の日までに債務引受けを行い当該一の日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び当該一の日午後2時までに債務引受けを行い当該一の日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額をすべての銘柄及びすべての決済日について合算した額の絶対値とする。</u> c <u>レポレート変動リスク下限額</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午後2時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごと決済日ごとの差引ポジション額の時価評価額にレポレート変動リスクファクターを乗じた額にレギュラー受渡日から決済日までの日数（休業日を含む。決済日がレギュラー受渡日より前に到来する場合は、負の値とする。）を365で除した数値を乗じた金額の絶対値を、すべての銘柄及びすべての決済日について合算した額に100分の10を乗じた額。</u> 	
(3) FOS不履行リスク回避当初証拠金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ FOS不履行リスク回避当初証拠金額は、算出日から起算して過去120日間（休業日を除外する。）の日々の当該清算参加者のFOS決済金額の上位20日分の平均額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1回目の所要額算出におけるFOS不履行リスク回避当初証拠金額は、次のa及びbに掲げる額の合計額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a <u>算出日の午前7時の銘柄割当結果に基づく銘柄後決めレポ取引に係る受渡調整金支払額相当額</u> b <u>算出日の午前7時のバスケットネットティング結果に基づく銘柄後決めレポ取引に係る変動証拠金預託額相当額</u> ・ <u>2回目の所要額算出におけるFOS不履行リスク回避当初証拠金額は、次のa及びbに掲げる額の合計額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a <u>算出日の午前11時の銘柄割当結果に基づく銘柄後決めレポ取引に係る受渡調整金支払額相当額</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の過去のFOS決済金額を基に所要額を算出する方法を改め、算出時点以降に決済されるFOS決済金額に基づき所要額を算出する方法を導入する。

	(参考) 現行	変更後	備考
		<p><u>b 算出日の午前 11 時のバスケットネットティング結果に基づく銘柄後決めレポ取引に係る変動証拠金預託額相当額</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>3 回目の所要額算出における F O S 不履行リスク回避当初証拠金額は、次の a 及び b に掲げる額の合計額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a <u>算出日から起算して過去 1 2 0 日間（休業日を除外する。）の日々の通常取引に係る変動証拠金として授受する金額及び通常取引に係る受渡調整金として授受する金額の合算額の上位 2 0 日分の平均額（後決めレポ専用口座については適用しない。）</u> b <u>算出日の午後 2 時のバスケットネットティング結果に基づく銘柄後決めレポ取引に係る変動証拠金預託額相当額</u> 	
(4) 市場インパクト・チャージ所要額	<ul style="list-style-type: none"> • 市場インパクト・チャージ所要額は、算出日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベースス・ポイント・バリュー（当該銘柄が変動利付国債の場合はこれを 1 とする。以下同じ。）及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>1 回目の所要額算出における市場インパクト・チャージ所要額は、次の a 及び b に掲げるもののうち最大の額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a <u>取引執行コスト相当額</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前 7 時までに債務引受けを行い算出日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベースス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額。</u> b <u>調整取引執行コスト相当額</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前 7 時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベースス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額。</u> • <u>2 回目の所要額算出における市場インパクト・チャージ所要額は次の a に掲げるものとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a <u>調整取引執行コスト相当額</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午前 11 時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベースス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額。</u> • <u>3 回目の所要額算出における市場インパクト・チャージ所要額は次の a 及び b に掲げるもののうち最大の額とする。</u> <ul style="list-style-type: none"> a <u>調整取引執行コスト相当額</u> <ul style="list-style-type: none"> － <u>算出日前日までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える通常取引及び算出日の午後 2 時までに債務引受けを行い算出日翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベースス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • ベースス・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドの取扱いは、現行どおり。

	(参考) 現行	変更後	備考																					
		<p>b 平均取引執行コスト相当額（レポ専用口座及び後決めレポ専用口座については適用しない。）</p> <p>ー 算出日前日から起算して過去120日間（休業日を除外する。）の日々の平均取引執行コスト相当額計算用取引執行コスト相当額のうち、上位20日分の額の平均額。この場合において、平均取引執行コスト相当額計算用取引執行コスト相当額とは、一日までに債務引受けを行い当該一の日の翌日以降に決済日を迎える通常取引及び当該一の日の午後2時までに債務引受けを行い当該一の日の翌日以降に決済日を迎える銘柄後決めレポ取引に係る当該清算参加者の銘柄ごとの差引数量に当該銘柄のベース・ポイント・バリュー及び銘柄別基準スプレッドを乗じた金額を算出し、当該金額をすべての銘柄について合算した額とする。</p>																						
(5) 信用状況に応じた当初証拠金所要額の割増し	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、清算参加者の信用状況に鑑み当社が必要と認める場合には、当初証拠金所要額の一定率の割増しを行うことができることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、清算参加者の信用状況に鑑み当社が必要と認める場合には、当初証拠金所要額の一定率とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の一定率のいずれか大きい額の割増しを行うことができることとする。 フェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額は、当初証拠金所要額算出日の翌日から3営業日の間に決済日を迎えるすべての渡しポジションが当該3営業日継続してフェイルしたと仮定した場合に発生するフェイルチャージ相当額及び当初証拠金所要額算出日の翌日から3営業日の間に決済日を迎えるすべての受けポジションを決済するために義務付け調達を行うと仮定した場合に発生する義務付け調達コスト相当額の合計金額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者の信用状況に応じた当初証拠金の割増しの具体的な水準について、別添のとおりとする。 フェイルチャージに係る想定損失額については、清算参加者破綻時のフェイルチャージの取扱いについて別途検討のうえ、その結果を踏まえて対応要否を再検討する。 																					
(6) 緊急当初証拠金	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引（中心限月）の午前立会終了時の約定値段と前日午後立会終了時の約定値段との差が発動基準値を超えた場合に発動する。 緊急当初証拠金の発動基準値、預託時限及び緊急当初証拠金所要額の取扱いは、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="379 1365 1086 1890"> <thead> <tr> <th>発動基準値</th> <th>預託時限</th> <th>緊急当初証拠金所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値</td> <td rowspan="2">午後3時30分</td> <td>発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.3倍</td> </tr> <tr> <td>上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値</td> <td>発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.6倍</td> </tr> </tbody> </table>	発動基準値	預託時限	緊急当初証拠金所要額	時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値	午後3時30分	発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.3倍	上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値	発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.6倍	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり。 緊急当初証拠金の発動基準値、預託時限及び緊急当初証拠金所要額の取扱いは、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1305 1365 2166 1890"> <thead> <tr> <th>発動基準値</th> <th>預託時限</th> <th>緊急当初証拠金所要額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値</td> <td>午後2時</td> <td>発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍</td> </tr> <tr> <td>午後5時</td> <td>発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値</td> <td>午後2時</td> <td>発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍</td> </tr> <tr> <td>午後5時</td> <td>発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍</td> </tr> </tbody> </table>	発動基準値	預託時限	緊急当初証拠金所要額	時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値	午後2時	発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍	午後5時	発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍	上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値	午後2時	発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍	午後5時	発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍	
発動基準値	預託時限	緊急当初証拠金所要額																						
時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値	午後3時30分	発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.3倍																						
上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値		発動日前日に算出された当初証拠金基礎所要額の1.6倍																						
発動基準値	預託時限	緊急当初証拠金所要額																						
時価変動リスクファクター設定値（利付7-10年ゾーン）の小数点以下第3位を四捨五入し0.05刻みで切捨てた数値	午後2時	発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍																						
	午後5時	発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.3倍																						
上記の数値を1.3倍し0.05刻みで切捨てた数値	午後2時	発動日に算出された2回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍																						
	午後5時	発動日に算出された3回目の当初証拠金基礎所要額の1.6倍																						

	(参考) 現行	変更後	備考
4. 清算基金所要額	<ul style="list-style-type: none"> 清算基金所要額は、清算基金基礎所要額と1億円のいずれか大きい額とする。 清算基金基礎所要額は、清算基金算出日における担保超過リスク額が上位である清算参加者2社の担保超過リスク額の合計額を、当該算出日の各清算参加者の当初証拠金基礎所要額に応じて按分した額とする。 担保超過リスク額は、4.(2)で規定するストレス時リスク相当額から清算基金算出日前日の当初証拠金所要額を差し引いた額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり。 清算基金基礎所要額は、清算基金算出日における担保超過リスク額が上位である清算参加者2社の担保超過リスク額の合計額を、当該算出日の各清算参加者の<u>1回目の所要額算出における</u>当初証拠金基礎所要額に応じて按分した額とする。 現行どおり。 	
(1) 算出時点及び預託時限	<ul style="list-style-type: none"> 清算基金所要額の算出時点及び預託時限は、次のとおりとする。 算出時点：午後6時30分 預託時限：翌日午前11時 	<ul style="list-style-type: none"> 清算基金所要額の算出時点及び預託時限は、次のとおりとする。 算出時点：午後6時30分 預託時限：<u>翌日午前10時</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金の預託時限の変更に伴う措置。
(2) ストレス時リスク相当額	<ul style="list-style-type: none"> ストレス時リスク相当額は、過去の利回り曲線の変動データから主成分分析の手法により抽出した利回り曲線変動の主要な構成要素と市場の過去最も激しい変動の組合せ等により生成した12通りのストレスシナリオにおいて想定される最大の損失額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ストレス時リスク相当額は、過去の利回り曲線の変動データから主成分分析の手法により抽出した利回り曲線変動の主要な構成要素と市場の過去最も激しい変動の組合せ等により生成した12通りのストレスシナリオにおいて想定される最大の損失額に、<u>フェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額を加算した金額</u>とする。 	<ul style="list-style-type: none"> フェイルチャージに係る想定損失額については、清算参加者破綻時のフェイルチャージの取扱いについて別途検討のうえ、その結果を踏まえて対応要否を再検討する。
5. その他			
(1) FOS 決済	<ul style="list-style-type: none"> 現行のFOS決済について、支払方清算参加者は、午前10時までに当社に金銭を支払い、受領方清算参加者は午前11時以降当社から金銭を受領する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のFOS決済について、支払方清算参加者は、午前10時までに当社に金銭を支払い、受領方清算参加者は<u>午前10時30分以降</u>当社から金銭を受領する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金及び清算基金の預託時限の変更に伴う措置。

以上

信用状況に応じた当初証拠金の割増しに関する具体的な水準について

※ 下線部分が現行からの変更箇所

当初証拠金の割増し等が適用となる信用状況の水準	具体的な割増額
○格付（※1、2）のすべてがA-格未満相当の信用力と判断される場合（※3）	当初証拠金所要額の10%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の10%のいずれか大きい額（※6、7）
○格付（※1、2）のすべてがBBB+格未満相当の信用力と判断される場合（※3）	当初証拠金所要額の50%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の50%のいずれか大きい額（※6、7）
○格付（※1、2）のすべてがBBB格未満相当の信用力と判断される場合（※3）	当初証拠金所要額の100%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の100%のいずれか大きい額（※6、7）
○格付（※1、2）のいずれかがA-格未満相当の信用力と判断され、かつ、自己資本規制比率等が一定比率（自己資本規制比率は250%、自己資本比率は国際基準10%・国内基準5%、ソルベンシー・マージン比率は500%）を下回っている場合（※3、4、5）	当初証拠金所要額の10%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の10%のいずれか大きい額（※6、7）
○格付（※1、2）のいずれかがBBB+格未満相当の信用力と判断され、かつ、自己資本規制比率等が一定比率（自己資本規制比率は250%、自己資本比率は国際基準10%・国内基準5%、ソルベンシー・マージン比率は500%）を下回っている場合（※3、4、5）	当初証拠金所要額の50%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の50%のいずれか大きい額（※6、7）
○格付（※1、2）のいずれかがBBB格未満相当の信用力と判断され、かつ、自己資本規制比率等が一定比率（自己資本規制比率は250%、自己資本比率は国際基準10%・国内基準5%、ソルベンシー・マージン比率は500%）を下回っている場合（※3、4、5）	当初証拠金所要額の100%とフェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額の100%のいずれか大きい額（※6、7）

（※1）清算参加者が格付を有していない場合には、親会社等の格付とする（清算参加者と親会社等のいずれも格付を有していない場合はグループ会社等の格付とする）が、その場合の適用の判断は、1ノッチ上の基準による。

（※2）格付については、金融商品取引法上の「信用格付業者」（金融商品取引法第2条第36項。現時点においては株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、ムーディーズSFジャパン株式会社、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社、株式会社格付投資情報センター、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社及び日本スタンダード&プアーズ株式会社が該当。）及びその特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項）が付与する長期の債務を履行する能力に係る格付（いわゆる勝手格付を除く。）を使用することとする。

（※3）それぞれ、格付による基準のほか、当該清算参加者の社債やCDSのスプレッド、株価等のマーケット情報について、上記格付の要素を満たす企業との比較や、直近における急激な変動の有無といった点等を、また、手元流動性等の財務情報について極端な減少等がないかといった点、参加者のポジションの状況等を、それぞれ判断要素として加味したうえ、総合的に信用力の判断を行う。

(※4) 証券金融会社又は短資会社にあつてはこれに準ずる場合となつたとき同様の措置を講じる。

(※5) 特別金融商品取引業者にあつては自己資本規制比率又は連結自己資本規制比率により判定する。

(※6) フェイルチャージ及び資金調達費用に係る想定損失額とは、当初証拠金所要額算出日の翌日から3営業日の間に決済を迎えるすべての渡しポジションが当該3営業日継続してフェイルしたと仮定した場合に発生するフェイルチャージ相当額及び当初証拠金所要額算出日の翌日から3営業日の間に決済を迎えるすべての受けポジションを決済するために義務付け調達を行うと仮定した場合に発生する義務付け調達コスト相当額の合計金額とする。

(※7) 具体的な割増額については、当該割増額を上限として、参加者の手元流動性等の財務状況やポジションの状況等を踏まえ、決定する。

決済期間の短縮化後の手数料について

	(参考) 現行の手数料	決済期間短縮化後の手数料	備考																																																														
1. 口座管理手数料	1 ネットティング口座あたり月額：50万円 ※2以上のネットティング口座を開設する場合には、2口座目以降は1ネットティング口座あたり20万円	1 ネットティング口座あたり月額：180万円 ※2以上のネットティング口座を開設する場合には、2口座目以降は1ネットティング口座あたり10万円																																																															
2. 債務引受手数料	<p>(1) 国債証券の売買 債務引受金額（売買決済日に授受する金銭をいう。）に、次のa及びbに掲げる国債証券ごとに定める率を乗じた金額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 国庫短期証券</td> <td>万分の0.0005</td> </tr> <tr> <td>b. a. に掲げるもの以外の国債証券</td> <td>万分の0.002</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現金担保付債券貸借取引・現先取引 債務引受金額（エンド受渡金額をいう。）に、次のa及びbに掲げる取引ごとに定める率を乗じた金額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. オーバーナイト取引</td> <td>万分の0.0001に 貸借期間・取引期間の 日数を乗じた率</td> </tr> <tr> <td>b. a. に掲げるもの以外の取引</td> <td>万分の0.001</td> </tr> </tbody> </table>		料率	a. 国庫短期証券	万分の0.0005	b. a. に掲げるもの以外の国債証券	万分の0.002		料率	a. オーバーナイト取引	万分の0.0001に 貸借期間・取引期間の 日数を乗じた率	b. a. に掲げるもの以外の取引	万分の0.001	<p>(1) 国債証券の売買 債務引受金額（売買決済日に授受する金銭をいう。）に、次のa. 及びb. に掲げる国債証券ごとに定める率を乗じた金額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>債務引受金額</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">a. 国庫短期証券</td> <td>月間2,000億円以下</td> <td>万分の0.002</td> </tr> <tr> <td>月間2,000億円を超え4,000億円以下</td> <td>万分の0.0015</td> </tr> <tr> <td>月間4,000億円を超え1兆円以下</td> <td>万分の0.001</td> </tr> <tr> <td>月間1兆円を超え3兆円以下</td> <td>万分の0.00075</td> </tr> <tr> <td>月間3兆円超</td> <td>万分の0.0003</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">b. a. に掲げるもの以外の国債証券</td> <td>月間1兆円以下</td> <td>万分の0.004</td> </tr> <tr> <td>月間1兆円を超え2兆円以下</td> <td>万分の0.003</td> </tr> <tr> <td>月間2兆円を超え4兆円以下</td> <td>万分の0.002</td> </tr> <tr> <td>月間4兆円を超え7兆円以下</td> <td>万分の0.0015</td> </tr> <tr> <td>月間7兆円超</td> <td>万分の0.0006</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現金担保付債券貸借取引・現先取引 債務引受金額（エンド受渡金額をいう。）に、次のa. 及びb. に掲げる取引ごとに定める率を乗じた金額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>債務引受金額</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">a. オーバーナイト取引</td> <td>月間20兆円以下</td> <td>万分の0.0003</td> </tr> <tr> <td>月間20兆円を超え30兆円以下</td> <td>万分の0.00018</td> </tr> <tr> <td>月間30兆円を超え50兆円以下</td> <td>万分の0.00009</td> </tr> <tr> <td>月間50兆円を超え100兆円以下</td> <td>万分の0.00006</td> </tr> <tr> <td>月間100兆円超</td> <td>万分の0.00003</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">b. a. に掲げるもの以外の取引</td> <td>月間1兆5,000億円以下</td> <td>万分の0.003</td> </tr> <tr> <td>月間1兆5,000億円を超え2兆5,000億円以下</td> <td>万分の0.0018</td> </tr> <tr> <td>月間2兆5,000億円を超え5兆円以下</td> <td>万分の0.0009</td> </tr> <tr> <td>月間5兆円を超え10兆円以下</td> <td>万分の0.0006</td> </tr> <tr> <td>月間10兆円超</td> <td>万分の0.0003</td> </tr> </tbody> </table> <p>※オーバーナイト取引については債務引受金額に貸借期間・取引期間の日数を乗じた金額</p>		債務引受金額	料率	a. 国庫短期証券	月間2,000億円以下	万分の0.002	月間2,000億円を超え4,000億円以下	万分の0.0015	月間4,000億円を超え1兆円以下	万分の0.001	月間1兆円を超え3兆円以下	万分の0.00075	月間3兆円超	万分の0.0003	b. a. に掲げるもの以外の国債証券	月間1兆円以下	万分の0.004	月間1兆円を超え2兆円以下	万分の0.003	月間2兆円を超え4兆円以下	万分の0.002	月間4兆円を超え7兆円以下	万分の0.0015	月間7兆円超	万分の0.0006		債務引受金額	料率	a. オーバーナイト取引	月間20兆円以下	万分の0.0003	月間20兆円を超え30兆円以下	万分の0.00018	月間30兆円を超え50兆円以下	万分の0.00009	月間50兆円を超え100兆円以下	万分の0.00006	月間100兆円超	万分の0.00003	b. a. に掲げるもの以外の取引	月間1兆5,000億円以下	万分の0.003	月間1兆5,000億円を超え2兆5,000億円以下	万分の0.0018	月間2兆5,000億円を超え5兆円以下	万分の0.0009	月間5兆円を超え10兆円以下	万分の0.0006	月間10兆円超	万分の0.0003	
	料率																																																																
a. 国庫短期証券	万分の0.0005																																																																
b. a. に掲げるもの以外の国債証券	万分の0.002																																																																
	料率																																																																
a. オーバーナイト取引	万分の0.0001に 貸借期間・取引期間の 日数を乗じた率																																																																
b. a. に掲げるもの以外の取引	万分の0.001																																																																
	債務引受金額	料率																																																															
a. 国庫短期証券	月間2,000億円以下	万分の0.002																																																															
	月間2,000億円を超え4,000億円以下	万分の0.0015																																																															
	月間4,000億円を超え1兆円以下	万分の0.001																																																															
	月間1兆円を超え3兆円以下	万分の0.00075																																																															
	月間3兆円超	万分の0.0003																																																															
b. a. に掲げるもの以外の国債証券	月間1兆円以下	万分の0.004																																																															
	月間1兆円を超え2兆円以下	万分の0.003																																																															
	月間2兆円を超え4兆円以下	万分の0.002																																																															
	月間4兆円を超え7兆円以下	万分の0.0015																																																															
	月間7兆円超	万分の0.0006																																																															
	債務引受金額	料率																																																															
a. オーバーナイト取引	月間20兆円以下	万分の0.0003																																																															
	月間20兆円を超え30兆円以下	万分の0.00018																																																															
	月間30兆円を超え50兆円以下	万分の0.00009																																																															
	月間50兆円を超え100兆円以下	万分の0.00006																																																															
	月間100兆円超	万分の0.00003																																																															
b. a. に掲げるもの以外の取引	月間1兆5,000億円以下	万分の0.003																																																															
	月間1兆5,000億円を超え2兆5,000億円以下	万分の0.0018																																																															
	月間2兆5,000億円を超え5兆円以下	万分の0.0009																																																															
	月間5兆円を超え10兆円以下	万分の0.0006																																																															
	月間10兆円超	万分の0.0003																																																															

	(参考) 現行の手数料	決済期間短縮化後の手数料	備考												
3. 銘柄割当手数料		<p>(1) 銘柄割当てごとの銘柄割当手数料 銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務^{※1}に係る受渡金額^{※2}に、次に定める率を乗じた金額</p> <table border="1" data-bbox="1139 327 2347 606"> <thead> <tr> <th>銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務に係る受渡金額</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月間 5,000 億円以下</td> <td>万分の 0.0036</td> </tr> <tr> <td>月間 5,000 億円を超え 2兆 5,000 億円以下</td> <td>万分の 0.0032</td> </tr> <tr> <td>月間 2兆 5,000 億円を超え 10兆円以下</td> <td>万分の 0.0028</td> </tr> <tr> <td>月間 10兆円を超え 15兆円以下</td> <td>万分の 0.0018</td> </tr> <tr> <td>月間 15兆円超</td> <td>万分の 0.0005</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 前回の銘柄割当てからの繰越分を含む。 ※2 バスケットネットティングの結果が国債の渡方となる清算参加者に限る。</p> <p>(2) 超過割当手数料 銘柄後決めレポ取引の 3 回目の銘柄割当てにおいて国債渡方の割当可能数量が不足した場合における当社による割当可能残高通知の範囲外の銘柄割当てが行われた件数に 5 万円を乗じた金額。</p>	銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務に係る受渡金額	料率	月間 5,000 億円以下	万分の 0.0036	月間 5,000 億円を超え 2兆 5,000 億円以下	万分の 0.0032	月間 2兆 5,000 億円を超え 10兆円以下	万分の 0.0028	月間 10兆円を超え 15兆円以下	万分の 0.0018	月間 15兆円超	万分の 0.0005	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄後決めレポ取引の取扱いによる新規の項目 (2) については、当面の間は適用しないこととし、銘柄後決めレポ取引の清算業務開始から一定期間（半年程度）経過後に、適用の要否及び手数料水準について、改めて検討を行う。
銘柄割当ての対象となるスタート/Rewind 債務に係る受渡金額	料率														
月間 5,000 億円以下	万分の 0.0036														
月間 5,000 億円を超え 2兆 5,000 億円以下	万分の 0.0032														
月間 2兆 5,000 億円を超え 10兆円以下	万分の 0.0028														
月間 10兆円を超え 15兆円以下	万分の 0.0018														
月間 15兆円超	万分の 0.0005														
4. 残高管理手数料	<p>決済日等ごとの残高管理手数料 ＝決済日等を同一とする各清算参加者と当社との間の金銭決済債務（決済日等が計算日から起算して 2 日目以降のものに限る。）の額の合計額 × 次の営業日の前日までの日数 ÷ 365 × 万分の 0.09</p>	<p>残高管理手数料 ＝計算日ごとの対象金額の月間合計額 × 次に定める料率（計算日ごとの対象金額＝決済日等を同一とする各清算参加者と当社との間の金銭決済債務（決済日等が計算日から起算して 2 日目以降のものに限る。）の額の合計額 × 次の営業日の前日までの日数 ÷ 365）</p> <table border="1" data-bbox="1139 1226 2347 1413"> <thead> <tr> <th>対象金額</th> <th>料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月間 2,000 億円以下</td> <td>万分の 0.033</td> </tr> <tr> <td>月間 2,000 億円を超え 3,000 億円以下</td> <td>万分の 0.031</td> </tr> <tr> <td>月間 3,000 億円超</td> <td>万分の 0.029</td> </tr> </tbody> </table>	対象金額	料率	月間 2,000 億円以下	万分の 0.033	月間 2,000 億円を超え 3,000 億円以下	万分の 0.031	月間 3,000 億円超	万分の 0.029					
対象金額	料率														
月間 2,000 億円以下	万分の 0.033														
月間 2,000 億円を超え 3,000 億円以下	万分の 0.031														
月間 3,000 億円超	万分の 0.029														
5. 期日管理手数料	<p>決済日等（売買決済日又はエンド決済日）ごとの期日管理手数料 ＝決済日等を同一とする各清算参加者からその日に引き受けた債務に係る清算対象取引における取引金額（売買については売買金額、現金担保付貸借取引・現先取引についてはエンド受渡金額）の合計額 × 決済日等までの超過日数[*] ÷ 365 × 万分の 0.015</p> <p>[*] 計算日から起算して 3 日目の日の翌日から決済日等までの日数。</p>	<p>決済日等（売買決済日又はエンド決済日）ごとの期日管理手数料 ＝決済日等を同一とする各清算参加者からその日に引き受けた債務に係る清算対象取引における取引金額（売買については売買金額、現金担保付貸借取引・現先取引についてはエンド受渡金額）の合計額 × 決済日等までの超過日数[*] ÷ 365 × 万分の 0.015</p> <p>[*] 計算日から起算して 2 日目の日の翌日から決済日等までの日数。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下線部は、決済期間短縮化によるレギュラー受渡日の変更に伴う変更部分。 												

	(参考) 現行の手数料	決済期間短縮化後の手数料	備考						
6. DVP決済手数料	DVP決済に係る国債証券の口座振替1件あたり 200円	DVP決済に係る国債証券の口座振替1件あたり150円							
7. 担保管理事務手数料	当初証拠金及び清算基金の返還に係る口座振替1件あたり200円	当初証拠金及び清算基金の返還に係る口座振替1件あたり200円							
8. WEB端末利用手数料	1ユーザーIDあたり月額：1万円	1ユーザーIDあたり月額：1万円							
9. 証明書発行手数料	当初証拠金残高証明書等1通につき3,000円	当初証拠金残高証明書等1通につき3,000円							
10. 手数料の限度額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 自社清算参加者</td> <td>月額500万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 他社清算参加者</td> <td>月額500万円に有価証券等清算取次ぎに係る債務引受手数料を加算した額を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>		限度額	(1) 自社清算参加者	月額500万円	(2) 他社清算参加者	月額500万円に有価証券等清算取次ぎに係る債務引受手数料を加算した額を上限とする。	(廃止)	
	限度額								
(1) 自社清算参加者	月額500万円								
(2) 他社清算参加者	月額500万円に有価証券等清算取次ぎに係る債務引受手数料を加算した額を上限とする。								

以上

銘柄後決めレポ取引の概要

■ 現行のレポ取引（銘柄先決めレポ取引）が、約定時点で銘柄及び受渡金額を決めるのに対して、銘柄後決めレポ取引は、約定時点では資金の受渡金額及びバスケット（複数の銘柄の集合体）のみを決め、その後、第三者機関が、スタート決済の直前に国債の渡方の在庫から個別銘柄の割当てを行う取引手法

■ 銘柄先決めレポ取引と銘柄後決め取引の主な相違点

	銘柄先決めレポ取引	銘柄後決めレポ取引
約定時点の銘柄	個別銘柄	バスケット（個別銘柄は後刻決定）
受渡金額の決定方法	約定した個別銘柄の数量及び時価から算出	約定時点において当事者間で合意
銘柄割当ての主体	国債の渡方となる取引当事者	第三者機関（J S C C）
日本銀行への決済指図の送信主体	国債の渡方となる取引当事者	第三者機関（J S C C）

